



経営 トップに聞く

有限会社ケアセンターきらめき 代表取締役社長 渡慶次 直人 氏

特集1 沖縄県内の在留外国人の動向と行政の多文化共生への取り組み

特集2 沖縄県における一戸建て住宅着工の動向と県内住宅市場の今後の展望

特集3 沖縄県内の第三次産業における県内企業優先利用に向けた検討



CONTENTS

経営トップに聞く 有限会社ケアセンターきらめき ～幅広い世代への「共生型」福祉サービスをとおして一人ひとりの「きらめく」生活の実現を目指す～ 代表取締役社長 渡慶次 直人 氏	01
特集1 沖縄県内の在留外国人の動向と行政の多文化共生への取り組み りゅうぎん総合研究所 常務取締役 宮国 英理子	06
特集2 沖縄県における一戸建て住宅着工の動向と県内住宅市場の今後の展望 りゅうぎん総合研究所 研究員 城間 櫻 琉球銀行 営業統括部 営業企画課 調査役 棚原 武昭	42
特集3 沖縄県内の第三次産業における県内企業優先利用に向けた検討 りゅうぎん総合研究所 研究員 米須 唯	58
新時代の教育研究を切り拓く 1. 産学連携の強化－産学連携の強化－OISTを日本の重要な研究開発拠点・国家戦略的資産として 確立するための新たな一歩 2. OISTから新たなスタートアップ「Kwahuu Ocean」が誕生 沖縄科学技術大学院大学 コミュニケーション・広報ディビジョンメディアセクション (同大学のHP記事より許可を得て転載)	84
行政情報185 内閣府沖縄総合事務局経済産業部	89
沖縄県の景気動向 (2025年2月) ～景気は、緩やかに拡大している (18カ月連続)～	90
学びバンク ・トレッキング ～本島北部 気軽に山歩き～ 琉球銀行 本部支店長 上地 安彦 ・フィッシング詐欺 ～報告最多 防止策確認を～ 琉球銀行 事務統括部 金城 亜里紗 ・ジョブ型雇用 ～能動的にキャリア選択～ 琉球銀行 那覇市役所内出張所長 東恩納 厚 ・賃金のデジタル払い ～キャッシュレスを促進～ 琉球銀行 人事部 調査役 新垣 尚 ・ふるさと ～連帯感育み地域活性化～ 琉球銀行 金城支店長 平安名 育子	102
経営情報 インセンティブ報酬 提供 太陽グラントソントン税理士法人	105
県内の主要金融経済指標	106

注:所属部署、役職は執筆時のものです。

幅広い世代への「共生型」
福祉サービスをとおして
一人ひとりの「きらめく」
生活の実現を目指す。



有限会社ケアセンターきらめき
代表取締役社長 渡慶次 直人 氏



有限会社ケアセンターきらめき（読谷村）は障がい児（者）・高齢者福祉サービス事業を行う法人である。同社は沖縄県内で児童デイサービス、就労支援施設、通所介護施設など計16事業所を運営しており、幅広い世代への生活支援を行っている。児童デイサービスは児童の発達段階や障がいの特性に応じて事業所を設置しており、それぞれに合った細やかな支援ができる点が特徴である。今回は嘉手納町にある法人本部・嘉手納オフィスを訪ね、渡慶次社長に自社の創業経緯や社員教育、今後の展望などについてお伺いした。

インタビューとレポート 我謝 和紀

御社の創業経緯をお聞かせください。

当社は2004年に私の父である渡慶次憲（現代表取締役会長）が設立しました。創業前、父は大規模な医療法人に勤めており、介護保険制度が開始した時期に地域でデイサービスの開設等に携わっていましたが、「少人数」「家庭的な空間」の地域福祉サービスを提供したいとの思いから、独立して当社を設立しました。

2005年4月に嘉手納町にて最初の事業所となる通所介護「ケアセンターきらめき」（現在、読谷村）を開設しました。そして同年8月には児童デイサービス「首里きらめき」を開設します。

現在児童デイサービスは県内で約300事業所ほどあるのですが、当時は開設事業所が少なく、当社が草分け的な存在だと言えます。また、介護分野の通所介護と障がい分野の児童デイサービスを同時に開設するのは当時でも珍しく、創業者である父が「子どもからお年寄りまで 一つ屋根のきらめき家族」を掲げ、介護と障がいの分野の垣根や子どもから高齢者までの世代の垣根を超えた「共生型サービス」を実践してきました。これは現在に至るまで当社の事業根幹のコンセプトとなっており、これらのサービスを開始した2005年を創業年としています。



法人本部嘉手納オフィス（就労支援ジョブきらめき併設・嘉手納町）

その後、2006年に医療的ケア児を受け入れる児童デイサービス「きらめき読谷」、2007年に居宅介護支援「ケアプランきらめき」と続けて開設しました。それからしばらくして、2013年に障がいを持たれている方の就労を支援する就労継続支援B型「ジョブきらめき」を開設しました。

渡慶次社長が入社された経緯をお聞かせください。

私は2013年10月に当社へ入社します。もともと私は福岡で経済記者として働いていたのですが、ある日、当時社長であった父が福岡に来て「事業所が増えるから事業を手伝ってほしい」と入社を促されたことがきっかけです。

私はそれまで経済記者として、様々な業界の経営者や行政トップなどにお会いし、産官学の多分野の情勢を取材して記事にする「伝える」側の人間だったのですが、そのような方々への取材を通して、実際にプロジェクトの運営や組織を経営する「プレイヤー」への魅力を感じていました。また、家業としての意味合いと、高齢者や障がいを持たれた方の増加により強まるニーズや広がる市場、ケアを通して地域住民の生活を支える「福祉」サービス業に可能性を感じ、当社への入社を決意しました。

渡慶次社長が社長にご就任なされた経緯や取り組まれた事をお聞かせください。

私は入社後、「グループホームきらめきトグチ開設準備室長」、事務や全体をまとめる「事務長」、「取締役」を経て、2020年に代表取締役へ就任しました。

その間、当社の事業も拡大していきます。2014年に介護では当社初となる認知症対応型の入所施設「グループホームきらめきトグチ」を開設し、その年から24時間365日体制の介護サービスを開始しました。また、児童の「発達障がい」のニーズの高まりを受け、障がい分野の相談窓口となる「相談支援事業所きらめき」を同年に開設しました。これを皮切りに、2015年に児童デイサービス「きらめき古堅」、2016年に未就学時の早期療育を提供する児童発達支援「きらめきキッズ」、2018年に就学児を対象とした児童デイサービス「きらめき大湾」を開設しました。

このようにコンスタントに事業所を増やしたのですが、いつまでに何店舗という目標はなく、現在ある事業所の中で、対象となる児童やサービスのニーズの高まりを受けて、のれん分けという形で事業所を増やしており、あくまで地域ニーズに応じて事業を拡大させる方向性を持つ



グループホームきらめきトグチ（読谷村）



良質な介護サービスを提供



きらめき北谷（北谷町）



それぞれの児童に応じたケアが可能

ています。

2020年からはコロナ禍に突入しますが、同年の児童デイサービス「きらめき大湾東」、就労継続支援B型「ジョブきらめき水釜」の開設を皮切りに、既存事業の地域ニーズを捉えながら毎年事業所を増設します。感染症対策を並行しながらも結果として事業拡大できたのは大きかったです。

2022年には児童デイサービス「きらめき古堅南」を開設します。創業時から読谷、嘉手納、首里を拠点として事業をしていたものの、読谷の事業所増設により、首里でのマネジメントが距離や人的な面でシナジーが生まれにくくなっていたため、この3地域を結ぶために、2021年にこどもサポートセンター「きらめき北谷」、2023年に児童デイサービス「きらめき宜野湾」を開設しました。これにより読谷、嘉手納、北谷、宜野湾、首里を結ぶ「ゴールデンルート」ができたので、人員不足時のヘルプ体制ができ、相互で営業のエリアカバーができるなど、シナジーが生まれました。

2024年には、既設の「グループホームきらめきトグチ」にて蓄積した入所系サービスのノウハウをいかした障害グループホーム「kiramekiHOME トケシ」を開設しました。

また、事業拡大のほかにも労務関連ソフトや人事考課制度、キャリアパス制度の導入、研修プログラムの整備、メンタルケア「みんなの保健室」の導入など、働きやすい職場環境の実現に向け、人事制度の充実化に取り組みました。

私は、大学経済学部での知識と経済記者として何千社、何千人に取材した知見や経験を今の法人経営に活かし、社長業的なことは事務長時代から行っていたのですが、実際に会社の代表者になってみると組織的な課題がより鮮明に見えてきて、その重みにプレッシャーを感じる事が少なからずあります。しかし、それを支えているのが「福祉」への想いです。私の弟は先天的な身体の障がいを持ち、幼い頃から「車いす」生活でした。彼の努力や決断を支え暮らす「当事者家族」でもあり、障がいや認知症であってもなくても、必要であれば福祉の支援を受けながら当事者と家族が健やかに生活できる意義と、それを支援する「福祉」の力を身に染みて感じています。そしてその想いが私の経営の根幹にあります。

社員教育として取り組んでいることをお聞かせください。

福祉サービス業界は機械設備を伴う製造業等



就労支援にて焼き菓子づくり



スタッフの働きやすい環境づくりに取り組む



製造した焼き菓子（キラメイドにて販売）

と違い、「人」が大きな資本となります。人＝スタッフ・管理者の知識技術の向上がケア・支援の質の向上へと直結します。そのため当社は「人的資本経営」を軸として、研修等の教育・人財開発に取り組んでいます。

具体的には異業種からの勤務も可能とするために、介護福祉の基礎、接遇、キャリア等を学ぶ「新任研修」や、認知症、療育等の専門知識を動画や集合にて全階層で学ぶ「共通研修」、コーチングや人財育成手法などを学ぶ「管理者研修」など、階層に応じた「研修プログラム」を長年、内容を充実させながら実施しています。

また、近年では短期間での技術習得や新人のフォロー体制を充実するために、勤務2年以上のスタッフを対象とした「チューター制度」を2022年から実施しています。その結果、スタッフのスキルアップに加え新人スタッフの離職率の低下などの効果が見られたほか、福祉業界の未経験者や異業種の方や専門性を高めたい方の求人や採用数がさらに増加しました。そしてスタッフ一人ひとりのキャリアデザインを充実させるために年2回の「キャリアパス面談」を実施し、業務のフィードバックや勤務希望先、目標設定などを行います。これはモチベーションアップの仕組みとして人財定着にも効果が出

Kiramekiクリ∞ みんなの行動指針

- すべての人に、愛と情熱をつくし仕えます。
- 心を開いて、助け合い求め合い、共生します。
- 知識と技術をもち、創意工夫の姿勢で答えます。
- 言葉にならない要望まで、果敢に応えます。
- 私とすべての人の、自律と成長を喜ばします。
- 尊厳ある、人と家族と地域の幸せを創造します。
- 優しさと温もりを、行動と言葉で示します。
- ひとり一人が笑顔あふれ、きらめく私ています。

ています。

DXの推進にも取り組んでいます。会議の議事録などを全てデジタル化しました。また、各事業所の収支をデータで管理しており、財務分析や賞与評価などに活用しています。データで「見える化」することで、管理者の管理会計の意識やスタッフ自身の処遇の納得感やモチベーションの向上にもつながっています。

当社のミッション（理念）を軸にしたビジョンは「つかえる（仕える、遣える、使える）、こたえる（応える、答える）」です。それに基づき、8つの行動指針を定め、スタッフがいつでも携帯できる「kirameki クレド」を作成しました。これらは私が代表取締役就任後、幹部管理者と半年かけて作り上げました。研修でも採り上げており、全スタッフへの浸透と行動変容が見られて、法人とスタッフのビジョンや方向性の共有を含めた効果を感じています。

社会貢献活動として取り組んでいることについてお聞かせください。

当社では社会貢献活動として、福祉イベントや地域スポーツ、文化行事などへ協賛しています。

2024年は少年野球の「第149回沖縄県学童軟式野球大会嘉手納読谷ブロック予選大会」



「kirameki 大木南」完成イメージ図（読谷村）



社会福祉連携推進法人「いーまーる」を設立

のスポンサーとなり、「第13回沖縄タイムスワラビー杯」と連名にて「第1回 kirameki 旗」を開催しました。このように地域の子どものスポーツ振興や健全育成にも取り組んでいます。

今後の展望についてお聞かせください。

読谷村大木南土地区画整理区域にて、2階建ての複合施設「kirameki 大木南（仮称）」を2024年より建設開始しました。2025年秋頃に完成、サービス開始予定です。同施設は通所介護・生活介護・障害グループホームの複合型福祉施設となる予定です。介護と障がい分野の共生、また介護で培った入居系サービスを障がい分野にもいかす、当社のこれまでの集大成といえる施設です。

また、2024年10月に沖縄県初となる社会福祉連携推進法人「いーまーる」が設立され、当社もその社員法人となっています。同法人は学校法人「大庭学園」や3つの社会福祉法人、子ども民間法人の5法人で構成され、法人の垣根を超えた横の連携を活用し、人財確保・育成、共同物品購入での経営効率化、適正人財の配置システムづくりなどを行い、福祉業界全体の発展に向けて取り組んでいます。

また今後は、「自宅のできる限り過ごしたい」

法人概要

商 号：有限会社ケアセンターきらめき
 住 所：沖縄県中頭郡読谷村字波具知 36-2
 連 絡 先：098-957-1670
 設 立：2004年11月12日（2005年創業）
 役 員：代表取締役会長 渡慶次 憲

代表取締役社長 渡慶次 直人

従 業 員 数：124名（2025年2月時点）

U R L：https://kirameki-family.org/

事 業 内 容：障がい児（者）・高齢者福祉サービス事業

とする訪問看護等の訪問系サービスや、観光やサービス業などの異業種とのコラボなど、福祉サービスとシナジーをもつ業界や法人を超えた事業も考えています。

一方、福祉人財がいなければ新たな事業も実現できません。現在、当社は年間30人ほどの日本人を採用していますが、さらに「処遇向上」「働きやすい環境」を充実させ、魅力ある職場づくりに邁進するとともに、外国人の雇用にも注力していきます。

最後に

当社は2025年4月に創業20周年を迎えました。当社を支えて下さったスタッフ、利用者様、関係機関、地域の皆様に多大なる感謝を申し上げます。

今後も、ビジョンにも掲げる奉仕の心と地域の要望に果敢に応える「つかえる、こたえる」の姿勢で、さらに強く豊かな未来を創造する法人を目指し、持続可能で「きらめく」沖縄の生活インフラを支え発展する一助となれるよう、全スタッフとともに前進していきたいと思いません。

これからも皆様のご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

特集1

沖縄県内の在留外国人の動向と 行政の多文化共生への取り組み —在留外国人は2万8,519人(2024年12月 末推計)と過去最高の見込み、行政支援の更 なる強化が求められる—



りゅうぎん総合研究所
常務取締役
宮国 英理子

要 旨

- ・出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、2023年12月末の沖縄県の在留外国人は2万5,447人で、前年末比3,655人(16.8%増)増加した。
- ・国籍・地域別ではネパールが4,428人で最も多く、過去最多となった。次いで中国(2,837人)、米国(2,758人)、ベトナム(2,614人)、フィリピン(2,587人)、などの順となった。
- ・在留資格別では永住者が6,004人で最も多く、前年末比でも増加した。次いで留学(3,624人)、技術・人文知識・国際業務(2,818人)、技能実習(2,811人)、日本人の配偶者等(2,169人)、の順となり、留学の増加数が最も大きかった。
- ・2019年4月に新たに創設された「特定技能」は、24年6月末には2,446人となり、業種別では「飲食料品製造業」(495人)が最も多く、次に「介護」(491人)となり、これまで最多だった「農業」(457人)を超えた。
- ・在留外国人はコロナ禍を経て、増加が継続している。当研究所で沖縄県の「推計人口」から24年12月末の在留外国人を試算した結果、2万8,519人と推計され、前年末比で3,072人程度増加していると見込まれる。
- ・総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で本県における在留外国人の人口移動をみると、入国制限が撤廃され、沖縄県経済も回復基調となった22年からは「国外からの本県への転入」が増加したことにより、「本県への転入超」が続いているが、県内の語学学校等を経て、県外へ進学・就職する外国人も多く課題である。
- ・県内では様々な業界で人手不足が課題となっているが、アルバイトも含め外国人労働者が地域経済社会を下支えしている現状があり、生活や雇用環境の整備が急務である。
- ・2024年に改正出入国管理法が公布され、技能実習制度にかわり新しい制度である育成就労制度が創設された。外国人労働者の人権を守ることを主眼に改正が実施され、27年までに施行される。
- ・多文化共生社会を構築するためには、外国人を丁寧に取り入れ支援することが重要である。先進事例として、行政が積極的に支援活動を行っている群馬県と愛知県の実践を紹介した。長期に亘る支援により多文化共生が着実に進んでいるが、新たな課題も生まれており継続的な支援が必要である。
- ・沖縄県でも多文化共生の重要性への認識が高まっており、2024年度の万国津梁会議においては「多文化共生社会の構築」がテーマとなり、提言が行われた。同提言をもとに早急な行動が必要である。
- ・県内の多文化共生・共創社会の早期実現へ向け、(1)沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設、(2)適正な人材と予算の投入、(3)先進地域(愛知県や群馬県など)に学ぶ、(4)国家戦略特区の活用による規制緩和を提案し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、沖縄県も積極的な一歩を踏み出すことに期待する。

1.はじめに

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」(2023年7月7日公表)によると、23年12月末現在の国内の在留外国人は341万992人となり、22年末(307万5,213人)に比べ33万5,779人(10.9%増)増加し、2年連続の増加となった。また沖縄県の在留外国人は2万5,447人で前年末比3,655人(16.8%増)の増加となり、2年連続で過去最高を更新した。

本レポートでは、はじめに、同庁が公表した国籍・地域別、在留資格別、年齢・男女別のデータに基づき、23年末の県内の在留外国人についての動向を取りまとめる。また、本県の「推計人口」より24年12月末の在留外国人の人数を推計した後、本県における在留外国人の国内外の移動状況を確認する。そして沖縄労働局の公表データにより、沖縄経済社会を支える人材として活躍している在留外国人の就労状況の動向を確認する。次に、24年に外国人労働者の技能実習制度にかわり、新たに創設された育成就労制度についてポイントを整理する。最後に、増加が続く外国人の受入れ態勢について行政の対応にフォーカスし、先進例を参照しながら沖縄県における課題の解決と展望について考察する。

2.県内外外国人の動向(2023年12月末時点)

2-1 国籍・地域別の在留外国人

2023年12月末の本県の在留外国人は前述のとおり2万5,447人で、前年末比16.8%の増加となった(図表1、2)。国籍・地域別で見るとネパールが4,428人で最も多く、在留外国人に占める割合は17.4%となった。前年と比較

すると1,093人増加(32.8%増)となり、過去最多となった。次いで中国が2,837人(同164人増、6.1%増)、米国(米軍関係を除く)が2,758人(同86人増、3.2%増)、ベトナムが2,614人(同380人増、17.0%増)、フィリピンが2,587人(同244人増、10.4%増)、インドネシアが2,362人(同822人増、53.2%増)となった。

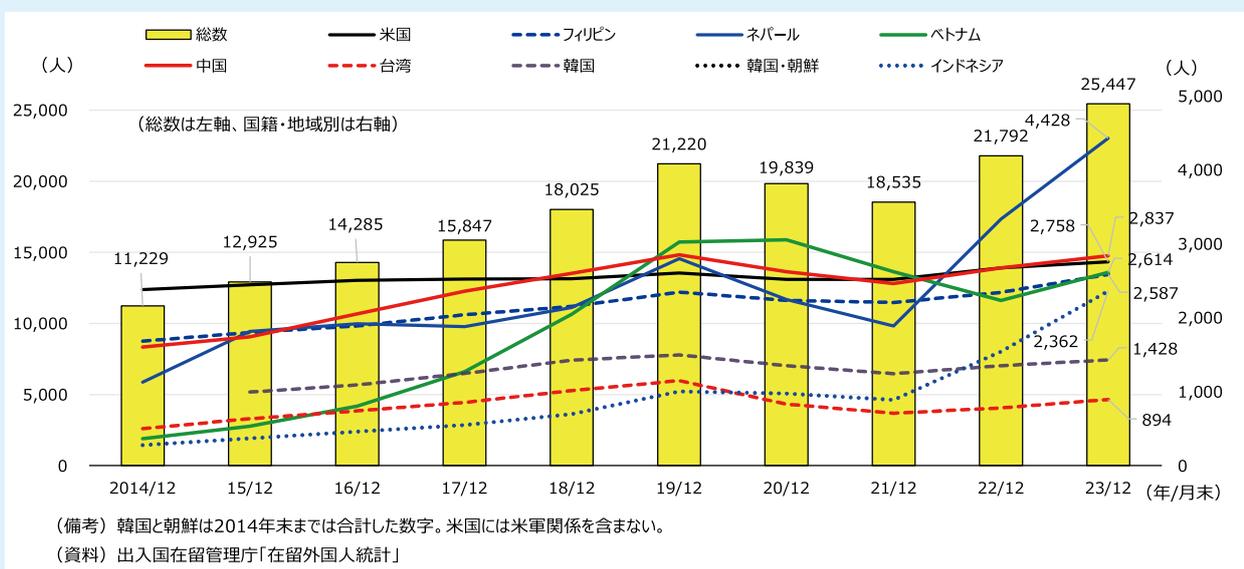
留学生を中心に増加を続けていたネパールは、20年以降はコロナ禍で大きく減少したが、22年3月に留学生や技能実習生などの長期滞在者の入国規制が解除され、語学学校への留学の動きが再開したことから大きく増加に転じ、23年はその勢いが加速し2年連続で最多となった。

中国は「永住者」が39.6%を占めるが、インバウンド客の増加に伴い、観光地等や行政機関等での語学ニーズの高まりから、通訳や語学教師など「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者の増加もみられる。また米国は当県の歴史的背景から米軍及び軍属を対象としたビジネスサービスが多いこともあり、「永住者」39.9%、「日本人の配偶者」が36.7%を占め、安定して推移している。

ベトナムは、技能実習生を中心に増加を続け19年からは3年連続で最多となっていたものの、コロナ禍以降減少を続けていたが、23年は増加に転じた。

その他、インドネシアは前年比53.2%と急伸した。現地で特定技能試験を実施していることや、日本への就労支援環境などの整備が進んでいることを受け、主に「特定技能」及び「技能実習」の在留資格の伸びが継続している。

図表1 在留外国人の総数および国籍・地域別人数(沖縄県)



図表2 在留外国人の総数および国籍・地域別人数（沖縄県：上位10位）

（単位：人、％）

	人 数						増減率	
	2021年12月末		2022年12月末		2023年12月末		前年比	
		構成比		構成比		構成比		
総数	18,535	100.0	21,792	100.0	25,447	100.0	16.8	
1	ネパール	1,885	10.2	3,335	15.3	4,428	17.4	32.8
2	中国	2,461	13.3	2,673	12.3	2,837	11.1	6.1
3	米国	2,518	13.6	2,672	12.3	2,758	10.8	3.2
4	ベトナム	2,622	14.1	2,234	10.3	2,614	10.3	17.0
5	フィリピン	2,206	11.9	2,343	10.8	2,587	10.2	10.4
6	インドネシア	890	4.8	1,542	7.1	2,362	9.3	53.2
7	韓国	1,243	6.7	1,351	6.2	1,428	5.6	5.7
8	ブラジル	642	3.5	767	3.5	910	3.6	18.6
9	台湾	709	3.8	781	3.6	894	3.5	14.5
10	ミャンマー	262	1.4	262	1.2	563	2.2	114.9

（備考）米国には米軍関係を含まない。▲はマイナス。

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計」

2-2 在留資格別の在留外国人

（1）在留資格の分類

在留資格は外国人が日本に入国し在留することを認める資格であり、出入国管理法によりその外国人が行う活動内容や日本において有する身分・地位に応じて資格が付与されている。また在留資格ごとに、在留期間や活動内容が決められ、就労の条件を基準として、大きく以下の4つに分類することができる。

- ①「永住者」や「日本人の配偶者等」：日本人と同様に職種や業種を問わず働くことができ、活動に制限のない資格
- ②「技術・人文知識・国際業務（技術者や通訳、語学教師など）」や「特定技能」、「技能実習」、「教授」、「興行」：一定の範囲内の職種や業種で就労が認められる資格
- ③「留学」や「家族滞在（就労資格等で在留する外国人の配偶者、子）」、「短期滞在」：就労が認められない資格（ただし留学生等は資格外活動許可を受ければ、一定の範囲内で就労が認められる）
- ④「特定活動（外交官等の家事使用人、ワーキングホリデーなど）」：現在の在留資格に分類できない活動に従事する外国人のための資格
このほか第二次大戦前から居住している在日韓国・朝鮮人、台湾人等の「特別永住者」としての在留資格がある。

（2）在留外国人の在留資格別人数

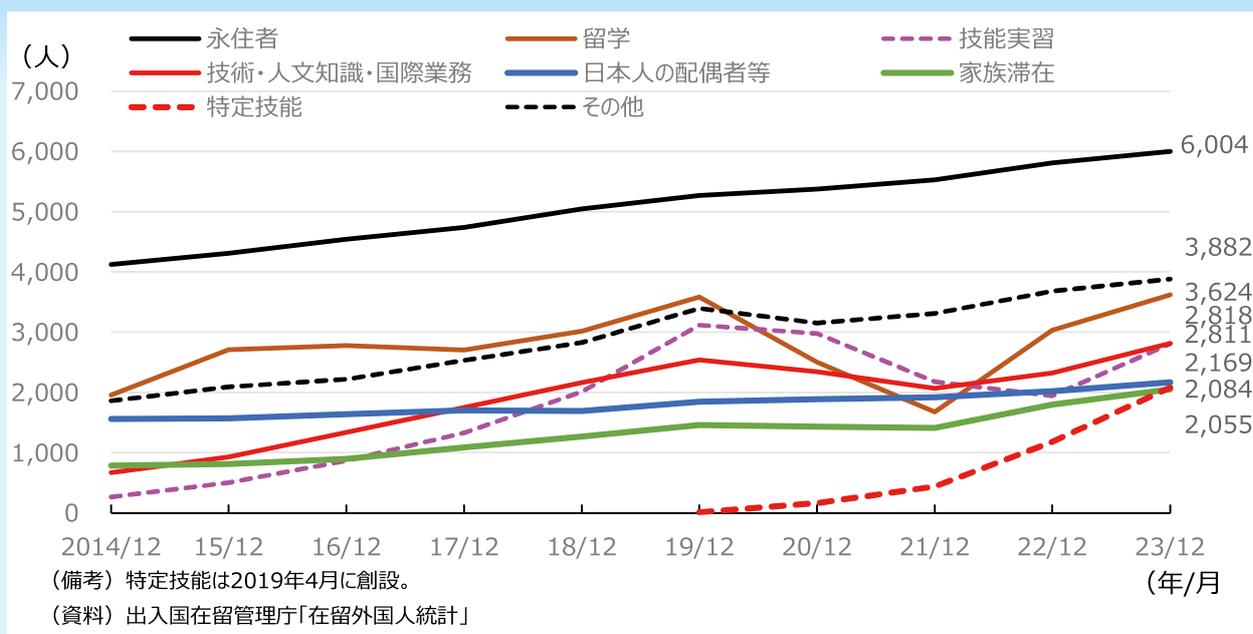
ここから、2023年12月末の本県の在留外国人を在留資格別でみる（図表3）。永住許可を受けた「永住者」が6,004人で最も多く、前年末比で197人増となった。「永住者」は通常、10年以上日本に住み、素行や資産、生計能力等の一定の条件を満たせば申請によって在留資格を得ることができるため、これまで様々な目的で来日した外国人が、他の在留資格から「永住者」に切り替える流れが続いていると考えられる。

次いで「留学」は3,624人で同594人増となり過去最多となった。また、在留資格別では最も増加数が多い。「留学」は19年末までは順調に増加していたが、コロナ禍で大きく減少した。その後は再度増加傾向が続いている。留学はネパールが多く、留学の推移は前述した国籍別のネパールの推移と概ね同じ動きとなっている。

専門性の高い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」は2,818人となり同498人の増加となった。コロナ禍において通訳などを中心に減少していたが、インバウンド需要の再開を見込んでの増加や、留学後、専門学校や大学を卒業し就労ビザを得て、そのまま就労を開始したことが考えられる。

次いで「技能実習」は2,811人で同864人増となり、3年ぶりに増加に転じた。「日本人の配偶者」は2,169人で同147人増加した。以下「特定技能」（2,084人、同900人増）、「家族滞在」（2,055人、同258人増）の順となっている。

図表3 在留外国人の在留資格別人数（沖縄県）



(3) 特定技能の在留外国人

政府は2019年4月から、国内人材を確保することが難しい状況にある産業分野において、一定の専門性や技能をもつ外国人労働者の受け入れを行う目的で、新たな在留資格である「特定技能」を創設した。対象となる分野は、従来の農業や建設、介護、宿泊、外食業など12分野に加え、2024年3月には昨今の人手不足の状況を背景に、バスやタクシー、トラック運転手の自動車運送業のほか、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加され16分野となった。また既存の分野でも改定が行われ、例えば飲食料品製造業におけるスーパーマーケットの惣菜製造なども認められることとなった。¹

これまでの「技能実習」は、国際貢献のための制度として設定され、日本で学んだ技術や能力を母国に帰って伝えることを目的にしていた。一方で「特定技能」の場合は、上述のとおり外国

人労働力により、人手不足を解消することが目的となっている点で大きく異なっている。

「特定技能」には2段階あり、在留期間、技能水準等が異なる(図表4)。まず特定技能1号においては、通算で最長5年間働くことができるほか、日本人と同等額以上の報酬があり、転職も同じ業種内であれば保障されることに加え、外部団体による外国人労働者の生活・定着支援を受けられるなどの特徴がある。特定技能2号においては、一定の技術水準を満たすことで、在留期間を更新する限り上限なく在留でき、家族の帯同も認められることになる。

また、後述するが「技能実習」については、新しい制度である「育成就労」制度への移行が決定しており、その就労期間を通じて「特定技能1号」の水準の技術を習得するための育成を行うこととしている。

図表4 特定技能資格の特徴

内容	特定技能1号	特定技能2号
在留資格の内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）	3年、1年又は6カ月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を終了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を終了した外国人は試験免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ期間または登録支援機関による支援の対象	受入れ期間又は登録支援機関による支援の対象外

(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取り組み」

「特定技能」の在留外国人の資格を取得するためには、3年間の技能実習を終了するか、日本語検定と業種ごとの技能評価試験に合格することが条件とされている。技能実習終了後に在留資格を特定技能に切り替えるケースの増加や、試験制度の整備や関連各所で特定技能制度の理解が進んだことで活用が広がった結果、24年6月末の実績は全国で25万1,747人となり、前年同月末(17万3,089人)から大きく増加している。またそのうち62.9%が技能実習生からの受け入れであり、該当試験を受験した外国人は37.0%、その他のルートが0.1%となり、試験ルートの増加がみられる。

本県における「特定技能」の外国人についても同様に、24年6月末で2,446人(特定1号2,445人、2号1人)となり、前年同月1,563人から大きく伸長している(図表5)。また全国の「特定技能」に占める割合は1.0%となっている。

「特定技能」の外国人を業種でみると、最も多

い業種が「飲食料品製造業」の495人で全体の20.2%を占める。次いで「介護」が491人(同20.1%)、「外食」が481人(同19.7%)、「農業」は457人(同18.7%)となり、この4つの業種で全体の約8割を占めている。その他「建設」の276人(同11.3%)、「ビルクリーニング」が134人(同5.5%)などとなっている。

国籍別でみるとインドネシアが990人と最も多く、次いでベトナム(521人)、ネパール(370人)、ミャンマー(242人)、フィリピン(144人)、スリランカ(68人)、カンボジア(53人)などとなっており、この7か国で全体の97.6%を占める。

また、「特定技能1号」へのルートとしては全体2,445人のうち、試験ルートが1,605人、技能実習ルートが840人で、65.6%が特定技能試験合格者となっている。前年は49.7%が技能実習生からの受け入れとなっていたが、特定技能試験ルートが大きく数を増やしており、各国で同試験制度が浸透してきた結果といえよう。

図表5 特定技能1号の在留外国人数(沖縄県)

(単位:人、%)

	【2024年6月末】										
	人数	構成比	上位国・地域						試験・技能実習ルート別		
			1位		2位		3位		試験	技能実習	その他
全分野	2,445	100.0	インドネシア	990	ベトナム	521	ネパール	370	1,605	840	0
1. 介護	491	20.1	インドネシア	181	ネパール	147	ミャンマー	57	481	10	0
2. ビルクリーニング	134	5.5	ベトナム	60	カンボジア	22	インドネシア	22	50	84	0
3. 素材材産業	6	0.2	ベトナム	4	インドネシア	1	バングラディシュ	1	0	6	0
4. 産業機械製造業											
5. 電気・電子情報関連産業	276	11.3	ベトナム	181	インドネシア	37	フィリピン	23	1	275	0
6. 建設											
7. 造船・船用工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 自動車整備	27	1.1	ベトナム	15	フィリピン	9※1	-	9	18	0	
9. 航空	4	0.2	フィリピン	4	-	-	-	4	0	0	
10. 宿泊	22	0.9	インドネシア	6	ネパール	4	ベトナム	3	22	0	0
11. 農業	457	18.7	インドネシア	282	ベトナム	94	ネパール	35	291	166	0
12. 漁業	52	2.1	インドネシア	52	-	-	-	0	52	0	
13. 飲食料品製造業	495	20.2	インドネシア	342	ベトナム	82	ミャンマー	54	268	227	0
14. 外食	481	19.7	ネパール	151	ミャンマー	118	フィリピン	71	479	2	0
	【2023年6月末】										
	人数	構成比	上位国・地域						試験・技能実習ルート別		
			1位		2位		3位		試験	技能実習	その他
	全分野	1,563	100.0	インドネシア	652	ベトナム	458	ネパール	197	785	777
1. 介護	244	10.0	インドネシア	96	ネパール	79	ベトナム	42	232	11	1
2. ビルクリーニング	138	5.6	ベトナム	50	カンボジア	30	ネパール	25	57	81	0
3. 素材材産業	5	0.2	ベトナム	4	インドネシア	1	-	-	0	5	0
4. 産業機械製造業											
5. 電気・電子情報関連産業	193	7.9	ベトナム	135	インドネシア	15	フィリピン	14	1	192	0
6. 建設											
7. 造船・船用工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 自動車整備	22	0.9	フィリピン	10	ベトナム	9※1	-	2	20	0	
9. 航空	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10. 宿泊	14	0.6	ベトナム	4	インドネシア	3※3	-	14	0	0	
11. 農業	367	15.0	インドネシア	208	ベトナム	100	ネパール	17	189	178	0
12. 漁業	63	2.6	インドネシア	63	-	-	-	1	62	0	
13. 飲食料品製造業	365	14.9	インドネシア	220	ベトナム	85	ミャンマー	49	139	226	0
14. 外食	152	6.2	ネパール	63	インドネシア	30	ベトナム	29	150	2	0

(備考) ※1はネパール、台湾、タイが各1人、※2はネパール、台湾、インドネシアが各1人、※3は韓国、タイ、ネパール、バングラディシュ、モンゴル、キルギス、ロシアが各1人

(資料) 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」

2-3 年齢・男女別の在留外国人

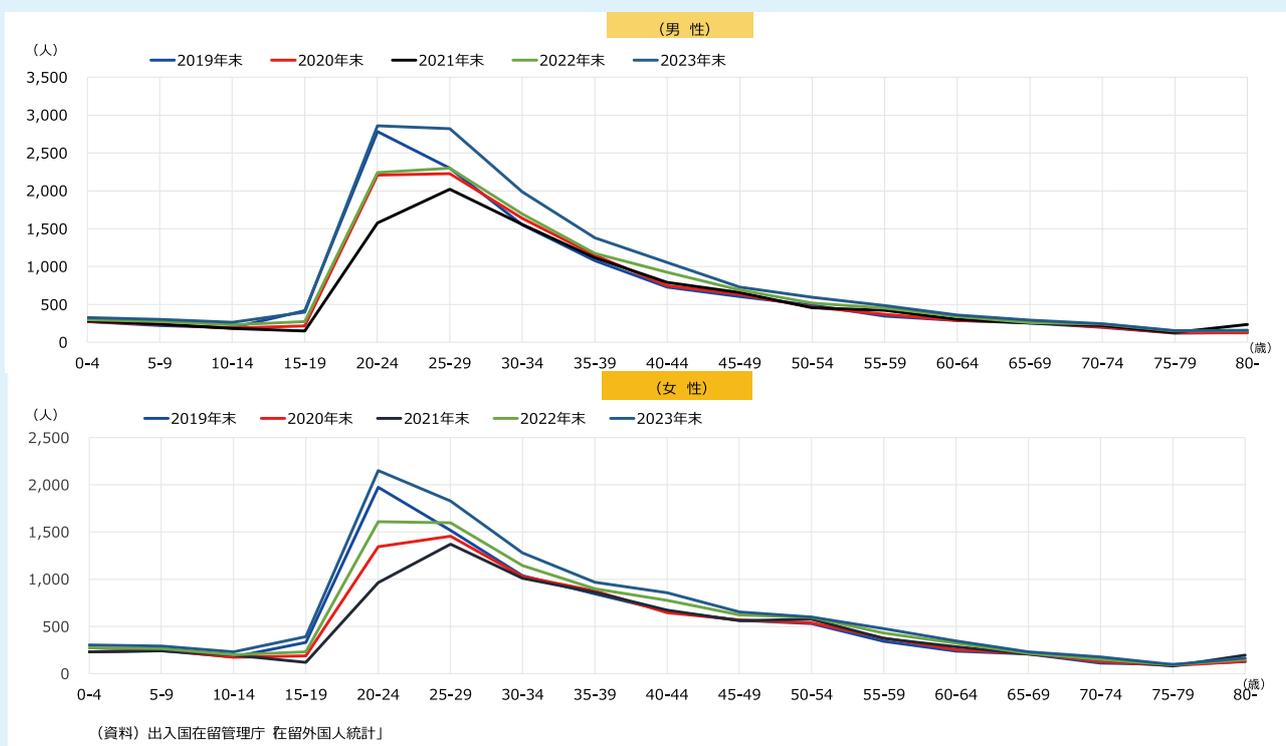
続いて、本県の在留外国人について年齢・男女別の人数をみる(図表6)。年齢層別では、20～24歳の年齢階級が男女ともに伸長しており、5,010人と2023年末においては、最も多い人数となっている。次いで、25～29歳(4,647人)、30～34歳(3,266人)、35～39歳(1,910人)となっており、20代が全体の37.9%、30代が22.0%と、20～30代で全体の約6割を占める。

20～24歳の男女の内訳は、男性は2,860人で、前年末比で620人増となった。20～24歳

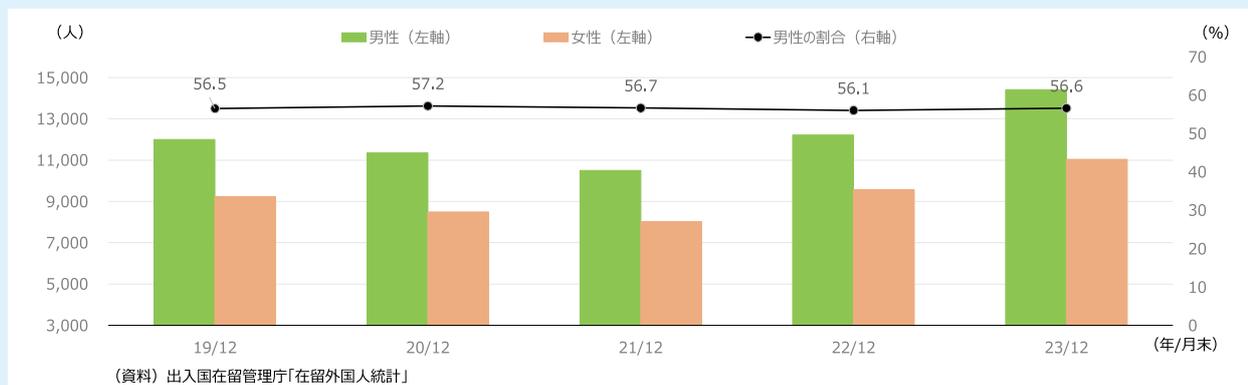
の女性は2,150人で同542人増となった。男女計では1,162人増となり、全年齢階級での増加数(3,655人増)の31.8%を占める。20～24歳の年齢階級では在留資格でみると「留学」や「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」が多く、県内の労働力として大きな役割を担っていることが推測される。

また男女別の人数では、男性が1万4,409人で前年末比2,191人増、女性が1万1,038人で同1,454人増となっている。男性の割合は56.6%となり、これまでと同水準の推移が続く(図表7)。

図表6 在留外国人の年齢・男女別人数(沖縄県)



図表7 在留外国人の男女別人数(沖縄県)



2-4 2024年の在留外国人の動向(24年12月末の推計)

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」では各年6月末と12月末のデータが公表されている。前述のとおり、本県の在留外国人は増加傾向が続かなか足元の状況を確認するため、当研究所では沖縄県の月次の「推計人口」の直近データを用いて24年12月末の在留外国人の人数を試算した。この「推計人口」では日本人、外国人別の各月の人口動態が把握できる。16

年以降の推移を「推計人口」の外国人の自然増減、社会増減(県内市町村間の移動は除く)合わせた人口の増減数を確認すると、「在留外国人統計」の増減数とほぼ近い数値となっていることがわかる(図表8、9)。

増減数については22年から3,000人台が継続しており24年は3,072人増加しているが、前年と比較すると、増加人数自体は減少している。

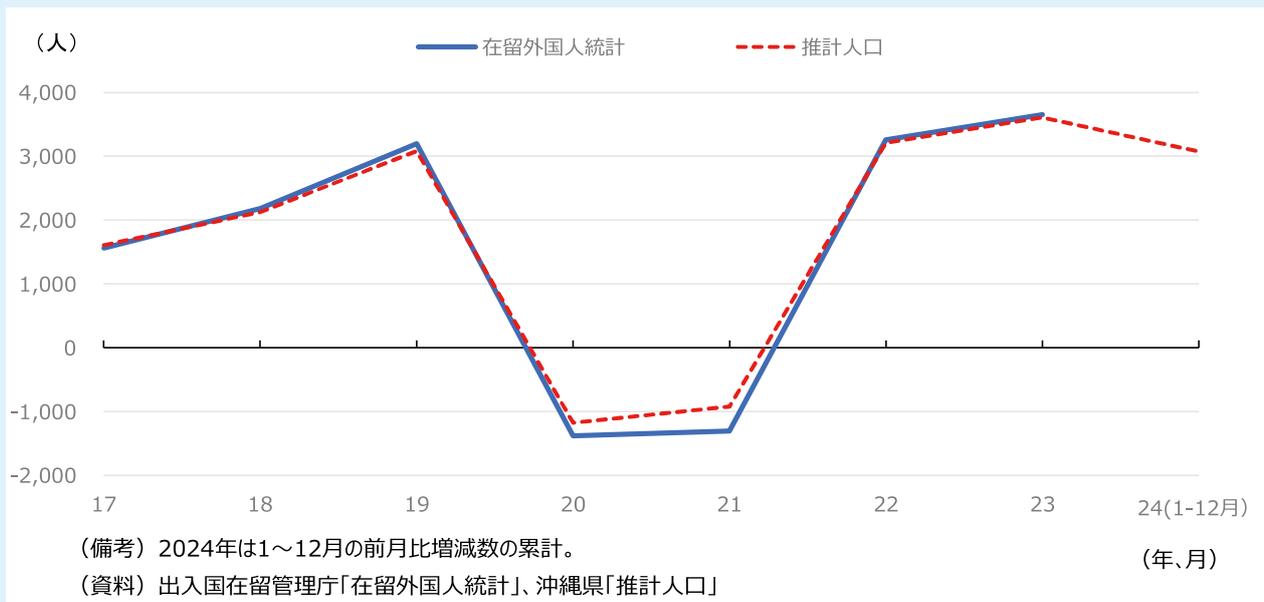
図表8 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の動向 (沖縄県)

在留外国人統計		(単位:人)							
(年)		17	18	19	20	21	22	23	24(1-12月)
総数(年末・月末)		15,847	18,025	21,220	19,839	18,535	21,792	25,447	-
増減数		1,562	2,178	3,195	▲1,381	▲1,304	3,257	3,655	-
推計人口									
(年)		17	18	19	20	21	22	23	24(1-12月)
増減数		1,608	2,122	3,080	▲1,177	▲923	3,208	3,605	3,072
自然増減		38	66	53	56	83	67	66	65
出生		77	106	97	117	123	114	136	102
死亡		39	40	44	61	40	47	70	37
社会増減		1,570	2,056	3,027	▲1,233	▲1,006	3,141	3,539	3,007
転入		4,907	6,106	7,553	3,411	2,571	7,414	8,434	6,223
県外からの転入		4,385	5,602	6,874	2,871	2,158	7,007	8,027	5,916
その他の転入		522	504	679	540	413	407	407	307
転出		3,337	4,050	4,526	4,644	3,577	4,273	4,895	3,216
県外への転出		2,524	3,118	3,484	3,197	2,617	3,444	4,075	2,663
その他の転出		813	932	1,042	1,447	960	829	820	553

(備考) 「その他の転入」、「その他の転出」は実態調査や出入国在留管理庁からの通知などにより、本人からの届出がなくても職権によって記載、削除した分などである。社会増減では県内市町村間の転入、転出は除いている。▲はマイナス。2024年は1~12月の前月比増減数の累計。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

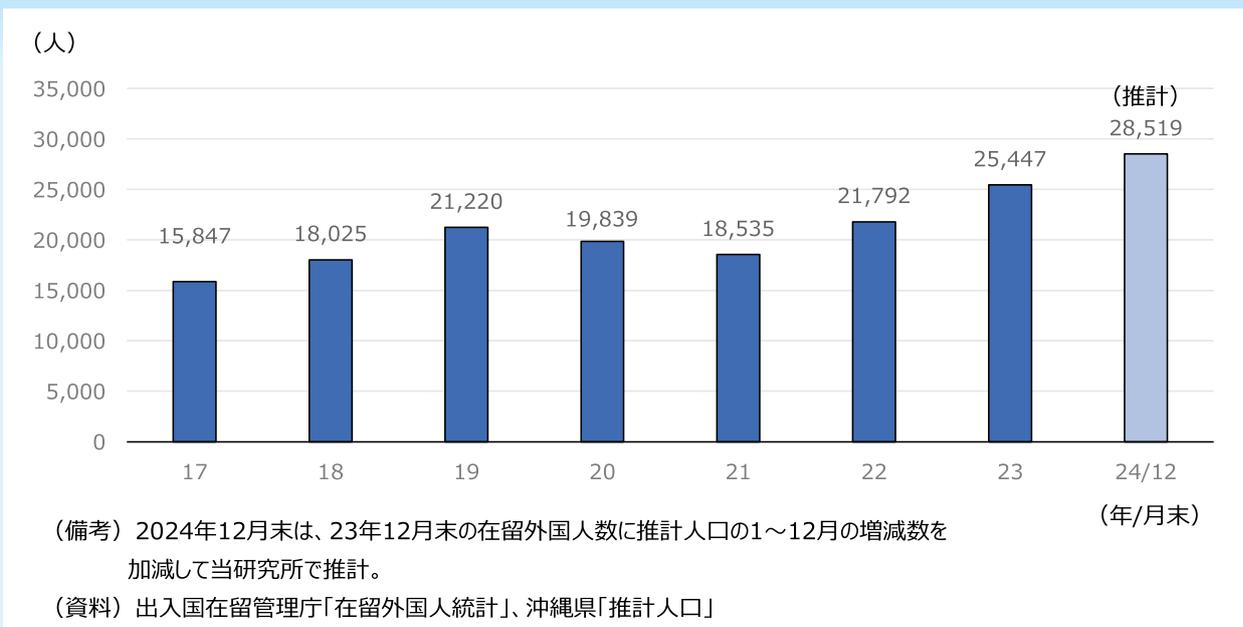
図表9 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の増減数 (沖縄県)



23年12月末の在留外国人に24年1~12月の「推計人口」の外国人の増減数を加減することにより、24年12月末の在留外国人を試算すると2万8,519人と推計される。すでに23年

末比で3,072人程度増加しており、24年末の在留外国人人数も過去最高を更新する見込みであることがわかる(図表10)。

図表10 在留外国人の2023年末までの推移と24年12月末の推計（沖縄県）



2-5 本県における在留外国人の国内外の移動状況

在留外国人の本県から国内外への人口移動については、総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で把握できる。同統計では国内移動が調査対象となるが、2020年1月分以降の統計では参考として日本人、外国人について国外からの転入者数及び国外への転出者数が公表されており、同統計から本県における在留外国人の移動状況を見る(図表11)。

コロナ禍後の22年からは「国外からの本県への転入」の増加が続いており、「本県への転入超」の状態となっている。ただ教育機関等へのヒアリングによると、当県では数多くの留学生を受け入れるものの、日本語学校などを卒業し

たのち、県外の専門学校に進学するケースや、県内で専門分野の在留資格を取得したのち、労働条件の良い県外に就職するケースが多いことが課題である。実際に、移動状況を見ると、語学学校等の卒業・入学の時期が含まれる年の前半は、国内への転出(国内からの転入超のマイナス)が多く、国外からの転入で補われている様子がわかる。

語学や技術を習得し、環境にも慣れ親しみ地域に溶け込む外国人の定住を促すためには、語学学校の卒業後の教育プログラムの充実や、就職に当たっては労働条件の改善や環境の整備を行い、定住への支援を強化することが必要だと考えられる。

図表11 在留外国人の対国内外の移動状況（沖縄県）

(単位：人)

	2022年		2023年		2024年	
	1～6月	7～12月	1～6月	7～12月	1～6月	7～11月
本県への転入数①	3,983	3,295	3,929	4,504	4,581	4,059
国内から本県への転入	1,000	947	1,239	1,198	1,501	920
国外から本県への転入	2,983	2,348	2,690	3,306	3,080	3,139
本県からの転出数②	1,738	1,666	2,301	1,781	2,643	1,754
本県から国内への転出	1,083	858	1,379	904	1,681	726
本県から国外への転出	655	808	922	877	962	1,028
本県への転入超①－②	2,245	1,629	1,628	2,723	1,938	2,305
国内からの転入超	▲ 83	89	▲ 140	294	▲ 180	194
国外からの転入超	2,328	1,540	1,768	2,429	2,118	2,111

(備考) ▲はマイナス。

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2-6 外国人の雇用状況(2024年10月末)

(1) 外国人労働者の推移

県内では観光客が増加し活況が続くなか、人手不足は依然として大きな課題であり、在留外国人が活躍する場面も増加していることが見受けられる。ここからは沖縄の経済社会を支える人材としての在留外国人の状況を確認する。

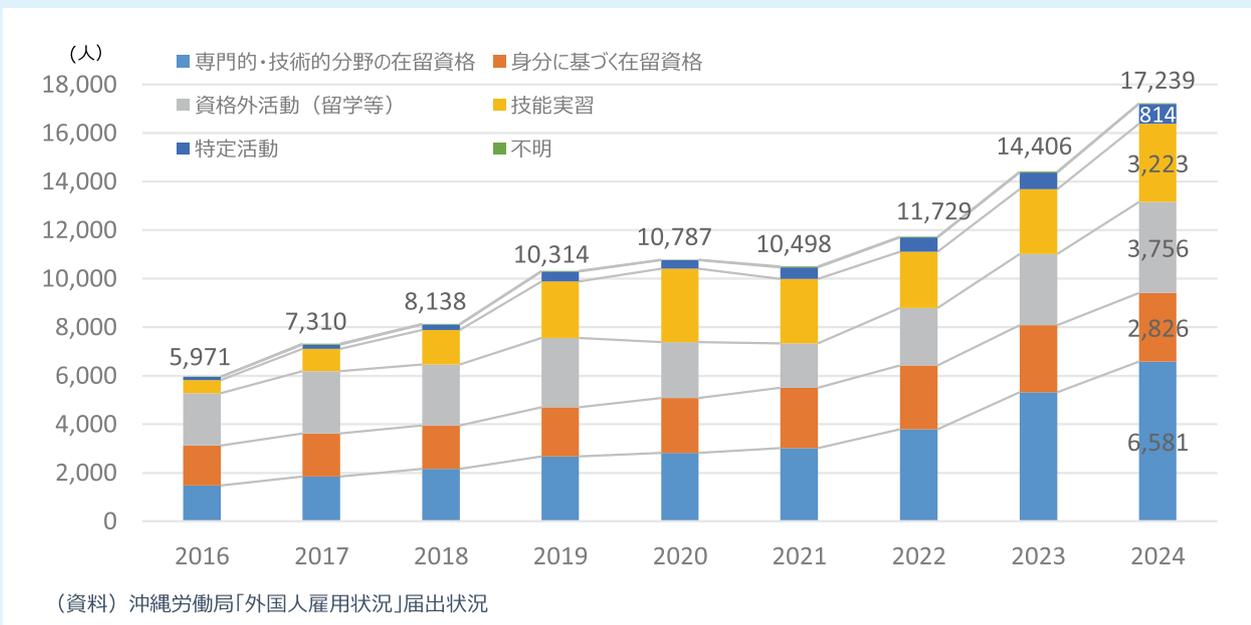
厚生労働省は、外国人を雇用する事業者が外国人を雇用受入れと離職の際に、「外国人雇用状況の届出」を義務付けている。同届出書に基づき、沖縄労働局では県内の状況を取りまとめており、直近では2025年1月に24年10月末時点の状況が発表されている(図表12)。

外国人労働者は、調査が開始されて以降、右肩上がりに増加を続けていたもののコロナ禍

の入国制限の影響を受け21年に一時減少に転じた。22年以降は在留外国人の増加に比例し外国人労働者も増加が続き、24年10月には1万7,239人となり、3年連続で過去最高を更新した。

在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」が最も多く6,581人となり、外国人労働者全体に占める割合は38.2%となった。次に、留学などの「資格外活動」が3,756人(同21.8%)、「技能実習」が3,223人(同18.7%)、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が2,826人(同16.4%)、となっており、「資格外活動」と「技能実習」で全体の約4割を占める。

図表12 外国人労働者の推移

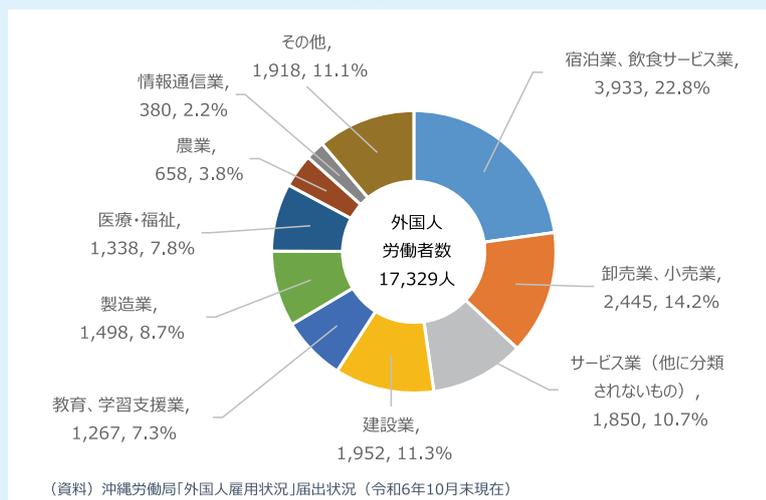


(2) 産業別の就業状況

次に外国人労働者の産業別の就業状況を見る(図表13)。宿泊業、飲食サービス業が3,933人で最も多く、外国人労働者に占める割合は

22.8%となった。次に卸売業、小売業が2,445人(同14.2%)、建設業が1,952人(同11.3%)、サービス業(他に分類されないもの)が1,850人(同10.7%)の順で、比率が高くなっている。

図表13 外国人労働者の就業先



(3) 資格外活動による就業状況

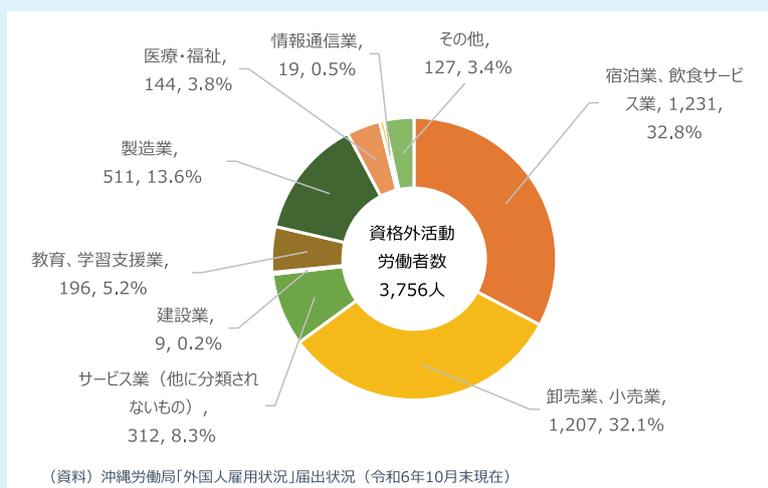
ここで資格外活動による就業状況を確認する(図表14)。図表12で確認した通り、県内で2024年10月末に資格外活動許可を得て、アルバイトをしている外国人は3,756人と、在留外国人労働者の21.8%と大きな割合を占めている。統計時点は異なるが同年6月末の留学生は3,810人であり、ほぼ全員が資格外活動で就労している計算となる。

産業別の就業状況は、コンビニエンスストアのレジ担当などの小売業や、宿泊業、飲食サービス業に従事している外国人は全体の64.9%を占め、他に分類されないサービス業を加えると全体の7割を超えていることから、主に第3次産業における人手不足を補い、地域経済を下支えしている状況がわかる。

前述のとおり、資格外活動とは「現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」²であり、主

に在留資格「留学」におけるアルバイトの許可を得て行う活動である。外国人留学生は本来就労を認められていないものの、同許可を得ることで週28時間以内(原則1日4時間、夏休み等の長期休暇の際は8時間まで可能)での就労が認められ、企業でも雇用することが可能となる。資格外活動における就労時間については、学生より延長を求める声が多く聞かれることもあり議論がある。24年10月には沖縄県より内閣府へ国家戦略特区として『外国人の留学生の就労制限の緩和』が提案された³。一定の要件の下、就労時間を週28時間から週36時間まで拡大することで、留学生と日本人の交流の促進や、企業の人材確保の促進を図ることが期待されたが、今回は実現せず継続の検討事項となった。なお、本件の詳細については、本レポート末尾に参考資料として「国家戦略特区等提案が認められなかった事案の考察」を添付する。

図表14 資格外活動による労働者の就業先



3. 在留外国人を取り巻く環境の変化

—法改正のポイント—⁴

2024年は外国人労働者の在留資格に関する制度方針が大きく変わった。24年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(以下、改正出入国管理法)が公布され、これまでの外国人労働者の技能実習制度にかわり、新しい制度である育成就労制度が創設された。

これまでの技能実習制度では、その目的が『国際貢献』とされ、外国からの実習生を日本で受入れ、技術を習得後、母国にてその技術を産業発展に活かしてもらうことを目的としていた。しかし、実際は実習生が日本の労働力不足を補っている点も否めず、新しい制度では、受

け入れる外国人実習生に対して、労働力としてしっかりと向き合い、その人権を守ることを主眼に改正が実施され、27年までに施行されることとなった。ここでは改正法における変更のポイントをまとめる。

(1) 目的の変更

改正出入国管理法では、就労を通じて人材の育成と確保を目的とする『育成就労』という在留資格が設けられる。これまでの『技能実習』は、在留期間が最長5年の在留期間とし、国際貢献が目的とされてきた。新しい『育成就労』においては、同資格で来日した外国人については、3年間の就労を通じて「特定技能1号」の水準まで技術を習得してもらう育成と、その分野における人材確保を目的としている(図表15)。

図表15:目的

項目	技能実習	育成就労
目的	国際貢献・途上国への技術継承	人材育成・確保

(2) 在留期間の変更

上記の通り、3年が経過し「特定技能1号」へ移行し、更に技能が向上し「特定技能2号」の段階に達することで、長期的に日本へ在留し、事実上は永住が可能となる(図表16)。

一方、同制度により永住許可を取得できる外国人が増えることを想定し、永住許可の要件を明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由も追加された。

図表16:在留期間

項目	技能実習	育成就労
在留期間	最長5年	<ul style="list-style-type: none"> 基本3年で「特定技能」水準を習得 特定技能2号になれば、事実上の永住が可能

(3) 語学や技能資格等の要件化

「育成就労」で働くには、就労開始時点で、技能実習制度では不要だった初級レベルの日本

語の試験合格や講習受講が要件として定められた。また段階的に、従事する業務分野の技能も習得することが求められる(図表17)。

図表17:資格の要件

項目	技能実習	育成就労
資格	日本語能力不問	<ul style="list-style-type: none"> 初級レベルの日本語試験合格/講習受講 基本的な技能試験合格 等

(4) 転籍の容認

これまでの技能実習制度では、「転籍」(受け入れ企業の変更)は、受け入れ企業が倒産した場合など、「やむを得ない事情」がある場合に限

られていたが、育成就労制度では、同じ業務分野で適正な受入れ基準を満たすなど、一定の条件を満たされることで、本人意向の転籍も可能となる(図表18)。

図表18:転籍の容認

項目	技能実習	育成就労
転籍	原則不可	<ul style="list-style-type: none"> ①やむを得ない事情がある場合の範囲を、拡大・明確化、手続きの柔軟化 ②本人希望でも可能(要件) <ul style="list-style-type: none"> 1～2年以上の同一機関で勤務 技能検定/日本語検定の一定レベル取得 同じ分野での転籍で、受入れ基準を満たすこと

(5) 監理者の見直し

これまで技能実習制度で、技能実習生や受け入れ企業をサポートしてきた「監理団体」は、新制度では名称が変更され「監理支援機関」になる。一部の悪質な監理団体の存在もあり、育成就労制度においては、監理団体の許可要件を厳しくし、外部監査人の設置を義務付けるほか、

受け入れ先企業との一体化を防ぐために、受け入れ機関と密接な関係を有する役職員を監理支援機関に対する業務には関わらせないこととしている(図表19)。これらの条件により、不法就労や人権侵害などの問題に対して適切で迅速な対応が可能になると期待される。

図表19: 監理者の見直し

項目	技能実習	育成就労
監理者	「管理団体」	「管理支援機関」に名称変更 (要件) ・外部から「監査人」設置 ・受入れ機関との関係性のない役職員が担当

4. 行政の多文化共生と外国人支援の取り組み状況

国内各地で人材不足が課題となり、在留外国人を丁寧に受入れ、共生していくことが求められる状況のなか、従前より数多くの外国人が生活する地域で、行政が支援を積極的に行ってきた先進例として、群馬県と愛知県を訪問し調査した。ここでは、各方面での支援の状況を確認し、沖縄県における今後の支援の取り組みの参考とする。続いて沖縄県の状況について確認する。

4-1 群馬県内の状況

(1) 群馬県⁵

群馬県には119カ国の国籍の人々が居住しており、2024年12月末の外国人住民の総数は8万1,396人(前年比12.6%増)と過去最多となり、群馬県の総人口(190万7,986人)の4.3%を占める。これまでは日系ブラジル人を中心とした永住者が多かったが、近年はベトナムを中心に、技能実習生の在留資格を持つ外国人が急増している。

①組織体制

群馬県では、山本一太知事のリーダーシップのもと、「外国人との共生は必須」という認識で施策を推進している。2021年4月には多文化共生・共創条例を制定し、外国人を単なる労働力ではなく、新しい価値を創造する地域社会の一員として位置づけ、支援を継続している。

群馬県庁においては、19年に「外国人活躍推進課」が設置され、20年に「ぐんま暮らし・外国

人活躍推進課」と改称された。同課においては、主に外国人材の受入れや就労支援を行う「外国人活躍推進係」と、様々な相談窓口や災害時支援、日本語教育を担う「多文化共生係」の2係がある。担当者は、外国人活躍推進係4名、多文化共生係4名で構成され、一貫したサポートを提供している。

24年度の年間予算は約5,000万円で、条例に基づく群馬県多文化共生・共創推進基本計画のもと、推進会議体による評価・フィードバックを行いながら、着実に取り組みを進めている。

②相談支援体制

「ぐんま暮らし・外国人活躍推進課」では、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を運営し、在住する外国人に対し多言語での相談窓口を設けている。県庁の1階にある同センターには多言語対応のスタッフが常駐して、在留手続きや、医療や子育てなど生活全般に関わる相談を受けるほか、法務関連、労災関連などの専門的な相談についての適切な機関への橋渡しを行っている(写真①、図表20)。また、群馬県における市町村窓口で、外国人が来訪した際には、同センターへ連絡することで、相談の通訳仲介等で支援をするなど、県と市町村の連携がとられている。

そのほか、多言語のガイドブック「The Gunma Guide」を定期的に発刊し、外国人へのタイムリーな情報提供を行っている(写真②)。

写真①ぐんま外国人相談ワンストップセンター入口



写真②「The Gunma Guide」の陳列状況



(写真)筆者撮影(24年11月)

図表20 ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターの相談体制

【参考】ワンストップセンターの相談体制

対応できる言語と曜日の一覧

相談できる言語	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
やさしい日本語	あり	あり	あり	あり	あり
英語	あり	あり	あり	あり	あり
中国語	あり	あり	なし	あり	あり
ポルトガル語	あり	あり	あり	あり	あり
スペイン語	あり	あり	なし	あり	あり
ベトナム語	あり	あり	あり	あり	あり
ネパール語	なし	なし	あり	なし	なし

※その他に翻訳機を使って83の言語で対応できます。

③医療・住居支援

外国人へ向けての医療面のサポートとして「医療通訳派遣制度」を設けている。具体的には、県内の主要な総合病院と協定を結び、外国人が医療機関等で安心して治療を受けられるよう、医療通訳を行うボランティアの医療機関等への派遣や、電話通訳による支援を行っている。更に、派遣においては専門用語や医療制度の違いによる誤訳や誤解を防ぐため、「群馬県医療通訳ボランティア養成講座」を開催するな

ど、医療に精通したボランティアの養成・育成にも力を入れている。

現在は、在留外国人が増加するなか、日本の医療保険制度や年金についての理解促進が、重要な課題となっている。

住居関連については、居住支援協議会の『群馬あんしん賃貸ネット』において、外国人に対して「ウェルカム」な賃貸物件を検索できるなど、支援を強化する試みを進めている（図表21）。

図表21 群馬あんしん賃貸ネットの検索画面

（出所）群馬県居住支援協議会 HP

④日本語教育支援

外国人の教育支援として、外国人の子弟やその保護者を対象とした日本語教育の強化に取り組んでいる。具体的には教師やボランティアの養成を行い、外国人が日本国内での生活をよりスムーズに送れるように努めている。また、教育委員会ではポータルサイト『ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト ハーモニー』において、教職員向けの情報をまとめており、指導者に対する支援も実施している。

加えて、やさしい日本語の普及に取り組んでおり、毎年、一般県民向け、企業団体向け、群馬大学医学部学生向けなどの講座を実施している。

そのほか、特徴的な取り組みとして、これまで日本人が外国人に教えるということが一般的だった日本語支援について、外国人が外国人に教える体制づくりに取り組んでいる。感覚でなくより理論立てて指導ができる外国人キー

パーソンを養成しており、毎年10人程度のキーパーソンを輩出している。

⑤防災関連支援

防災面では、地震のない国々から来た外国人も多いことから、災害時にどのように行動すべきか基礎的なことを伝えるための在留外国人向けの訓練を定期的開催し、災害時の対応や避難スキルを身につけてもらうことに尽力している。具体的には、非常食の準備や、避難所における段ボールベッドやトイレなど実際に体験してもらい、事前に知っておくべきことと、普段から気を付けておく必要があることなどが伝えられている。

また大規模災害が発生した際に、翻訳や通訳など「言葉」を使って外国人を支援するボランティアの養成講座も毎年実施している。

⑥理解促進のための意識啓発活動

群馬県では、多文化共生を推進するため、毎年10月を『ぐんま多文化共生・協力推進月間』と定めている。また年間を通じて様々な交流イベントを開催し、日本人にも外国人を受け入れる心構えを育む努力を続けている。一例として、日本人と外国人が相互理解を深めるため、お互いの文化に触れ、一緒に楽しめる多文化共

図表22 多文化共生イベント『からっかぜパーク』の案内



生イベント『からっかぜパーク』を毎年開催するなど、特に子どもをターゲットとした意識啓発事業を展開している(図表22)。

また、2024年11月からは、新たな取り組みとして多文化共生への理解を深めるための県広報番組も開始されるなど、積極的な理解促進策がとられている(図表23)。

図表23 県広報番組『ビリヤニ』の案内



⑦就労支援と企業との連携

外国人の就労支援については、企業向けには、県内企業の外国人材受入環境作りの促進と、外国人材に群馬県を「働く場」として選択されることを目的に、外国人材活用に優れた企業を認証する「群馬県多文化共創カンパニー認証制度」を設けている。現在13社が認証を受けており、事例については、外国人材の活躍する様子や、事業者の支援の状況を県公式YouTubeチャンネルやSNS等で情報発信し、企業を支援している。そのほか外国人材採用支援事業や、外国人材受入れ相談会なども開催されている。

外国人材に向けては、上記のカンパニー認証を受けた会社を多言語で紹介するほか、留学生向けに外国人留学生向け就職ガイダンスや、合同企業説明会を開催し、群馬県内での就職促進を図っている。

(2)伊勢崎市⁶

伊勢崎市の2024年12月末の在留外国人は1万6,389人で、市内人口の7.7%を外国人が占めており、多文化共生を基盤とした地域社会の構築を目指している。市は工場が多く立地し、食品工場や医薬品工場などが集積している。2023年にベトナム人がブラジル人を上回り最多となり、技能実習生も増加傾向にある。

市は外国人の多さを地域の特色として積極的に打ち出し、SDGs未来都市にも選定されている。人口推移が横ばいを維持している点や、外国人住民の定住化傾向が見られる点など、今後の日本における多文化共生のモデルケースとなり得る要素を多く有している。

①組織体制

多文化共生については市民部国際課多文化共生係が担当している。2004年に国際化係と国際交流係(姉妹都市関連)が設置され、23年

度から国際化係が多文化共生係となり、多文化共生の推進、外国人相談、在住外国人施策など、在住支援を推し進めている。課長を含む6名のスタッフで構成され、多文化共生については3名体制で、多言語ガイドの作成や、生活支援に関する丁寧なサポートを提供している。

②相談支援体制

外国人住民が直面する様々な問題に対応するための相談窓口を設置しており、市役所の総合案内には、ベトナム人2名、日系ブラジル人、日系ペルー人のスタッフにおいて、多言語での

対応を実施している(図表24、写真③)。

また、5カ国語(英語、スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語)の生活ガイドを転入手続き時に配布しているほか、市のHPにも掲載し周知を図っている。必要な行政手続きや生活情報が掲載された同生活ガイドは、1989年から作成を開始されており、毎年、国際課において各課と連携し更新を行っている。必要な行政手続きや生活情報が掲載されているが、外国語のページの隣に日本語が併記されていることで、日本人と一緒に読みながら情報を確認できるという工夫が施されている(図表25)。

図表24 外国人相談窓口の相談体制

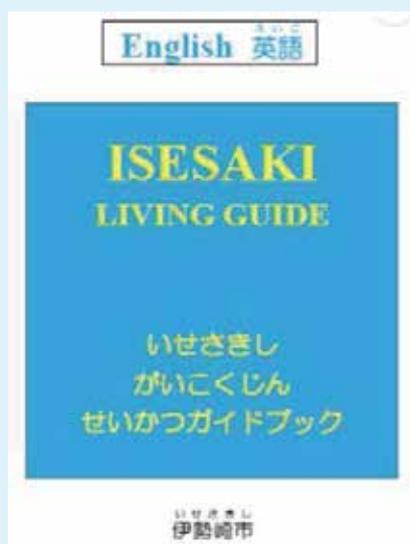
外国人総合相談窓口(がいこくじん そうごう そうだん まどぐち)

	AM : 【Open】 8:30~12:00 【Closed】 受付(うけつけ)は11:45まで									
	PM : 【Open】 13:00~17:00 【Closed】 受付(うけつけ)は16:45まで									
	月(Mon.)		火(Tue.)		水(Wed.)		木(Thu.)		金(Fri.)	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
スペイン語(ご) 【Español】	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
ポルトガル語(ご) 【Português】	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
ベトナム語(ご) 【Tiếng Việt】	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
英語(えいご) 【English】	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○
タガログ語(ご) 【Tagalog】	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×

写真③窓口の様子(筆者撮影 24.11)



図表25 伊勢崎市外国人生活ガイドブック(英語版)



CONTENTS

General Information	Introduction to Ise City	20
Residence	How to Apply for Residence	25
Health	Medical Services	30
Education	Schools and Daycare	35
Employment	Job Opportunities	40
Language	Language Learning	45
Community	Local Events and Festivals	50
Emergency	Emergency Services	55
Index	Index	60

目次

総論	伊勢崎市の概要	20
住居	住居の申請	25
医療	医療サービス	30
教育	学校と保育	35
就業	求職情報	40
言語	言語学習	45
コミュニティ	地域イベント	50
緊急	緊急サービス	55
索引	索引	60

③医療・住居支援

住宅問題については、外国人の一括入居や寮の確保など、企業側での対応が見られる一方、民間賃貸住宅での入居が難しいなどの課題も存在する。市営住宅については、国籍を問わず

一定の条件下で入居を認めている。

医療や福祉については、県の施策を活用し、多言語での情報提供や相談対応を行うほか、身近なサポートを提供することに尽力している。

④日本語教育支援

外国人の子弟が多く日本語がわからないケースもあることから、市内の小中学校では空き教室を利用して日本語教室が開催されている。各学校には0.5～1名の支援員が配置されるほか、全校を巡回して多言語の支援する人員の配置も行っている。また、放課後に子弟の宿

題を手伝う非営利団体も存在する。

加えて、16歳以上に向けては市が運営する日本語教室が年に10回程度開催(図表26)され、受講料も安価(1,500円)で受講が可能であるほか、企業向けの出張日本語教室の実施(図表27)等、きめ細やかな支援を実施している。

図表26 日本語教室の案内

だいきにほんごきょうしつ
第3期日本語教室
http://isasaki-kokusai.jp

日本語教室(日曜日、全10回) 対象:伊勢崎市に住んでいるか、働いている16歳以上の人 日本語

- 1月 18,26日 ○時間:午前クラス9:30am-11:30am 午後クラス1:30pm-3:30pm
- 2月 9,16,23日 ○定員:各50人 ○参加料:¥1,500円
- 3月 2,9,16,23,30日 ○会場:伊勢崎市(南東区)伊勢崎市別荘町1712-2

○申し込み:1月19日(日曜日)、9:00am(午前クラス)または1:00pm(午後クラス) 申し込み

Clases de Idioma Japonés(domingo, 10 clases) スペイン語

- Enero 19,26 ○El número máximo 50 personas
- Febrero 9,16,23 ○Lugar: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseakishi Syowachō 1712-2
- Marzo 2,9,16,23,30 ○Precio: ¥1.500 ○Horario: 9:30 a.m. - 11:30 a.m. (Clase de la mañana) 1:30 p.m. - 3:30 p.m. (Clase de la tarde)

Aulas de Língua Japonesa(Domingo, 10 aulas) ポルトガル語

- Janeiro 19,26 ○O número máximo 50 pessoas
- Fevereiro 9,16,23 ○Local: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseakishi Syowachō 1712-2
- Março 2,9,16,23,30 ○Horário: 9:30 a.m. - 11:30 a.m. (Aula da manhã) 1:30 p.m. - 3:30 p.m. (Aula da tarde)

Japanese Language Class (Sundays, 10 classes) 英語

- January 19,26 ○Time: 9:30 a.m. - 11:30 a.m. (morning class), 1:30 p.m. - 3:30 p.m. (afternoon class)
- February 9,16,23 ○Place: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseakishi Syowachō 1712-2
- March 2,9,16,23,30 ○Fee: ¥1,500 ○The maximum number for the class is 50 people.

Lớp học Nhật Ngữ (10 lần, vào các Ngày Chủ Nhật) ベトナム語

- Ngày 19, ngày 26 tháng 1 ● Ngày 9, ngày 16, ngày 23 tháng 2
- Ngày 2, Ngày 9, ngày 16, ngày 23, Ngày 30 tháng 3
- Sáng Từ 9:30 giờ - Đến 11:30 giờ (Lớp buổi sáng)
- Chiều Từ 1:30 - Đến 3:30 (Lớp buổi chiều)

お問い合わせ 伊勢崎市国際交流協会(市民部国際課) TEL: 0270-27-2731

図表27 出張日本語教室の案内

出張日本語教室

多文化共生のまちづくりを推進するため、日常生活に必要な日本語能力が十分でない外国人住民で、就労先等で日本語教室の受講を希望する企業等に勤務する者を対象として、日本語及び生活ルールを学ぶための出張日本語教室を開催します

対象	市内に在住又は在勤・在学の16歳以上の人
受講料	1人3,000円(テキスト代等)
授業時間	1回あたり2時間
授業回数	最大10回まで ※受講の希望日(曜日等)はご相談ください
授業内容	日本語レベルに合わせて授業します ※生活ルールも授業で取り上げます
場所	原則企業等が所有する会議室等
対象人数	原則5人以上
申し込み	所定の申込用紙に受講料を添えて国際課窓口にお持ちください ※事前にお問い合わせください

伊勢崎市国際交流協会(市民部国際課内)

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410 伊勢崎市役所本館2階23番
問合わせ先 ☎ 0270-27-2731 ✉ i-exchange@xp.wind.jp

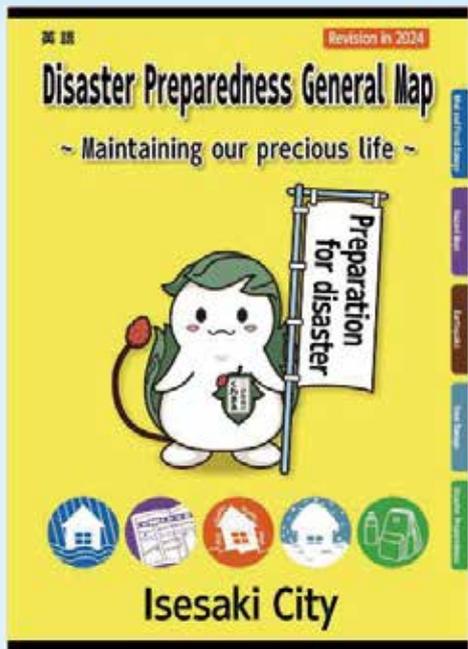
⑤防災関連支援

外国人の防災意識の向上と、防災関連情報の支援のために、市の防災部署(安心安全課)との連携による災害時支援体制の整備を行い、伊勢崎市総合防災マップの外国語版(英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)を作成し配布している(図表28)。また『日本語と外国語の指

差し会話集～防災の会話編～』を作成し、防災情報の提供や相互支援の体制づくりに努めている(図表29)。

そのほか、大規模災害の発生時に、外国人住民の相談や情報提供について支援する災害ボランティアも養成しており、現在40人程度が登録し有事に備えている。

図表28 伊勢崎市総合防災マップ (英語版)



図表29 日本語と外国語の指差し会話集 ~防災の会話編~



⑥理解促進のための意識啓発活動

多文化共生の理解促進のために、日本人と外国人の交流機会が数多くつくられている。2024年11月には、多文化共生フェスタが開催され、8カ国の人々によるステージやフードブースにおいて食文化の紹介を通じて、1,000人規模の交流を実現した(図表30)。また、町内会レベルでも祭りなどで外国人向けブースの設置や、七夕の短冊づくりなどのイベントを通じて、地域レベルでの交流も活発化しており、

異文化理解を促進している。特に子どもたちを通じた地域との関係構築が進んでおり、成人式などでも外国籍の若者たちが自然な形で参加するなど、地域コミュニティとの融合が図られている。

またコミュニケーションツールのひとつとして、『日本語と外国語の指差し会話集~地域の会話編~』(図表31)も作成し、市内の区長への配布なども行いながら、交流促進を図っている。

図表30 伊勢崎市『多文化共生フェスタいせさき2024』の案内

図表31 日本語と外国語の指差し会話集～地域の会話編～

【表】

会話1. あいさつ	1p
会話2. 自己紹介	3p
会話3. 日本語能力	6p
会話4. 生活のマナー	9p
会話5. ご挨拶	13p
会話6. 市内への参入	20p
会話7. 店舗	25p
会話8. 購買機	28p
会話9. 司肉会の申し	29p
会話10. 基本の言葉	30p
〇〇【コラム】やさしい日本語のすすめ	38p

— 附録「簡易の会話集」 —

会話1. 言葉（準備編）	32p
会話2. 言葉（準備編）	33p
会話3. 言葉（準備編）	34p

その他、市内で外国人が営むレストランを市役所職員が調査しマップ化した、外国人レスト

ランマップを配布し、日本人の異文化理解促進にも努めている(図表32)。

図表32 外国人レストランMAP

外国人レストランMAP

伊勢崎で外国人が営むレストラン

伊勢崎市国際交流協会(市民部国際課)
伊勢崎市役所 本館2階
〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
問い合わせ先 0270-27-2731 E-mail: i-exchange@xp.wind.jp

発行：令和6年11月 発行所：伊勢崎市国際交流協会 会長 リサ 正志

⑦ 就労支援と企業との連携

伊勢崎市においては、企業との連携を強化し、外国人労働者の受け入れを支援している。例えば、先述のとおり出張日本語教室を企業内で開催することにより、日本語能力を向上さ

せ、賃金のアップにもつなげる努力をしている。また、群馬県庁との連携を積極的に行うほか、外国人集住都市会議⁷への参加を通じて、国レベルでの支援を要請するなどの取り組みをおこなっている。

4-2 愛知県内の状況

(1) 愛知県⁸⁾

24年6月末現在の愛知県内の外国人住民数は、32万1,041人で、県内総人口(746万7,278人)の4.3%を占める。日本国内で外国人住民が多い都道府県の一つで、東京都に次いで2位の位置にある。また20~30代の年齢層が多く、実際の社会生活における外国人の存在感は統計以上に大きい。国籍別ではブラジルが最も多いが、ベトナムが僅差と迫り、最近ではネパールやインドネシアなどアジア圏の増加率が高い。日本で生まれ育った外国人が増加していることもあり、教育やキャリアプランなどライフサイクルに備えた支援を構築している。

① 組織体制

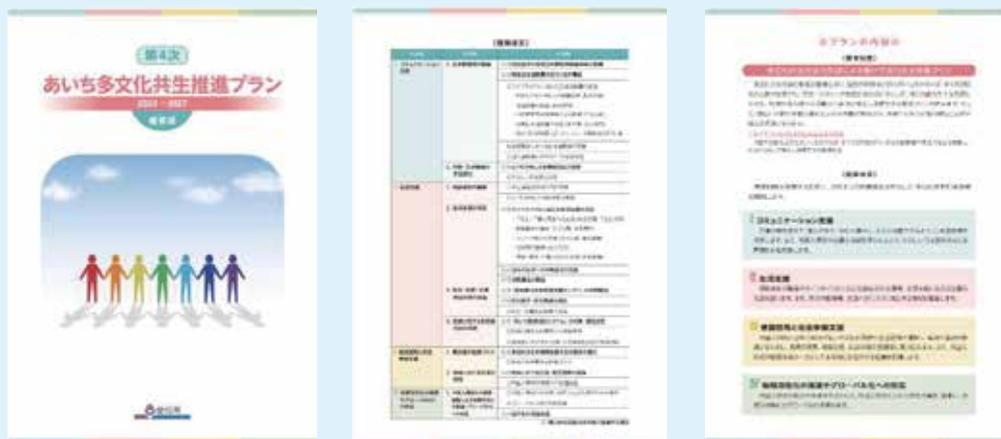
愛知県においては、県民文化局県民生活部社会

活動推進課多文化共生推進室において、多文化共生を推進するために積極的な組織体制を整えている。その取り組みは1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正を契機に本格化し、2004年に多文化共生宣言を行い、2006年4月には専門部署を設置するなど、国に先駆けた対応が進められてきた。

2008年には『あいち多文化共生推進プラン』が策定され、5年毎に社会情勢の変化に合わせて見直しをしながら、現在は第4次プランに基づき、全庁的な取り組みを展開している(図表33)。これらの各取り組みについては、ライフサイクルに応じて計画されていることが特徴的である(図表34)。

24年度の予算規模は年間約47億円で、うち多文化共生施策に特化した予算は約3億円となっている。

図表33 第4次あいち多文化共生推進プラン



図表34 ライフサイクル図(第4次あいち多文化共生推進プラン)



② 相談支援体制

公益財団法人愛知県国際交流協会(以下、国際交流協会)に、一元的な窓口を設置し、包括的な相談支援を提供している。また名古屋市内は同等の機能を持つ名古屋国際センター(名古屋市の公共施設。以下、国際センター)が主に対応し、県は名古屋市以外の地域をカバーする形で役割分担を行っている。

国際交流協会が作成する多言語による生活

便利帳には、20年以上に亘る相談員の知見が蓄積されており、在留手続き、労働、結婚・離婚、医療年金、教育など生活に必要な情報が網羅されている(図表35)。

また、県庁窓口では税務課などにおいて、タブレットを活用したオンライン通訳システムを導入し、各種行政手続きの多言語対応を実現している。

図表35 愛知県生活便利帳



③ 医療・住居支援

医療面では、「あいち医療通訳システム」を構築し、多言語での医療支援を促進しており、医療機関からの要請に応じ、医療通訳者の派遣、電話通訳や文書翻訳などのサービスを提供している。また、同システムは、愛知県と愛知県内の54市町村、医療関係団体及び大学が2012年2月に共同で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営している。

住宅面では、公営住宅での外国人比率が高まっており、地域によっては外国人が7割に達する団地もある。民間住宅については「愛知県あんしん賃貸支援事業」を実施し、県のホームページにおいて、外国人入居可能な住宅情報を提供している。自治会運営やゴミ出しルールなど、コミュニティ運営上の課題も顕在化していることから、地域の自治会との協力を得て、生活面のルールを連携するなどの支援も強化されている。

④ 日本語教育支援

2020年より「あいち地域日本語教育推進センター」を多文化共生推進室内に設置し、総括コーディネーター2名、地域日本語教育コー

ディネーター10名の運営により、①「初期日本語教室」モデル事業、②オンライン日本語教室、③地域日本語教育関連事業を実施する市町村への助成、④多文化共生日本語スピーチコンテスト等を実施するなど、各地域の日本語教育支援を行い、外国人住民の教育環境の整備支援を行っている。

また、地域の日本語教室活動を支援する取り組みを展開し、県と県内企業で『日本語学習支援基金』を造成し、NPO等が運営する子ども向けの地域日本語教室等に対して助成金を提供しているほか、地元企業の社員ボランティアによる地域の日本語教室支援活動に、県が研修を行うなどの連携体制を構築している。

⑤ 防災情報の提供

外国人県民向けの防災対策は、重点施策として位置づけられている。防災に対する意識向上を目的に、防災の基本情報をまとめた多言語の「あいち多文化防災ポケットガイド」を作成し、災害時における迅速な情報伝達を目指している(図表36)。ガイドは折り畳み携行できるサイズ、A4サイズに印刷、またはスマートフォン等へダウンロードすることが可能で、より多

くの人に見てもらうための工夫がされている。今後は大規模災害時における外国人の避難状況等について把握する仕組みを構築するため

の調査が実施されるなど、より実効性の高い対策を進める予定である。

図表36 あいち多文化防災ポケットガイド



⑥ 理解促進のための意識啓発活動

愛知県では11月を「あいち多文化共生月間」と定め、ポスター・チラシの配布により意識啓発を行っている(図表37)。また、県内市町村と連携し巡回しながら、地域のキーパーソンによる

講演会を開催し、地域の理解促進を図っている。また、各地域のイベントの広報活動を支援し、外国人と日本人が共に参加する機会を創出している。

図表37 愛知県多文化共生イベントの案内



⑦就労支援と企業との連携

外国人の働く環境整備については、愛知県労働局が主で施策を展開しており、人手不足感が高まるなか、定住外国人の就労支援と企業との連携に重点が置かれている。具体的には外国人の労働者へ日本の労働関係法令を紹介するパンフレット「知ってる？日本の働くルール」(図表38)を多言語で作成しているほか、相談窓口が設置され、求職者と企業双方への相談対応を行っている。また、定住外国人の就職を促進す

るための伴走型支援プロジェクトを実施しており、外国人に向けては就職のための準備講習の実施や、企業に向けたメニューを作成し専門家の派遣も行っている。特に介護分野では実習プログラムを提供し、職場適応支援を実施している。

また、外国人労働者が円滑に働ける環境を整備するため、職業訓練では日本語能力に配慮した「やさしい日本語」の使用や、母国語対応可能な講師の配置などを行っている。

図表38 「知ってる？日本の働くルール」案内



(2) 名古屋市⁹

名古屋市の外国人数は、2024年11月に過去最高の10万人を突破し、全人口の約4%を占めるに至っている。国籍別では中国が最も多く、韓国・朝鮮、ベトナムと続く。県全体の動きと同様に、最近ではネパールやインドネシアなどアジア圏の増加率が高い。

① 組織体制と基本方針

名古屋市は、2012年より多文化共生推進プランを策定後、時代の変化に合わせた見直しを継続し、2022年に第3次プランが策定され、基本目標に基づき施策を推進している。基本目標には「国籍や民族などの異なる人々が、互いを認め合い、共にしあわせに生きていくことができる、多文化共生都市名古屋の実現」を挙げ、各施策方針が占められている。多文化共生関連の予算は約74百万円で、各部局が個別に事業を実施している。

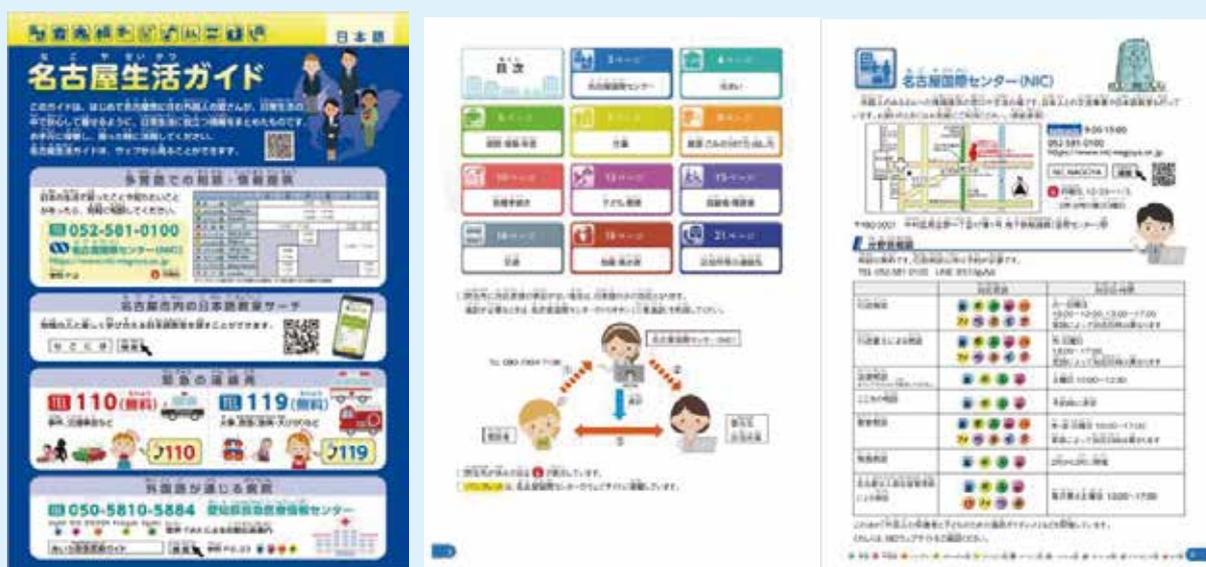
名古屋市においては、観光文化交流局観光交流部国際交流課が多文化共生を担当しており、課長級1名、課長補佐級2名、スタッフ7名程度が配置されている。

② 相談支援体制

名古屋市では、国際センターが各種相談窓口を運営している。名古屋に転入した外国人住民に対し、日常生活に役立つ基本情報、各種手続の窓口・相談先等が掲載された「名古屋生活ガイド」を11言語で作成し、転入してきた外国人に配布している(図表39)。ガイドブックは2年に1度更新され、紙媒体と電子版(QRコード)の両方で情報提供を実施している。

また市内の16区のうち4区の区役所に外国人総合案内窓口を設置し、ネイティブスタッフを配置している。対応言語は区ごとに異なるが、相談対応にはタブレット端末を活用し、遠隔通訳や機械通訳による多言語対応が行われている。

図表39 名古屋生活ガイド



③ 医療・住宅支援

医療面では、名古屋市でも愛知県の「あいち医療通訳システム」を活用し、多言語で対応している。

住宅面では、外国人の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供を実施しているが、民間物件への入居が困難な外国人に対し、市営住宅も条件を満たせば入居可能でセーフティネットの機能を果たしている。

制度を活用し、特に家族帯同で来日した外国人などを対象とした日本語教育支援を実施している。また、図書館では外国語絵本の読み聞かせなども実施され、文化的な側面からの支援も行っている。

④ 日本語教育支援

教育委員会では、多文化共生推進プランの一環として、文部科学省の地域日本語教育の支援

⑤ 防災情報の提供

災害発生時に備え、名古屋市では多言語化した防災情報の発信に取り組んでいる。区毎のハザードマップを名古屋市のウェブサイトが多言語化して掲載しており、外国人にとってもアクセスが容易である。ただ、外国人住民への周知は課題のひとつとなっている。

⑥ 理解促進のための意識啓発活動

名古屋市では、8月を多文化共生月間と定め、シンポジウムやイベントを開催している。日本人市民への理解促進を目的に、2024年8月は名古屋城において『世界のみならずと盆踊り』

の開催や、事前交流会、スタンプラリー等が実施され、メディアにも大きく取り上げられたことで、社会的な認知度向上にも寄与している(図表40)。また、国際交流や多文化共生に関する活動への助成金制度も設けている。

図表40 名古屋市多文化共生イベントの案内

世界のみならずと盆踊り
 2024年8月17日
 18時~20時集合 17時45分
 名古屋城 別棟ホール
 2024年8月9日
 18時30分~20時30分
 名古屋国際センター 別棟ホール
 名古屋ウズベキスタン友好協会(ウズベキスタンの文化や踊りを紹介)
 日本民族研究会(演劇)
 ウズベキスタンの踊りもご紹介! 音楽会 盆踊りもみんなで踊って下さい!

8月は名古屋市多文化共生推進月間です。
 名古屋観光観光局
 TEL: 052-972-3062 FAX: 052-972-4201

多文化共生推進月間 スタンプラリー
 2024年8月1日~17日
 名古屋城「世界のみならずと盆踊り」イベント内
 名古屋国際センター「盆踊り」イベント内
 名古屋ウズベキスタン友好協会「トライアル」

スタンプを2個以上集めてメインイベント(チラシ裏面参照)にご参加いただいた方に景品プレゼント!
 名古屋国際センター 別棟ホール
 名古屋ウズベキスタン友好協会(ウズベキスタンの文化や踊りを紹介)
 日本民族研究会(演劇)

スタンプをゲットできる会場と対象イベントは3つです!
 名古屋国際センター 別棟ホール
 名古屋ウズベキスタン友好協会(ウズベキスタンの文化や踊りを紹介)
 日本民族研究会(演劇)

⑦ 就労支援と企業との連携

名古屋市においては、愛知県と密に連携を図り、外国人住民の労働環境向上を支援している。名古屋国際センターを通じて就労に関する相談対応を行い、NPOとの協力のもと通訳サービス等も提供している。

4-3 先進地の支援状況の総括

1. 先進地の主な支援状況のまとめ

先進地における外国人支援に関する主な内容は次の通りである(図表41)。

図表41 各地の主な外国人支援内容のまとめ

	群馬県	伊勢崎市	愛知県	名古屋市
組織	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	市民部国際課多文化共生係	県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室	観光文化交流局観光交流部国際交流課
基本計画	群馬県多文化共生・共創推進基本計画	第2次伊勢崎市総合計画	あいち多文化共生推進プラン	多文化共生推進プラン
相談支援	・ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営 ・The Gunma Guide発刊	・総合案内における多言語対応 ・伊勢崎市外国人生活ガイドブック 発刊	・愛知県国際交流協会 ・愛知生活便利帳 発刊	・名古屋国際センター ・名古屋生活ガイド
医療支援	・医療通訳派遣制度 ・群馬県医療通訳ボランティア養成講座	・県の施策を活用	・あいち医療通訳システム	・県の施策を活用
住居支援	・ぐんまあんしん賃貸ネットによる情報提供	・市営住宅の入居可	・愛知県あんしん賃貸支援事業による情報提供	・民間賃貸住宅情報提供 ・市営住宅の入居可
日本語教育支援	・教師・ボランティア養成講座実施 ・教職員向け情報サイト「ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト ハーモニー」による情報提供 ・「やさしい日本語講座」開催 ・外国人キーパーソン育成	・空き教室での日本語教室開催 ・多言語対応の支援員の派遣 ・出張日本語教室開催	・あいち地域日本語教育推進センター設置 ・日本語学習支援基金の造成	・家族向け日本語教育支援 ・外国語絵本の読み聞かせ実施
防災関連支援	・外国人向け訓練の実施 ・災害時ボランティア養成講座実施	・「伊勢崎市総合防災マップ(多言語対応)」発刊 ・「日本語と外国語の指差し会話集～防災の会話編～」発刊 ・災害ボランティア登録	・「あいち多文化防災ポケットガイド」作成	・各区の「多言語ハザードマップ」配布
意識啓発	・「ぐんま多文化共生・協力推進月間」制定 ・県広報番組開始	・多文化共生フェスタ開催 ・「日本語と外国語の指差し会話集～地域の会話編～」発刊 ・外国人レストランマップ 発刊	・「あいち多文化共生月間」制定 ・各地域のイベント広報活動支援	・「多文化共生月間」制定 ・交流イベント実施
就労支援	・群馬県多文化共創カンパニー制度設置 ・外国人向け就職ガイダンス・合同説明会開催	・県の施策を活用 ・企業での出張日本語講座開催	・「知ってる?日本の働くルール」発刊 ・求職者・企業双方が活用できる相談窓口設置 ・各種講座の開催	・県の施策を活用

(出所) りゅうぎん総研まとめ

2. 先進地の課題認識と今後の取り組みの方向性

前述のとおり、各地において首長の明確なリーダーシップのもと、多文化共生は必須という共通認識を持ち、長期に亘り様々な支援策を実施している。しかし、その支援策が奏功し多文化共生が進むなかでも、継続的な課題が存在する。以下に課題と今後の取り組みについてまとめる。

①課題認識

(ア) 情報提供・伝達

多言語での情報発信を行っているものの、特に技能実習生など就労中心の生活を送る外国人住民への効果的な情報提供が不十分であるとの認識がある。また防災情報についても、出身国によって防災の意識が異なることもあり、その周知については課題があるとされている。多言語化だけでは終わらず、発信手法の工夫や企業や地域住民との連携を密にしながら、情報発信の実効性の向上が求められている。

(イ) 支援体制の更なる強化

先進地においては多文化共生を推進する担当部署が明確化されているが、関連部署との連携は不可欠であり、担当部署が統括しながら各施策の進捗管理やフィードバックを実施していく必要があると考えられている。また増加を続ける外国人の支援については、担当部局の人員や予算規模の確保について常に強化していく必要がある。また、医療通訳や日本語教育支援などの専門的支援の更なる充実が求められるほか、地域が持つ独自の背景やニーズに基づいた施策づくりが重要であると考えられている。

(ウ) 新たな支援ニーズへの対応

永住する外国人が増加していくなかで、新たな支援ニーズも生みだされている。例えば定住者の就労支援においては、言語や文化の違いに加えて、日本社会での経験不足などにより、能力を発揮できない場合がある。また、日本で生まれ育った外国人に対する配慮も必要となってきている。多文化の背景を持ちながらも、日本の教育システムに完全に適応できない場合もあり、その進路指導やキャリア形成においても支援が必要となっている。

② 今後の取り組みの方向性

(ア) 連携体制の強化と施策の継続的な改善

多文化共生の取り組みについては、行政機関、民間機関、日本人と外国人双方の地域コミュニティとの連携強化が不可欠である。それぞれのニーズを適切に把握しながら、施策へ丁寧に反映していく必要がある。様々な施策については、各自自治体が課題に対して創意工夫を重ねながら対応を進めているが、予算や人員の制約もあることから、引き続き多文化共生推進協議会¹⁰などを通じた国への提言などにより、より効率的な体制構築が必要だと考えられている。

(イ) 新たな課題への対応

先進地においては、外国人と共に生きる『共生』の段階から、群馬県が掲げる「新しい価値を創造する地域社会の一員」のように『共創』を目指す段階へ移行しており、外国人が安心して就労し長期的に滞在できる環境の整備について、更なる強化が必要であると考えられている。

具体的な支援策としては、企業が働き手に対し明確に昇進や昇給の制度を提供し、スキルアップの支援体制を整えるなどキャリアパスの明確化が求められる。

また、日本に生まれ育った外国人の支援としても、将来の選択肢を広げ、社会参加を促進することが重要で、学校教育における日本語指導のほかに、進路指導やキャリア形成においても、専門的な教育プログラムの提供等が必要であると考えられている。

4-4 沖縄県内の状況

当県においても、2024年度の万国津梁会議において「多文化共生社会の構築」がテーマのひとつとなるなど、多文化共生の重要性への認識が高まってきている。会議において検討された内容は提言としてまとめられ、25年1月に県知事宛に「多文化共生社会の構築に関する提言書」が手交された。ここでは沖縄県内の状況として、同提言書の内容と各所へのヒアリング内容をまとめる。

① 組織体制

当県では、2009年に「おきなわ多文化共生推進指針」が策定され、基本理念や基本的施策例を定め、それ以降見直しが実施されていない。その後の在留外国人や観光客の増加に伴い、多文化共生の課題が多様化していることから、万国津梁会議においては、沖縄に暮らす外国人の現状を把握し、課題と対策を整理しながら、共生の方向性が議論された。その結果、実効性を高めるために、万国津梁会議提言では、同指針の見直しとアクションプランの策定が必要と指摘された。同提言を受け、県は25年度中にアクションプランを策定する予定となっている。

多文化共生の主たる担当部署は、文化観光スポーツ部交流推進課で、1名のスタッフが在籍（他業務と兼務）し、観光、雇用など各部署との連携し支援を実施している。また、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（宜野湾市）（以下、財団）に相談窓口を設置しているが、マンパワー不足が課題となっており、県としての体制の強化が望まれている。万国津梁会議の提言においても、行政・関係機関の連携強化や県庁内での連携強化、多文化共生担当職員の増員など、県全体での連携推進が求められている。

② 相談支援体制

財団においては、常駐のスタッフが翻訳アプリを用いて多言語対応を実施しているが、前述のマンパワー不足に加え、認知度不足が指摘されている。また、現時点では先進地で配布されているような多言語の生活ガイドブックはな

いが、課題認識を持っており今後作成が予定されている。

万国津梁会議提言では、外国人相談窓口の機能強化(職員増員、対応言語の拡充)、在住外国人団体との連携強化、相談支援業務の安定的な財源確保など相談体制の構築と拡充と、「やさしい日本語」や多言語での情報提供強化など、情報発信の充実が必要とされた。

③医療・住宅支援

医療支援については、在住者向けに財団にて医療通訳者を紹介しているほか、外国人観光客を対象にインバウンド医療対応多言語コール

センター事業を実施している。万国津梁会議提言では、医療対応の強化として、医療・福祉サービスの多言語対応が求められた。

住宅支援については、2024年度に県の施策である『観光人材受入等&住居確保支援制度』において、採用する外国人についての支援が実施されるケースがみられた(図表42)。

県内の公営住宅も利用可能であるが、申請条件が厳しいため、外国人にとって利用しづらい課題が残る。万国津梁会議提言では、県の「沖縄県差別のない社会づくり条例」を浸透させ、外国人に対する差別解消に努めることが求められた。

図表42 『観光人材受入等&住居確保支援制度』の案内



住宅支援に関しては、民間が先んじて支援を始めている。一般社団法人住みまーるでは、増加する外国人の住居問題の解決のために、行政、不動産会社など25社が参画する『住みまーる』協議会を発足させ、外国人の居住支援の一

環として、情報共有や意見交換を積極的に実施している。そのほか、外国人専用のシェアハウスの運営や多言語でのサービスや相談対応を行っている。

写真④ 住みまーる主催のセミナーの様子(筆者撮影 24.8)



④日本語教育支援

財団において、外国人向けに日常生活に必要な日本語基礎対面クラスが開催されている。また同クラスにおける学習サポーターが募集されている。

増加する日本語を母国語としない児童向けの支援として、沖縄県教育庁が2024年度に「県立学校日本語支援事業」を実施している。コーディネーターを拠点校に配置し支援しな

がら、日本語支援のほか、居場所支援、キャリア支援を丁寧に行い、教育の質を向上させ、自立できる力の育成に尽力している(図表43)。

万国津梁会議提言においては、就学前・就学中・就職後の各フェーズに対応した日本語教育の拡充や、日本語指導教員の配置や教員研修の充実、地域日本語教室の設置促進など日本語教育の環境整備の促進が求められた。

図表43 『県立学校日本語支援事業』のHP



(出所) 令和6年度県立学校 日本語支援事業 HP

⑤防災情報の提供

沖縄県は財団と「災害時における外国人支援に関する協定」を締結しているが、実効的な対応は実施されていないことが現状であり、万国津梁会議提言において、防災に関する情報発信の強化と、外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災訓練への参加などの仕組みづくりが求められた。

⑥理解促進のための意識啓発活動

当県では、SNSを通じて多文化共生社会についての情報発信(図表44)が始まっているが、他県で実施している多文化理解のための多文化共生月間制定やイベント実施などは今後の課題である。地域住民と外国人の共生促進のため、万国津梁会議提言では、住民と外国人の交流イベント開催、多文化共生月間の実施、ウチナーネットワークを活かした国際的視点の啓発活動などが提言された。

図表44 SNSによる多文化共生社会に向けての情報発信



民間においては、海外在住ネパール人協会日本支部沖縄委員会の主催で、2025年2月に「第2回ネパールフェスティバル沖縄2025」

が開催されるなど、異文化理解のためのイベントも実施されている(図表45)。

図表36 あいち多文化防災ポケットガイド



(出所) 海外在住ネパール人協会日本支部沖縄委員会

⑦就労支援と企業との連携

増加する外国人労働者の対応について、県の支援は強化されている。企業側から在留資格や採用方法などの知識やマッチング機会の不足などの意見を課題とし、商工労働部雇用政策課において、外国人材受入支援事業を実施し、外

国人材受入のためのガイドブックの発刊や、相談窓口の設置やセミナーの開催を行っている(図表46,47)。また求職支援の一環として、県内企業と留学生のマッチングイベントや就職活動セミナーなども実施し、積極的に支援が行われている(図表48)。

図表46 外国人材受け入れのためのガイドブック



図表47 外国人雇用相談の案内



図表48 県内企業と留学生のイベントの案内

図表49 労務相談の案内

(出所) 沖縄県女性就業・労働相談センターHP

また商工労働部労働政策課においては、労働相談事業として、働く人と雇用する側への労務相談を提供するなど、労働環境の改善策も進めている(図表49)。

このように、外国人の就労環境の改善に対する支援は段階的に整えられているが、万国津梁会議提言においては、雇用に関する相談窓口の多言語化が不十分で、情報収集や問題解決が困難な状況があるとして、外国人労働者に働く場所として沖縄を選んでもらうためにも、外国人が安心して就労・生活の環境の整備が必要であると唱えている。

万国津梁会議においては、外国人が沖縄で安心して暮らし、活躍できる環境を整えるための多様な視点からの議論が行われ、下記の提言がなされた(図表50)。

このように、沖縄県においても、多文化共生について各取り組みが少しずつ着実に進んでいる状況にある。しかし、先進地と比較すると不十分である。外国人との共生は地域の活力や成長の原動力となり得るものであり、万国津梁会議提言をもとに行動し、今後、沖縄が世界に開かれた多文化共生・共創社会を早期に実現していくことが求められる。

図表50 多文化共生社会の構築に関する提言書の内容

1. 外国人の活躍に向けたサポート

- 相談体制の構築と拡充
 - 外国人相談窓口の機能強化（職員増員、対応言語の拡充）
 - 在住外国人団体との連携強化
 - 相談支援業務の安定的な財源確保
- 情報発信の充実
 - 「やさしい日本語」や多言語での情報提供強化
 - 市町村レベルでの情報発信体制の整備
 - NPO や地域団体との協力による周知活動
- 日本語教育の環境整備
 - 就学前・就学中・就職後の各フェーズに対応した日本語教育の拡充
 - 日本語指導教員の配置や教員研修の充実
 - 地域日本語教室の設置促進
- ライフステージごとの行政サービス強化
 - 妊娠・出産、子育て、教育、介護など各ライフステージに応じた支援体制の整備
 - 教育・雇用・福祉・防災など、外国人向け行政サービスの現状把握と改善

2. 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

- 地域住民と外国人の共生促進
 - 住民と外国人の交流イベント開催
 - 多文化共生月間等の実施による意識啓発
- 外国人の病気や障害、災害への備えの強化
 - 医療・福祉サービスの多言語対応
 - 災害時の外国人向け情報発信の充実
 - 自主防災組織への外国人住民の参加促進
- 外国人が働きやすい社会の構築
 - 外国人労働者の適正な雇用管理と職場環境の整備
 - 労働問題の相談窓口の多言語化
 - 外国人の労働環境に関する差別的待遇の改善
 - 「沖縄県差別のない社会づくり条例」の周知強化
 - 幼少期からの多文化共生教育の推進

3. 県全体での連携推進

- 行政・関係機関の連携強化
 - 県庁内の担当部署間の連携強化
 - NPO、学校、企業、医療機関との協働体制の確立
 - 多文化共生施策を推進するための担当職員の増員
- アクションプランの策定
 - 既存の「おきなわ多文化共生推進指針」の見直し
 - 各分野における具体的な施策と目標設定
 - 効果検証を通じた持続可能な施策展開

（出所）多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

5. 沖縄県の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこと

先に見たように国内各地で、多文化共生社会実現に向けた取り組みを強化している。沖縄県

も他県を追従し取り組みが進んでいるところであるが、県内の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこととして、以下を提言したい(図表51)。

図表51 沖縄県の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこと

- (1) 沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設
- (2) 適正な人材と予算の投入
- (3) 先進地域(愛知県や群馬県など)に学ぶ
- (4) 国家戦略特区の活用等による規制緩和

1. 沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設

沖縄県において今後も増加が見込まれる外国人に対して、県内で定住し活躍してもらうためにも、生活支援、医療、教育、防災、労働環境の整備など、多岐にわたる包括的な支援体制が必要である。現在、県内の各行政機関では外国人の生活支援や労働環境の整備に積極的に取り組んでいるものの、これらの施策が複数の機関や部署にまたがっているため、情報の共有や業務の効率性の面で課題が残る。

こうした状況を改善するため、群馬県や愛知県のように、沖縄県にも外国人支援に特化した専担部署の新設を提案する。前述のように先進地では、外国人の受け入れ促進や多文化共生に関する施策を一元的に管理している。同様に沖縄県でも専担部署を設けることで、在留外国人の現状や課題を体系的に把握し、迅速かつ効果的な対策を講じることが可能となる。

また、このような部署の設置は、外国人を受け入れる県としての姿勢を明確に示し、企業や地域社会に対して多文化共生政策を積極的に推進しているというメッセージを発信する役割も果たす。特に、観光やサービス業などで外国人労働者の貢献が不可欠な当県においては、外国人が安心して暮らし、働ける環境づくりが地域経済の発展にもつながる。

外国人支援の専担部署を設立し、行政の窓口を一本化して司令塔としての機能をもたせることで、より効率的かつ実効性の高い多文化共生施策を展開することが望まれる。

(2) 適正な人材と予算の投入

外国人支援の専担部署を設立し、行政の窓口を一本化することで、多文化共生施策の効率性と実効性を向上させるためには、その部署に適正な人材と十分な予算の投入が不可欠である。

まず、専門的知識を持つ人材の確保が求められる。外国人支援に関する知識や経験を有する

行政職員に加え、多言語対応が可能な職員や、法律・福祉・教育分野の専門家を配置することで、外国人住民の多様なニーズに対応できる体制を整える必要がある。また、地域のNPOや外国人コミュニティと連携し、現場の声を施策に反映させることも重要であろう。

次に、施策の実施には安定的な財源の確保が不可欠である。予算の適切な配分を行い、相談窓口の拡充、日本語教育の支援、防災対策の強化など、具体的な施策の充実を図るべきである。さらに、企業や地域団体とも協働を進めることで、持続可能な支援体制を構築することが求められる。

(3) 先進地域(愛知県や群馬県など)に学ぶ

外国人に対する行政支援については、先進地に学ぶべきである。外国人労働者が日本で安心して生活し、安定的に働くためには、行政の支援体制が十分に整っていることが不可欠である。特に、地域社会との共生を実現し、外国人が自立した生活を送るためには、行政が積極的に関与し、多方面からのサポートを提供する必要がある。

これまでみたように、日本国内では、すでに外国人支援に関する先進的な取り組みを行っている自治体があり、それらの施策を実施して一定の成果を上げている。例えば、多文化共生の推進に向けた専担部署の設置、外国人相談窓口の拡充、やさしい日本語を用いた情報発信、労働環境の整備、地域住民との交流促進など、多岐にわたる施策が展開されている。

沖縄県においても、これらの先進地の知見を参考にしながら、地域の特性に合った行政支援体制を整備することが重要である。

先進地の施策を参考にすることで、時間や労力を節約しながら、より効果的な対策を講じることが可能となる。加えて、各地で実施された施策の成果や課題を把握することで、沖縄県の

状況に即した独自の施策を立案し、より実効性のある支援体制を整えることができる。

(4) 国家戦略特区の活用等による規制緩和

最後に、沖縄県における外国人の活躍を促進し、経済発展と多文化共生社会の実現を図る具体的な取り組みとして、国家戦略特区の活用による規制緩和を提案したい。特に、深刻な人手不足が課題となっている観光関連産業や、留学生の就労環境の整備を視野に入れた改革が求められ、具体的な取り組みとして①「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者について、沖縄県内の観光関連産業に就職する場合は業務を限定しないこと、②「留学」の在留資格者である外国人学生のアルバイト就労時間の上限を現在の週28時間から30時間台まで引き上げること、を挙げる。

① 観光関連産業における在留資格者の業務制限の撤廃

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者は、日本語の習得レベルが一定以上であり、かつ専門学校や大学を卒業しているため、幅広い業務に適応可能である。しかし、現行の制度ではこの在留資格者が観光関連産業に従事する際、従事できる業務が「通訳」「翻訳」「企画」「国際業務」などに限定されている。このため、宿泊・飲食・観光施設等において現場業務に携わることができず、人手不足の解消に十分に寄与できていない。

沖縄県は観光業が主要産業の一つであり、外国人観光客の増加に伴い、外国人労働者の役割がますます重要になっている。特に、インバウンド需要の拡大を背景に、多言語対応が可能な人材の確保が求められている。観光関連産業において在留資格者の業務範囲を日本人と同様に拡大することで、彼らの能力を最大限に活用し、沖縄経済の発展に貢献できると考えられる。

② 留学生のアルバイト就労時間の緩和

現在、日本語学校などに通う「留学」の在留資格者は、週28時間までのアルバイト就労が認められている。しかし、日本語学校における授業時間は通常1日4時間程度であり、それ以外の時間帯に就労の機会を増やすことで、実地での日本語習得や日本文化への理解を深めることが可能となる。また、留学生が地域社会に積極的に関わることで、地元住民との交流が促進

され、共生社会の形成にも寄与する。

前述のとおり、同提案は今年度特区へ申請されたが継続検討事項となっている。アルバイトの就労時間を週30時間台まで拡大することで、外国人留学生が安定した生活基盤を築きながら、学業と就労の両立がしやすくなることに加え、特に沖縄県のサービス業において、慢性的な人手不足の解消にもつながると考えられ、実現に向けて継続した働きかけを進めてほしい。

6. おわりに

本レポートでは、沖縄県内の在留外国人が年々増加を続けている現状を改めて確認するとともに、彼らが様々な産業で貴重な働き手として活躍し、地域社会を支える存在となっていることを示した。日常生活においても、コンビニエンスストアや飲食店などで流暢な日本語を話しながら接客する外国人の姿が一般的になり、彼らが地域社会に溶け込んでいる様子が見え始める。また、2024年の入域観光客数はコロナ禍前の95%の水準まで回復し、外国人観光客の増加も顕著である。こうした状況の中、ホテルや土産店などの観光関連産業において、語学力を活かした外国人労働者の存在は必要不可欠となっており、沖縄の経済と観光業の発展に大きく寄与していることが明らかである。

当研究所では、2021年より在留外国人に関する調査を継続しているが、外国人の増加にともない、彼らの生活環境も徐々に整備されつつある。しかし、現状では依然として制度や支援体制が未整備な部分が多く、行政の対応が急務である。先進地では、多文化共生を社会の発展に不可欠な要素と捉え、長期的な視点で積極的な支援を継続している。当県も、他県の成功事例や蓄積された知見を活用しながら、沖縄の実情に即した具体的なプランを早急に策定し、実行に移すことが求められる。

調査の際、群馬県の担当者が語った言葉が印象的だった。「現在は外国人支援の担当課がありますが、支援が社会全体に浸透し、いずれは課の役目を終えられることが理想です」と、穏やかでやさしい日本語で話す姿勢からも、多文化共生・共創への真摯な思いが伝わってきた。

外国人と日本人が区別されることなく、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、知事のリーダーシップのもと、沖縄県が積極的な一歩を踏み出すことに期待したい。

以上

国家戦略特区等提案が認められなかった事案の考察

1. 提案の背景

沖縄県は、沖縄県の主要な日本語学校理事長等との「外国人留学生の意見交換会」(2024年2月)において日本語学校側から提案された「外国人学生のアルバイトの就労時間について週28時間以内から週36時間以内に緩和する」ことを受けて、留学生本来の活動である学業を阻害しないかどうか慎重に検討を重ね、提案に至った。

2. 規制等の内容

留学生の資格外活動は、週28時間以内に制限されている。

根拠法令として、出入国管理及び難民認定法第19条第2項出入国管理及び難民法施行規則第19条第5項第1号。

3. 提案の内容

(1)提案名

外国人留学生の就労制限緩和の提案。

具体的には、一定の要件を定めて、留学生の資格外活動を週36時間以内に緩和する。

(2)具体的な提案内容

一定の要件の下、日本語学校の学生に限定した週36時間までの就労制限緩和を提案。

理由として、

- ①多くの日本語学校の学生は平日4時間程度のみ授業が行われ、資格外活動の上限時間を現在の週28時間から週8時間増やしても、留学目的である日本語学習には支障がないこと(また、専門学校生は平日6時間程度の授業が行われている中で、週28時間まで資格外活動の時間が認められている)、
 - ②資格外活動そのものが語学力の向上につながる側面があり、制限緩和により日本語実践の機会や日本人との交流の機会を増やすもので、留学目的と合致するものであること、
- の2点が挙げられる。

なお、一定の要件については、以下の内容が想定される。

対象学生：適正校に在籍する日本語学校の生徒で日本語学校からの推薦がある者に限定する。

支援体制：適正校に認定されている日本語学校では、出席率等の要件を満たす学生を推薦し、当該学生の修学面や生活面等について面談を行いフォローアップを行うこととあわせて、留学生を受け入れる企業では、接客マニュアル等を整備し、日本語習得を支援することとする。また、沖縄県では、円滑な運営のため、日本語学校への状況ヒアリングや受入希望企業へのマニュアル作り等の支援を行う等で連携していく。

4. 規制当局(法務省)の回答

留学生の資格外活動許可については、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより、学業の遂行に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、一定の範囲内で就労活動を認めているものである。

このため、1日当たりのフルタイム勤務約8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方にに基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているところである。

また、資格外活動許可は、あくまでも留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるべきものであり、在留資格制度の適正な運用の観点からも、現在認められている資格外活動の範囲を緩和することは困難である。

5. 規制当局の回答についての考察

沖縄県より規制緩和を要望する背景が示され(①、②)、日本語学校からの要請に対して学業を阻害しないとの観点から一定の要件(対象学生を限定すること、日本語学校や留学生受け入れ企業に支援体制の整備を求めること、さらにその状況を沖縄県がフォローアップすること)を付している。

法務省回答は「検討継続」としているものの、沖縄県の提案のどこに問題があるのか不明である。

本件提案は、外国人留学生の日本語習得や生活環境向上につながり、ひいては外国人留学生がわが国を選択し、将来の経済成長につながるものである。当局には、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる、という国家戦略特区の目標に即した判断(沖縄県の提案を認可し、沖縄県の提案通りの効果が得られるか検証すること)を期待したい。

以上

-
1. 出入国在留管理庁『特定技能の受入れ見込み数の再設定および対象分野等の追加について』
 2. 出入国在留管理庁HP
 3. 沖縄県HP
 4. 出入国在留管理庁『育成就労制度の概要』
 5. 出所は別途明記するもの以外は群馬県へのヒアリング及び群馬県HP
 6. 出所は別途明記するもの以外は伊勢崎市へのヒアリング・伊勢崎市HP
 7. 外国人住民に係る施策や活動に取り組む都市の行政並びに同地域の国際交流協会をもって構成し、外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立された会議(<http://www.shujutoshi.jp/index.html>)
 8. 出所は別途明記するもの以外は愛知県へのヒアリング及び愛知県HP
 9. 出所は別途明記するもの以外は名古屋市へのヒアリング及び名古屋市HP
 10. 多文化共生推進協議会は、日系ブラジル人など外国人が多数居住する県市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めることを目的として設置された協議会
 11. 出所は別途明記するもの以外は沖縄県へのヒアリング及び沖縄県HP

特集2

沖縄県における一戸建て住宅 着工の動向と県内住宅市場の 今後の展望

—木造住宅がRC造住宅を逆転、

住宅市場は大きな転換期—



りゅうぎん総合研究所
研究員
城間 櫻



琉球銀行 営業統括部
営業企画課 調査役
棚原 武昭

要 旨

- ・沖縄県の一戸建て住宅は従来鉄筋コンクリート造(RC造)住宅が主流であり、総務省「住宅・土地統計調査」によると県内における人が居住する一戸建て住宅については、2023年10月時点で鉄筋・鉄骨コンクリート造が85.4%を占める。一方、全国的には木造住宅が主流であり、この特徴は本県独自のものである。
- ・足元では木造住宅の着工戸数が年々増加しており、2023年度に新設された一戸建て住宅の着工戸数は、木造が1,722戸、RC造が1,368戸と木造がRC造を上回る状況がみられた。特に木造分譲住宅がシェアを伸ばしており、背景には人件費や地価の高騰等による住宅取得費の増加のなかで県外大手ハウスメーカーの参入があり、安価な木造分譲住宅に需要が流れているとみられる。
- ・こうした状況のなか、RC造住宅の更なる発展に向け、まず、近年自然災害が多発していることに着目し、耐震性・耐火性に優れたRC住宅の県外展開の可能性を調査した。しかしなが

ら、住宅関連企業へのヒアリングからは、顧客ニーズの観点から価格が比較的高いRC造住宅は選ばれにくく、気候の違い等によるハードルもあり、得策ではないことがわかった。

- ・続いて、RC造住宅を扱う企業へヒアリングを実施し、RC造住宅の県内シェアを維持・拡大させるための戦略について調査した。価格を抑える工法や省エネ対応、顧客への対応等、各社の差別化戦略について整理したほか、調査からは住宅購入者に求められる目線や、住宅建築を取り巻く制度上の課題も見えた。
- ・住宅市場が変容するなか、購入者は価格のみならず、安心して長く住み続けられる住宅か情報を集め、長期的な目線での判断力が求められている。また、脱炭素と本県の気候特性を考慮した住宅の推進、RC造住宅の着工が減少することによる県経済への影響等、県全体で向き合うべき課題も多い。今後の住宅市場の動向を引き続き注視していく必要がある。

1.はじめに

沖縄県の住宅市場における特徴の一つに、一戸建て住宅(以下、住宅とは一戸建て住宅を指す)の建築構造がある。全国的には木造が主流であるが、本県では鉄筋コンクリート造(以下、RC造)の比率が他県と比較して圧倒的に高い。本県では戦後、台風による暴風や高湿度等といった地理的特徴といった背景のなかでRC造住宅が主流となり、独自の住宅文化が形成されてきた。総務省「住宅・土地統計調査」では、2023年10月時点で人が居住する住宅のうち、全国的には約9割が木造であるのに対し、本県ではRC造が8割以上を占めている。

一方で、新設住宅着工の推移をみると、本県における木造住宅の着工割合が年々増加している。人件費上昇、地価高騰により建築工事費が増加するなか、木造住宅を手掛ける県外大手ハウスメーカーの参入等があり、住宅市場は大きく変容している。

このような状況を踏まえ、本レポートでは一戸建て住宅の動向にスポットをあて、本県の住宅構造の現状を定量的に分析する。さらに、着工戸数に陰りが見えるRC造住宅について、①他県における近年の震災や台風被害等を踏まえたRC造住宅の県外展開の可能性、②RC造住

宅の県内シェアの維持・拡大のための戦略の二つの観点から住宅関連企業へヒアリングを実施し、県内住宅市場の今後の展望について考察する。

2.住宅の構造と新設着工動向

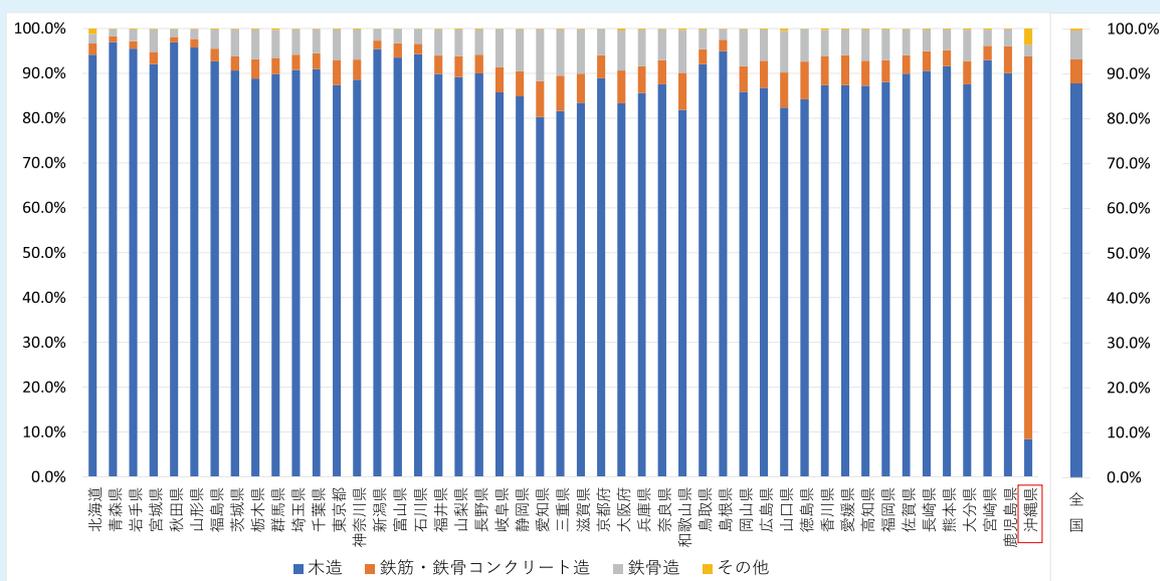
(1)沖縄県と全国の住宅の構造の比較

総務省「住宅・土地統計調査」によると、沖縄県内の人が居住している¹一戸建て住宅数(持ち家²)は、2023年10月時点で201,100戸となり、前回調査(2018年10月時点)比で4.8%の増加となった。

住宅数を構造別にみると、木造が16,900戸(構成比率8.4%)、鉄筋・鉄骨コンクリート造³が171,700戸(同85.4%)、鉄骨造が5,200戸(同2.6%)、その他が7,300戸(同3.6%)となり、鉄筋・鉄骨コンクリート造が大部分を占める(図表1)。

対して全国の住宅の数を構造別にみると、木造が87.9%と大部分を占め、鉄筋・鉄骨コンクリート造は5.4%と、鉄骨造の6.5%をも下回る。沖縄県以外のすべての都道府県では木造の割合が80%を超えており、鉄筋・鉄骨コンクリート造の住宅が主流となっている状況は、沖縄県のみの特徴であることが一目で分かる。

図表1:住宅の構造別構成比(2023年10月現在)



(出所) 総務省統計局「令和5年住宅・土地統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

続いて、国土交通省「建築着工統計調査」より、新設⁴住宅着工戸数の動向を確認する。2023年度の1年間で、沖縄県で着工された新設住宅(持家と分譲の合計⁵)の戸数は3,516戸であった。構造別にみると、木造が1,722戸(構

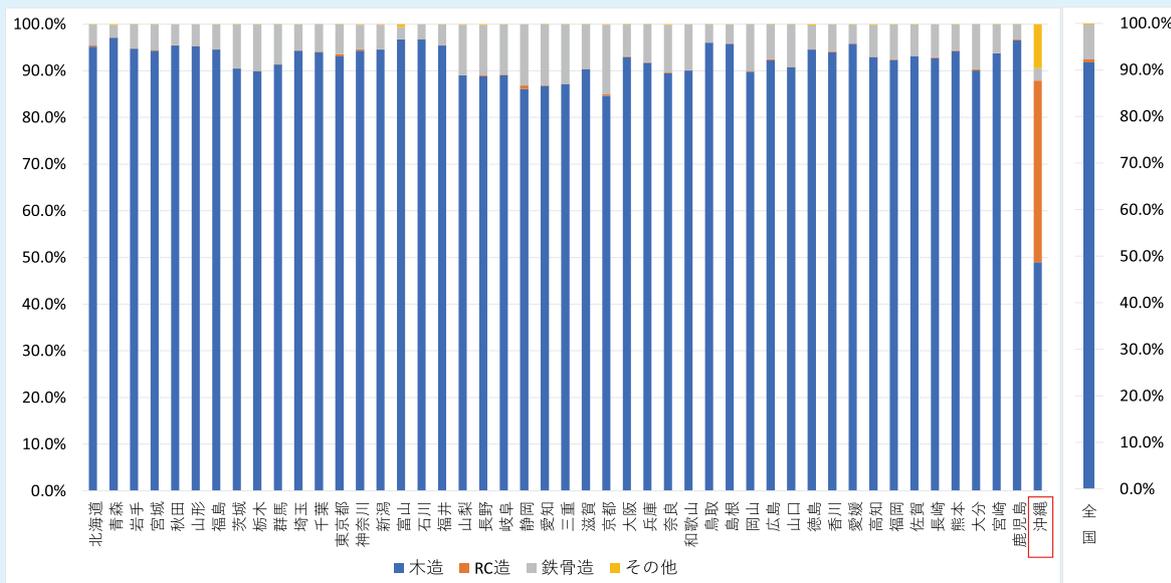
成比率49.0%)、RC造が1,368戸(同38.9%)、鉄骨造が94戸(同2.7%)、その他が332戸(同9.4%)となり、木造が最も大きな割合を占めている。先に確認した通り、現存する住宅数(ストック)はRC造を含む鉄筋・鉄骨コンクリート

造が8割以上であるものの、足元で建築されている住宅(フロー)は木造がシェアを伸ばしていることが分かる(図表2)。

全国では、2023年度に着工された新設住宅351,426戸のうち、木造が322,327戸(同91.7%)とほとんどを占め、RC造はわずか

2,069戸(同0.6%)であった。全国ではもともと少なかったRC造住宅のシェアがさらに小さくなっている。国内で着工されたRC造住宅のうち、6割以上が沖縄県で着工されているという現状がある。

図表2:新設住宅の年間着工戸数の構造別構成比(2023年度)



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

(2) 沖縄県における新設住宅の着工戸数の推移

本県では戦後、台風被害が多く、高湿度といった地理的特徴のなかでRC造住宅が主流となり、独自の住宅文化が形成されてきた。しか

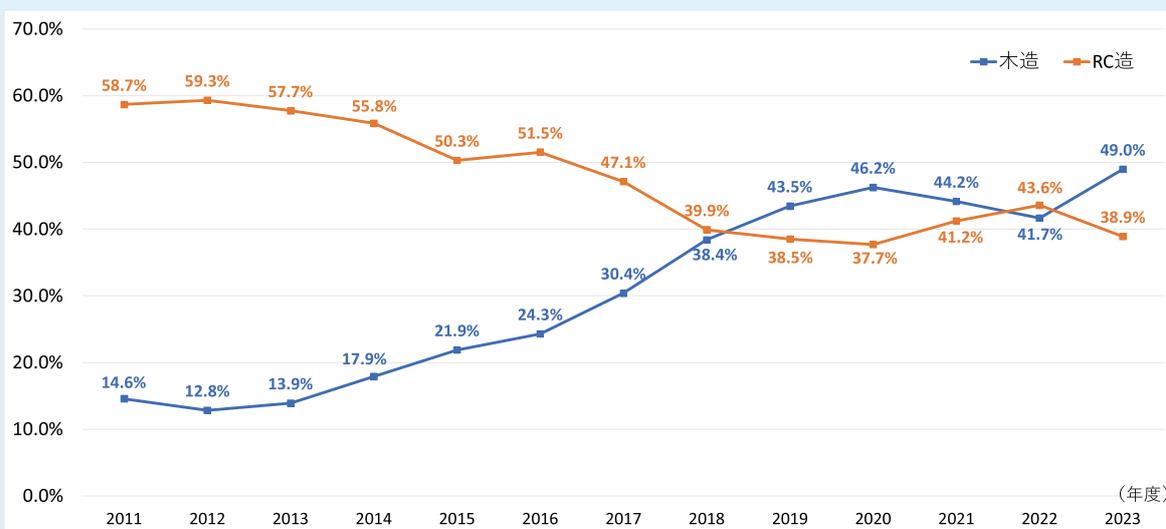
し近年、木造が年々シェアを伸ばしている。新設着工戸数の構造別構成比は、2019年度にはついに木造とRC造が逆転し、2023年度の年間着工戸数は木造がRC造を上回っている(図表3、4)。

図表3:新設住宅の年間着工戸数の推移(構造別)



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

図表4：新設住宅の年間着工戸数の構造別構成比の推移(木造・RC造)



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

利用関係別にみると、木造のうち着工戸数が増加しているのは分譲住宅である。木造とRC造の新設住宅の着工戸数を持家・分譲に区分して推移を確認すると、木造分譲住宅の勢いの強

さが読み取れる。一方で、2011年度時点では年間着工の大部分を占めていたRC造の持家住宅は、徐々に木造にシェアを奪われ、着工戸数は減少傾向にある(図表5)。

図表5：新設住宅の年間着工戸数の推移(木造・RC造/持家・分譲)



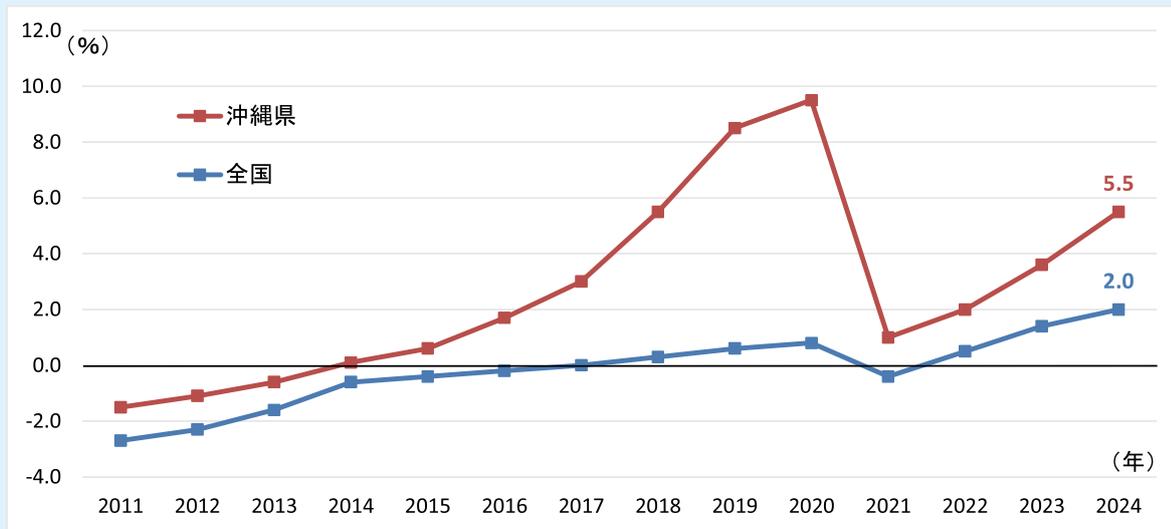
(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

こうした住宅市場の変化の背景には、地価の高騰や建築費の上昇による住宅取得費用の増加がある。

本県の地価は全国を上回って上昇を続けている。令和6年地価公示をみると、本県の住宅地の変動率は5.5%の上昇となり、全国の

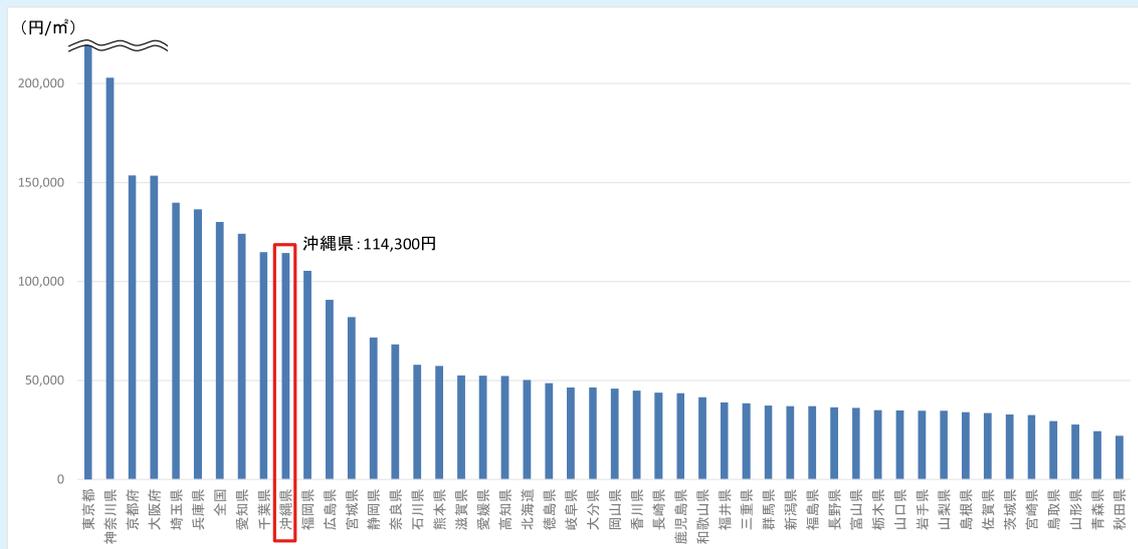
2.0%を大きく上回って全国トップの上昇率となった。また都道府県別の平均価格を並べると、本県は首都圏や主要都市を有する都道府県に次いで上位グループに位置する(図表6、7)。

図表6：公示地価変動率の推移(住宅地)



(出所) 国土交通省「令和6年地価公示」

図表7：令和6年地価公示 都道府県別平均価格(住宅地)

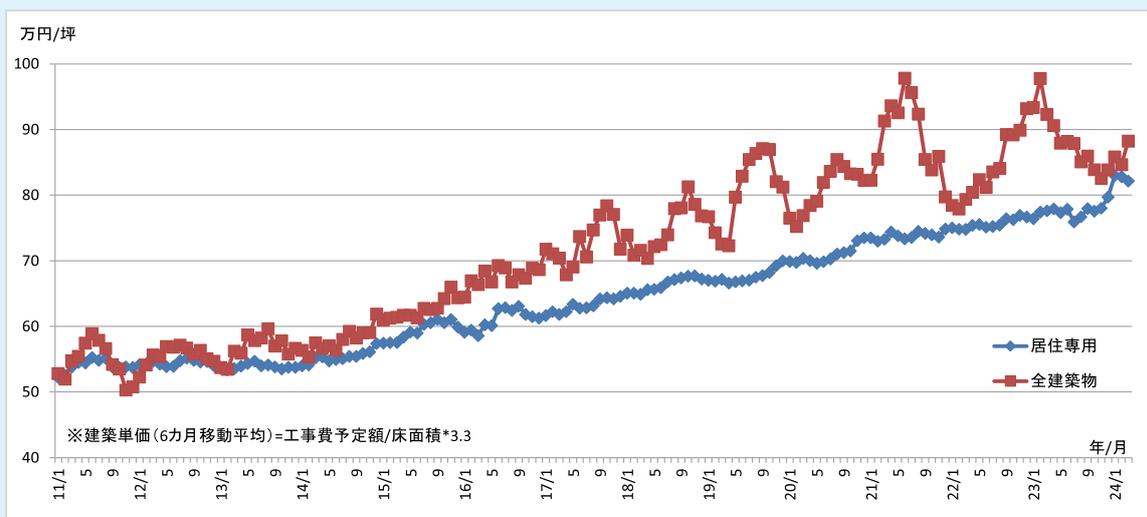


(出所) 国土交通省「令和6年地価公示」

地価が上昇するなか、建築費も上昇している。国土交通省「建築着工統計」より建築単価の推移(6カ月移動平均)をみると、全建築物、居住専用ともに増加傾向にあり、特に居住専用は約10年間上昇傾向が続いていることが分かる(図表8)。背景には、建築需要の高まりと慢性

的な人手不足等による賃金の上昇、建築資材の高止まり等がある。さらに2024年4月からは時間外労働の上限規制が適用され、工期の長期化に伴う建築費の上昇が今後も続くと予想される。

図表8：沖縄県における建築単価の推移

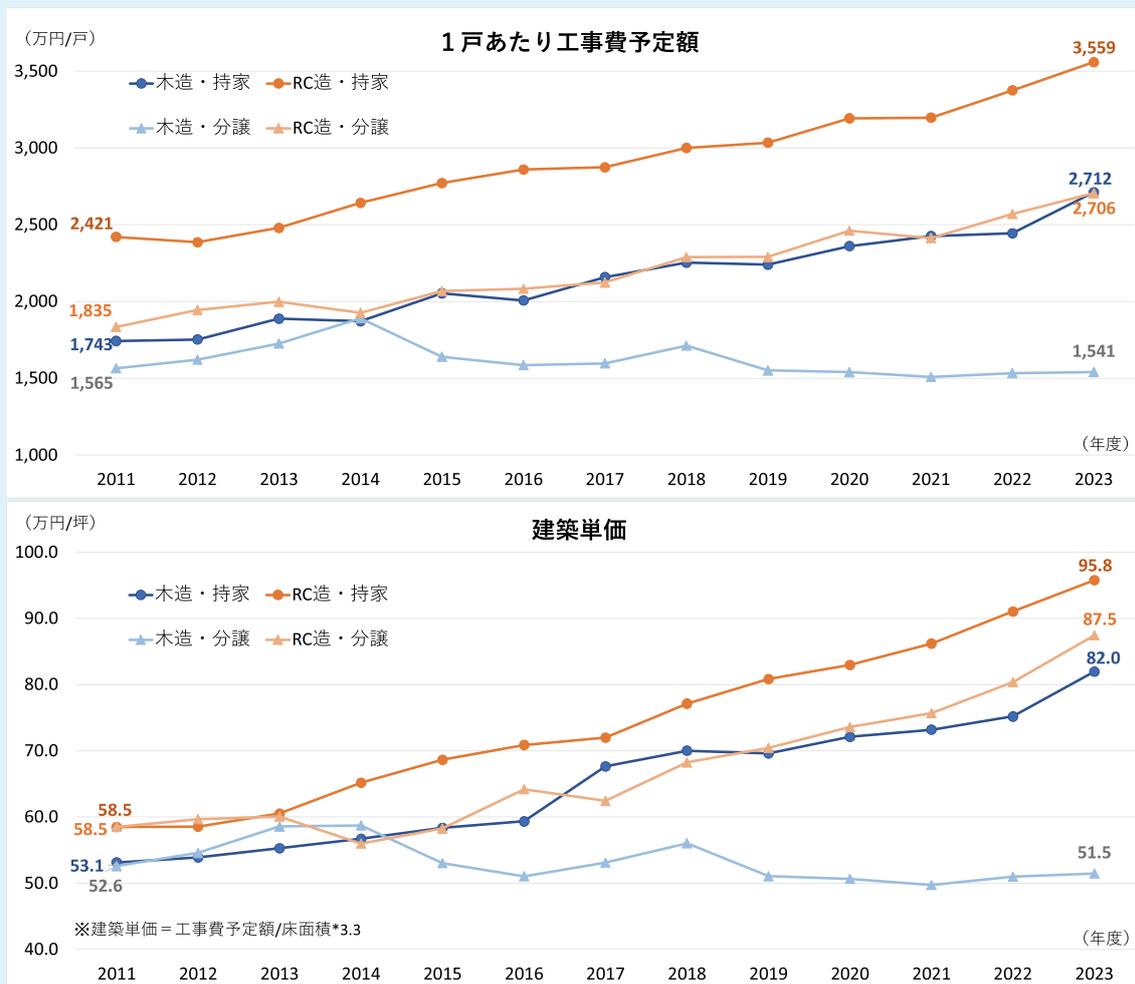


(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

一方、住宅の一戸あたり工事費予定額の推移をみると、木造の分譲住宅のみ横ばいで推移していることが分かる(図表9)。2015年頃から

木造分譲住宅の着工が年々増加している背景には、RC造住宅や持家と比較して価格が安いことが要因として考えられる。

図表9：住宅の工事費予定額の推移(木造・RC造/持家・分譲)※新築住宅



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

ここまで見てきたとおり、本県の住宅におけるRC造住宅の割合は他県と比較して圧倒的に高い。従来、住宅の建築において本県ではRC造が主流であり、現在も人が居住する住宅の約8割はRC造住宅である。一方で、近年は木造の住宅がシェアを伸ばしており、足元ではRC造住宅の着工戸数を追い抜き、割合が逆転している。地価や建築費の高騰により住宅取得費が上昇を続けるなか、木造分譲住宅は価格を維持しており、より安価な木造分譲住宅に顧客が流れていることが予想される。

これまで本県の住宅市場はRC造住宅を扱うハウスメーカーをはじめ、生コンや鉄筋といった資材関連企業等の県内企業によって支えられてきた。今、その構図が崩れつつある。木造分譲住宅を手掛ける企業の多くは県外大手ハウ

メーカーであり、経済循環の観点からも影響が懸念される。購入者のニーズや住宅市場を取り巻く環境が大きく変化するなかで、RC造住宅のシェアを維持・拡大させていくためには何が必要なのか。次章以降では、RC造住宅の課題を整理し、さらなる発展の可能性を探っていく。

3. RC造住宅の県外展開の可能性

我が国は、地形や気象などの自然的条件により、従来から各種の自然災害が発生しやすい特性を有している。特に度々発生する大規模地震は多くの人命や家屋へ甚大な被害をもたらしており、2024年1月1日に発生した能登半島地震では約8千棟、2011年3月11日に発生した東日本大震災では約12万棟の住家が全壊した(図表10)。

図表10:地震災害における被害状況

図表 2 - 1	「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較			
	阪神・淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 ^{注1}
発生日	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震：2016年4月14日 午後9時26分 本震：4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード 7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード 6.5 マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437人 (うち約900人)	22,325人 (うち約3,800人)	276人 (うち約220人)	263人 (うち30人 ^{注2}) ※5月28日現在の暫定値
全壊住棟	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約8千棟 ※5月28日現在の暫定値

注1) 「能登半島地震」の他に、一連の地震において最大規模の地震(令和6年1月1日16時10分北陸能登半島地方の地震)に併発被害を想定。
注2) 「能登半島地震」における「災害関連死」の数は、当該災害による負傷の発生又は避難生活における身体的負担による疾病にかかわり死亡し、「災害」関連の支給等に関する申請(令和4年法律第32号)に基づき災害が認定されたものと想定され5月28日現在の暫定値である。

出典：5月28日現在で確認できた内閣府資料、警察庁資料、復興庁資料、消防庁資料、気象庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、石川県資料、兵庫県資料、熊本県資料を基に内閣府作成

(出所) 内閣府「令和6年版 防災白書」(5月28日現在で確認できた内閣府資料、警察庁資料、復興庁資料、消防庁資料、気象庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、石川県資料、兵庫県資料、熊本県資料を基に内閣府作成)

今後発生が危惧される巨大地震や、地球温暖化の影響によって近年激甚化・頻発化する気象災害等への対策が急がれる。ハード・ソフト両面からの「備え」が全国各地で議論されており、行政の施策のみならず国民一人ひとりの防災・減災意識の向上が一層求められている。

本レポートではこのような情勢を受け、耐震性・耐火性に優れ、台風の常襲地帯である沖縄県で技術が磨かれてきたRC造住宅の強度の高さに注目した。従来県外では木造住宅が大半を

占めているが、防災意識が高まる昨今、頑丈さが強みとなるRC造住宅のニーズがあるのではないかと。この仮説をもとに、本県のRC造住宅の技術力を生かした県外展開の可能性を探るべく、ヒアリング調査を実施した。

(1)ヒアリング調査の概要

県内に本店又は営業所を持つ住宅関連企業4社へヒアリング調査を2024年11月に実施した。主な取扱商品は、RC造住宅、木造住宅、鉄

骨造住宅と、それぞれ異なる構造の住宅を取り扱う企業を選定し、RC造住宅と木造住宅の比較の観点からRC造住宅の県外展開の可能性を

探った。

ヒアリングでは、主に以下の項目にお答えいただいた(図表11)。

図表11:ヒアリング項目

- ① 県内でRC造住宅が顧客から選ばれる理由
- ② 県内で木造の着工が増加している理由
- ③ 県外で木造住宅が顧客から選ばれる理由
- ④ 県外でRC造住宅が選ばれるシーン
- ⑤ RC造住宅の県外展開に対する考え

(2)調査結果

① 県内でRC造住宅が顧客から選ばれる理由

本県で建築される住宅は従来RC造が主流であり、現在も着工される住宅の約4割はRC造住宅である。RC造住宅が選ばれる理由として一番に挙げたのは、やはり頑丈さであった。本県は地理的特性上、台風に耐え得る頑丈さが住宅には強く求められている。そのような気候条件のなかでRC造住宅の技術が発展してきた歴史的背景もあり、台風対策として信頼感のあるRC造住宅を選択する層は多い。また、住宅の耐用年数は木造が22年、RC造が47年とされていることから見て取れる通り、一般的にRC造住宅の方が長く使用することが可能である。長く住み続けることができるという安心感から、これまでRC造住宅が住宅の主流となってきた。

また、本県の文化的特徴として親族との距離の近さがある。特に、両親から譲り受けた土地に住宅を建てる場合や、資金援助を受ける場合は、両親等からの意見が色濃く反映されることもあるという。その世代では技術が発達する前の木造住宅のイメージが強く、白アリ被害や耐風性を懸念する人も多いとのことだ。若い人ほどこの先入観は薄れる傾向にあるが、従来RC造住宅が主流であることから、近隣の住宅や実家がRC造住宅だった経験を持つ人は多く、住宅を建てる際にRC造住宅を念頭に置くケースが多いことは自然である。

これらの背景より、住宅を建てるならRC造住宅が良いと、検討前から良いイメージが根付いていることが、本県でRC造住宅が選ばれる大きな理由となっている。

図表12:県内でRC造住宅が顧客から選ばれる理由

- ・ 台風に強く、頑丈であること
- ・ 耐久性が高く、長く安心して住み続けられること
- ・ 近隣の住宅や実家がRC造住宅であることが多く、RC造住宅に対する良いイメージが根付いていること

② 県内で木造の着工が増加している理由

先に見た通り、本県では木造住宅の着工が急増しているが、増加を押し上げているのは分譲住宅である。全国で木造分譲住宅事業を展開する県外大手ハウスメーカーの参入が相次ぎ、シェアが広がった。2014年度に年間100戸に達した木造分譲住宅の着工戸数は、2021年度には1,000戸を上回り、2023年度の着工戸数は1,204戸と、急速に普及が進んでいる。

県外大手ハウスメーカーは圧倒的な資金力とネットワークを持つ。地元不動産業者との連

携によりまとまった土地を購入し、効率的な資材の仕入れと組み立て式の建築を行うことが一般的だ。その結果、立地が良く、価格が抑えられた住宅を、短い工期で完成させることができる。建築コストが上昇するなか、購入者にとって価格は最も重要な判断基準である。当初RC造注文住宅の建築を検討していた顧客が、価格を理由に木造分譲住宅を選択する事例もしばしば見られるという。

県内でも木造住宅が浸透するなか、耐風性や白アリ被害については心配の声も弱まりつつ

ある。木造住宅を手掛ける企業によると、木造住宅の建築技術の向上や、沖縄の風土に合わせた技術開発により、従来と比較して耐久性の高

い木造住宅が建築されるようになってきているという。

図表13:県内で木造の着工が増加している理由

- ・ 木造住宅のなかでも特に分譲住宅の価格が安いこと
- ・ 県外の大手ハウスメーカーの進出
- ・ 木造住宅の高い技術力と、提案力の高さによるもの

③ 県外で木造住宅が顧客から選ばれる理由

本県とは反対に、県外では木造住宅がほとんどのシェアを占めており、足元でもその傾向は変化していない。木造住宅の文化が古くから根付いていることから、県外には比較的安価な分譲住宅から高級路線の注文住宅まで、木造住宅を専門とするハウスメーカーが多く存在する。顧客は幅広い選択肢の中から自らのニーズにあった業者を選択することができ、木造以外の選択肢を検討する機会が圧倒的に少ない状況にあることが、現在も木造が主流となっている主な理由として挙げられた。

さらに、木造住宅はRC造住宅と比較して一般的に建築コストが低く抑えられる。そのためRC造住宅が選択肢に入ったとしても、価格を比較したときに木造住宅を選ぶ人が多いとのことだ。また、これまでの競争の歴史のなかで、県外の木造住宅は気候に合わせた技術の発展を遂げている。本県と比較して冬場の寒さが厳しい県外において、住宅に求められるものは暖

かさであり、各社は気密性の高さを競っている。現在も木造住宅の性能は進歩を続けており、従来の課題であった、白アリへの対策や、耐震性・耐久性も向上している。

近年では高層階の木造を建てる技術も確立されてきている。国土交通省は木造建築物の耐久性を評価する制度を導入し、2025年4月に評価申請の受付をスタートさせる予定だと公表している。対象は住宅以外となるが、性能評価によって一定の基準を満たしていると認められた木造建築物については、耐用年数50年以上と見なされる。従来の法定耐用年数は、用途が事務所の場合、木造は24年、RC造は50年であり、融資返済や減価償却等の側面から木造の中高層階建築物の普及の障害となっていた。本制度の導入は木造のオフィスビルや商業施設の普及を後押しするものであり、木造建築物の技術の進歩と耐久性の向上を示す動きだといえる。

図表14:県外で木造住宅が顧客から選ばれる理由

- ・ 従来木造が主流であり、木造住宅を手掛ける業者が多いこと
- ・ RC造や鉄骨造と比較して価格が安いこと
- ・ 気密性が高く、気候に合った高い技術が確立されていること

④ 県外でRC造住宅が選ばれるケース

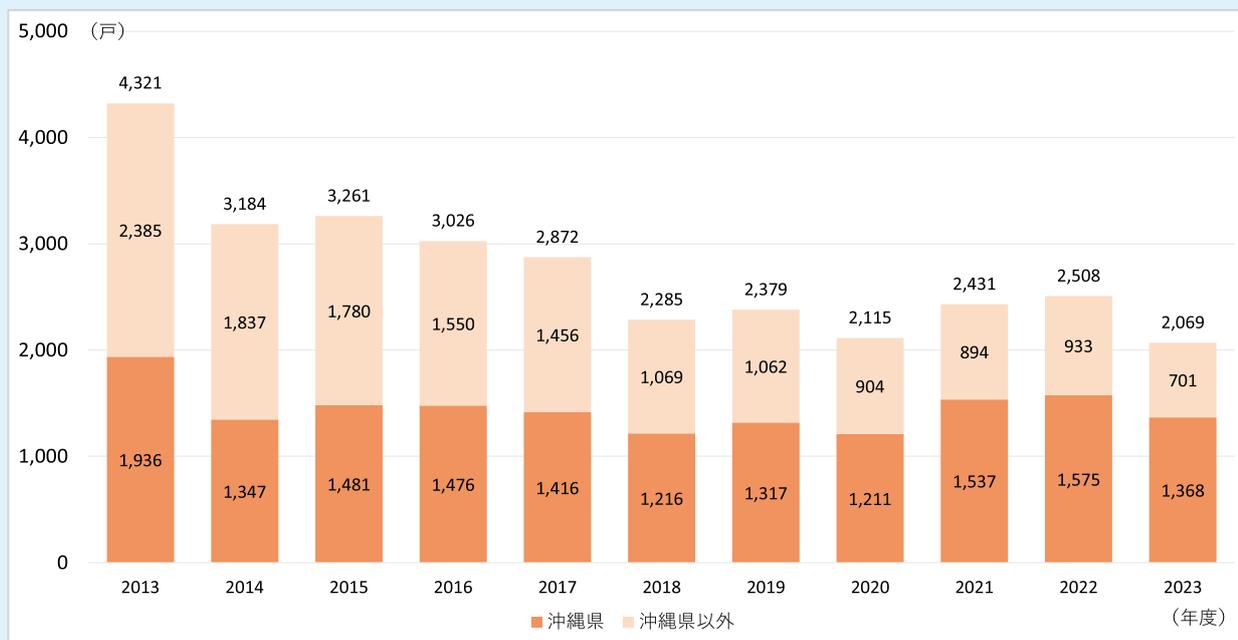
一戸建て住宅の主流は圧倒的に木造であるなか、RC造住宅もわずかに着工がみられる。2023年度に着工されたRC造住宅2,069戸のうち、1,368戸が沖縄県内での着工、701戸が

他都道府県での着工であった(図表16)。着工戸数のうちの半数以上を沖縄県が占め、他都道府県の着工は年々に減少しているものの、需要は0ではない。

図表15:県外でRC造住宅が選ばれるケース

- ・ 狭小地に3階建て以上の高層階住宅を建築する場合
- ・ 周りがビル街のような密集地で耐火性が求められる場合
- ・ 建築コストが多少高くなっても許容できる高所得者層のうち、他者との差別化を図りたいなどのRC造住宅へのこだわりがある場合

図表16:全国の新設住宅の年間着工戸数の推移(RC造/持家・分譲)



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

県外でRC造住宅の強みが活きるのは、狭小地や密集地に住宅を建築する場合だ。例えば、都市部で建築をする際は土地に限られるため、3階建て以上の高層階住宅を建築するケースがみられる。その場合は、頑丈で多層階建てに強みを持つRC造の方が適しているとして選択されることが多い。また、延焼リスクの高い密集地では耐火性が求められるため、木造と比較して火災に強いRC造住宅はメリットが大きい。そのほか、防音性の高さ等も密集地ではメリットとなる。

機能面以外の理由として考えられるのが、デザイン性を重視する場合である。広々とした間取りや個性的なデザインを取り入れたい、他者との差別化を図りたいというニーズに応えるには、その強度から自由度の高い設計を可能とするRC造住宅が適している。ただし、先述した通り一般的にRC造住宅は木造住宅と比較して建築コストが高くなる傾向にあるため、その価格差を受容できる高所得者層であることが前提となる。

⑤ RC造住宅の県外展開に対する考え

最後に、各社に「RC造住宅を県外で展開させること」について伺った。まず意見として挙げられたのは、顧客ニーズへの懸念である。木造住宅とRC造住宅にはそれぞれメリットもデメリットもあるが、一般的にそのなかで最も重視されるのは価格である。各メーカーによって価

格の幅はあるものの、RC造住宅の方が、コストがかかる傾向にある。比較段階で1戸あたり数百万～1,000万円ほどの価格差があることもあり、RC造住宅にメリットを感じたとしても、価格の差で選ばれにくいというのが、各社の総意であった。

なお、地震への備えとしてRC造住宅を選択する顧客は少ないというのが各社の共通認識であった。台風と異なりいつ起こるかわからないことに加え、近年木造の耐震技術も向上していること、県外ではRC造住宅よりもシェアが大きい鉄骨造も耐震性に強みを持つこと等の背景から、耐震性は価格の高いRC造住宅を選ぶ理由にはならないとのことだった。さらに、RC造住宅は頑丈がゆえに取り壊しに時間とコストがかかる。大型地震や津波が発生し甚大な被害を受けた場合、躯体が残ったとしても建て直しが必要となる可能性もある。その場合、RC造住宅の頑丈さがデメリットとなるとの見方もあった。

機能面に関しても懸念がある。本県で高い技術力を持つRC造住宅を手掛ける企業は多数存在するが、その技術がそのまま県外で通用するとは限らない。特に、県外では冬の寒さに強い住宅が求められ、木造住宅の気密性は各社が競って技術を高めている。本県で木造住宅の耐風性や塩害、白アリ被害等が懸念されたように、RC造住宅を県外展開する際には、気候の違いを考慮し、技術を見直す必要がある。

また、昨今人手不足が叫ばれるなか、職人を集めることもネックとなる。一から商流を築くことも必要だ。ただし、これらの課題は進出先のRC造住宅メーカーをM&Aで取り込むこと等でクリアできるのではないかという意見も挙がった。さらに、工場でコンクリートパネルを製造し、現地で組み立てるプレキャスト工法（以下、PC工法）を採用したRC造住宅であれば、現場作業が少なくなるため職人に求める技術力のハードルは下がり、短工期でコストを抑えることも可能となる。ただし、体制を整えた

ところで顧客ニーズが少ないという課題解決にはならず、懸念が残る。

結論として、県外では木造住宅が圧倒的な主流であり、多数の企業が競う県外の住宅市場に進出することはハードルが高く、得策ではないという意見がほとんどであった。コストに見合うニーズを見込むことは難しいと言えるだろう。本県の住宅市場を支え発展を遂げてきたRC造住宅だが、本調査ではその技術力を持って県外へ進出することはかなりのハードルがあることがわかった。

図表17:RC造住宅の県外展開に対する考え

- ・ RC造住宅は木造と比較して価格が高く、顧客から選ばれにくい
- ・ 耐震性はRC造住宅を選択する理由にはなりにくい
- ・ 木造住宅は気密性が高く暖かさを保つ技術が向上している一方、RC造住宅を県外で展開させるためには県外の気候に合わせた技術の見直しが必要となる
- ・ 職人を集めること、商流を作ること等がネックになるが、県外のRC造住宅を手掛ける業者のM&Aが実現することで課題をクリアできる
- ・ 木造住宅を手掛ける業者が多く競っているなかで、新規参入はハードルが高い

4. RC造住宅の県内シェアの維持・拡大のための戦略

本県では木造住宅がその価格の安さから急激にシェアを伸ばしているものの、反対に本県のRC造住宅の技術を活かした県外展開には高いハードルがある。今、本県の住宅市場は大きな転換期を迎えているが、RC造住宅を手掛ける企業にとっては逆風であると考えられる。

このような状況のなか、県内各社はRC造住宅の県内シェアを維持・拡大させるために様々な施策を講じている。今後の住宅市場の展開を考察すべく、ヒアリングを実施した。

またヒアリングからは、住宅建築を取り巻く

制度上の課題や、住宅購入者である県民がこの住宅市場の変容をどのように捉えるべきか、といった課題も見えてきた。

(1)ヒアリング調査の概要

県内に本店又は営業所を持つ住宅関連企業4社へヒアリング調査を2025年2月～3月に実施した。主な取扱商品は、RC造住宅やコンクリートブロック造（以下、CB造）住宅を取り扱う企業を選定し、自社の強みや他社との差別化等の戦略について伺った。また、県内住宅市場に対する考えについてもヒアリングした（図表18）。

図表18:ヒアリング項目

- ① 他社との差別化戦略（商品の工夫）
- ② 他社との差別化戦略（顧客対応等の工夫）
- ③ 県内住宅市場に対する考え（購入者に求められること、制度上の課題）

(2)調査結果

① 他社との差別化戦略(商品の工夫)

前章でも確認した通り、RC造住宅の大きな強みの一つが耐風性である。ヒアリングにおいて、強度という点ではRC造住宅が一般的に優

れているという意見がほとんどであった。一方で、RC造住宅の価格帯の高さは一番のネックとなる。

CB造は、高い強度を持ちながら、価格を抑えることのできる構造である。一般的に型枠を作

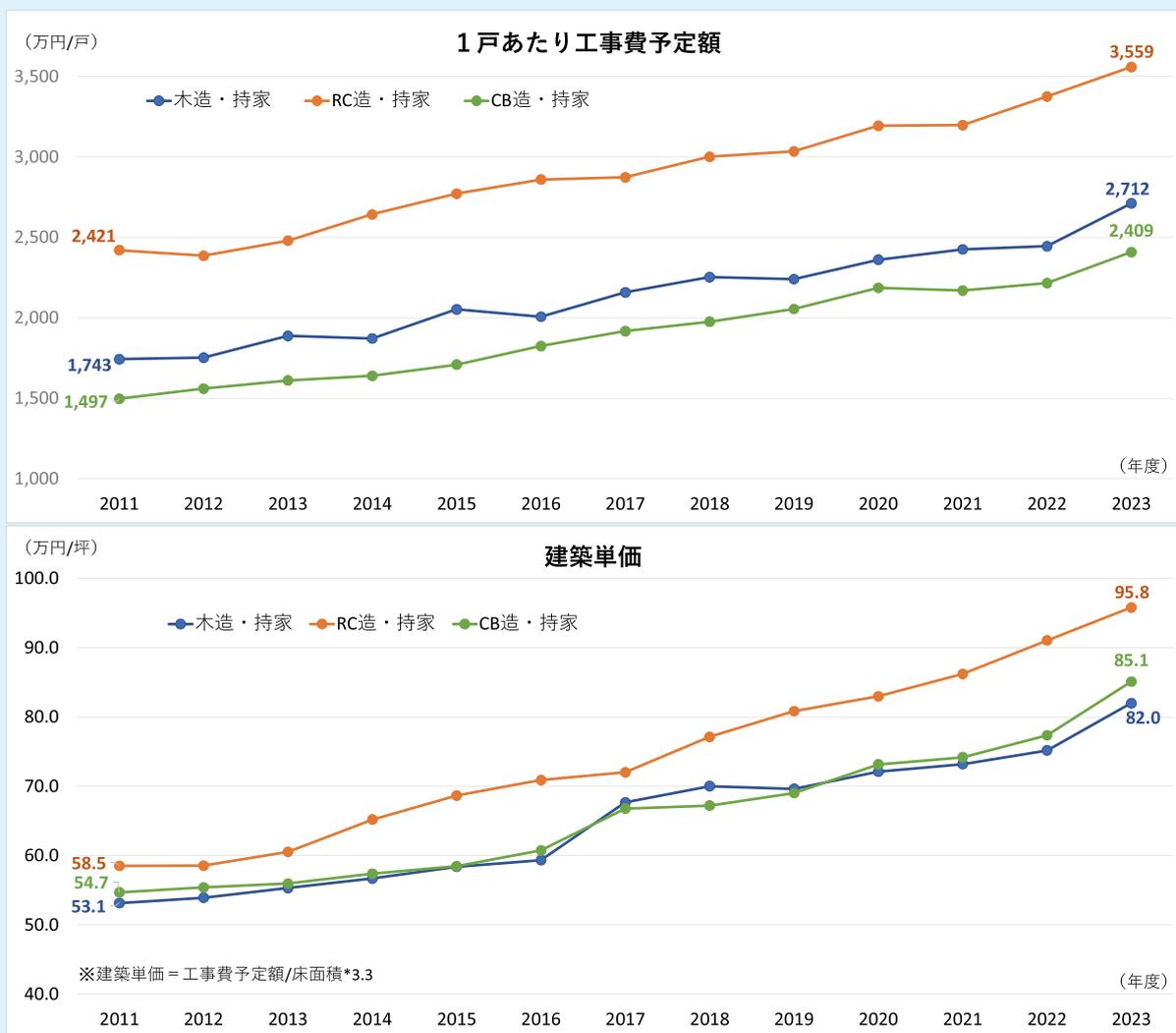
り、コンクリートを流し込んで造るRC造住宅と比較して、コンクリートブロックを積み上げる工法のCB造住宅は、材料費と工賃が抑えられる(図表20)。また、CB造はRC造と比較して

強度の低いイメージを持たれやすいが、鉄筋で補強することでRC造住宅と遜色のない強度を実現できるとのことだ。

図表19:他社との差別化戦略(商品の工夫)

- ・ 価格を抑えることのできるCB造住宅や、PC工法の採用
- ・ 断熱性能の強化等、住み心地の良さの追求

図表20:住宅の工事費予定額の推移(木造・RC造・CB造/持家)※新築住宅



(出所) 国土交通省「建築着工統計調査」より、りゅうぎん総合研究所作成

またRC造住宅であっても、前章でも紹介したPC工法であれば価格を抑えることが可能である。工場で生産したコンクリートパネルを組み立てて壁を造るため、現場の人件費を抑えることができ、工期も短縮できる。ヒアリングでは、壁部分を造るのに在来工法では通常4~5日かかるが、PC工法では半日で作業が完了するとのことであった。さらに、PC工法は型式適合認定⁶を受けることで建築確認申請の期間も

短く済むことが特徴的である。通常、顧客との間取り等の調整が終わってから建築許可が下りるまでに3カ月ほどかかるが、型式適合認定を受けていれば2カ月ほど短縮することが可能だ。その分早く工事に着手することができ、さらに工事期間も先述の通り短縮できるため、実際の完成は通常より3カ月ほど短く済む。RC造の強度の高さはそのままに、低価格、短工期を実現するPC工法は購入者にとってもメ

リットが大きい。

価格ではなく、住み心地の良さをPRし、差別化を図る企業にも話を聞いた。RC造住宅の弱点として夏場に熱をため込んでしまう性質があるが、断熱材や断熱窓、遮熱塗料等を用いることで、RC造でも夏は涼しく冬は暖かい快適さを実現している。省エネによる光熱費の削減等も期待でき、ZEH7基準をクリアした住宅であれば各種補助金や住宅ローンの金利優遇等を受けられることもある。こうした性能の良さや環境への配慮は企業のブランド価値を高め、価格とは別の軸で顧客から選ばれる戦略の一つである。

② 他社との差別化戦略(顧客対応等の工夫)

数多くあるハウスメーカーの中から顧客に選ばれるためには、住宅の価格や性能のみならず、顧客対応も重要なポイントとなる。例えば、顧客の予算や住宅購入までのスケジュール等について丁寧なヒアリングと提案を行うことは、顧客との信頼関係に繋がる。住宅の購入者はほとんどが初めての購入であるため、資金計画が曖昧で、費用や一連の流れ、各制度等の知識が乏しいことも多い。顧客の不安を取り除

き、顧客の希望に親身になって向き合う営業力の高さは、木造・RC造を問わず各社が競っており、顧客が選択する際の基準の一つにもなっている。

また、分譲住宅ではなく注文住宅を選択する顧客が求めている大きな要素の一つに、設計の自由度の高さがある。木造住宅でも自由なデザインを売りにしている企業もあるが、今回ヒアリングした先からもRC造ならではの広い空間づくりを実現できることや、顧客の希望に寄り添った間取りの提案など、自由度の高い設計を強みとしているといった声が聞かれた。ただし、こうしたニーズが見られるのは主に高所得者層であることに留意する必要がある。

アフターフォローの充実も顧客からの信頼に繋がる。特にRC造住宅の法定耐用年数は47年と長く、強度の高いコンクリートを使用することで、「100年持つ住宅」として丈夫さを強みとするメーカーもある。子の代まで受け継ぐことを前提として建てることも珍しくない。長く住み続けるなかで、定期的なメンテナンスや不具合があったときの対応が充実していることも顧客の満足度を高める効果的な差別化戦略となっている。

図表21:他社との差別化戦略(顧客対応等の工夫)

- ・ 顧客に寄り添った提案と自由度の高い設計
- ・ アフターフォローの対応

③ 県内住宅市場に対する考え(購入者に求められること、制度上の課題)

価格の安い木造分譲住宅の着工戸数が増加している状況について、ヒアリングのなかでいくつかの懸念点が上がった。各社から共通して聞かれたのは耐久性への懸念である。木造分譲住宅の年間着工戸数は2014年度に100戸を超え、その後急激に着工戸数を増やし、2023年度は1,204戸が建てられている。つまり多くの住宅は築10年以下であることに注意が必要だ。

木造住宅を手掛ける各社は台風能耐える強度をPRし、心配の声は弱まりつつあるとの意見もある一方で、30年、40年と住み続ける住宅としてまだ検証は不十分であり、今後大型台風が襲来した際の被害を懸念する意見も上がった。一部では台風襲来時の揺れが激しいといった声や、実際に雨漏り修繕の依頼が入るこ

ともあるという。特に、那覇等の密集地では近隣の建物が防風林の役割を果たすため影響は少ないが、周りに建物が少なく見晴らしの良いような立地だと風をもろに受けるため、高い強度が求められるとのことだった。

また、亜熱帯地域に生息する白アリへの対策、一年を通して湿度が高く、特に夏の室内外の温度差による結露対策等にも配慮する必要がある。本県で長年木造住宅を手掛けている企業もあるため一概には言えないが、県内外の気候の違いをどこまで研究し、対策ができていくかという点に注意すべきだ。購入者は修繕費の発生や想定より早い建て替えといった負担をできるだけ減らすためにも、本県の気候に十分対応した技術を持った企業であるかを見極め、目先の購入価格のみならず、長期的な目線での資金計画が必要となる。

もう一つの懸念点として、防音性がある。通

常、一戸建て住宅であれば集合住宅ほどの防音性は必要ないが、米軍基地に近い地域ではRC造住宅の高い防音性が大きな強みとなる。こうしたエリアでは今後も従来通りRC造住宅がほとんどの割合を占めると予想する意見もあった。

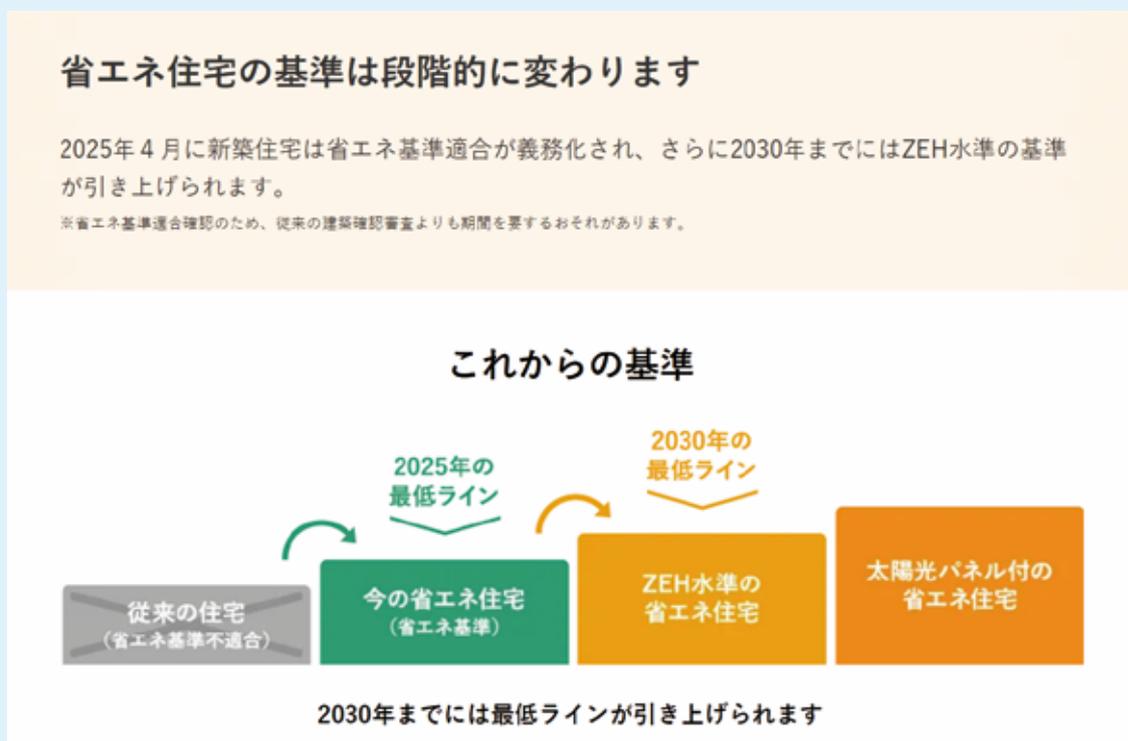
また、制度上の課題についても多くの意見が上がった。代表的なものとして、2025年4月よりすべての新築住宅で義務化される「省エネ基準適合」がある。国土交通省WEBサイトによると、省エネ住宅とは、高断熱・高气密に作られたエネルギー消費量を抑える性能を備えた住

宅のことで、光熱費を抑えられること、快適に過ごせること等のメリットがある。国は2025年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減(2013年度比)を目指しており、実現に向けた取り組みの一環として、「建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」の制定・改正がなされている。さらに2030年度以降新築される住宅は、ZEH水準の省エネ性能が確保されることを目指すとされ、今後、省エネ基準の段階的な引き上げが予定されている(図表23)。

図表22:県内住宅市場に対する考え(購入者に求められること、制度上の課題)

- ・ 購入者には住宅価格のみならず、長期的な目線での総合的な判断が求められる
- ・ 省エネに関する制度や補助金等において、沖縄の気候を考慮した見直しが必要

図表23:省エネ住宅の基準

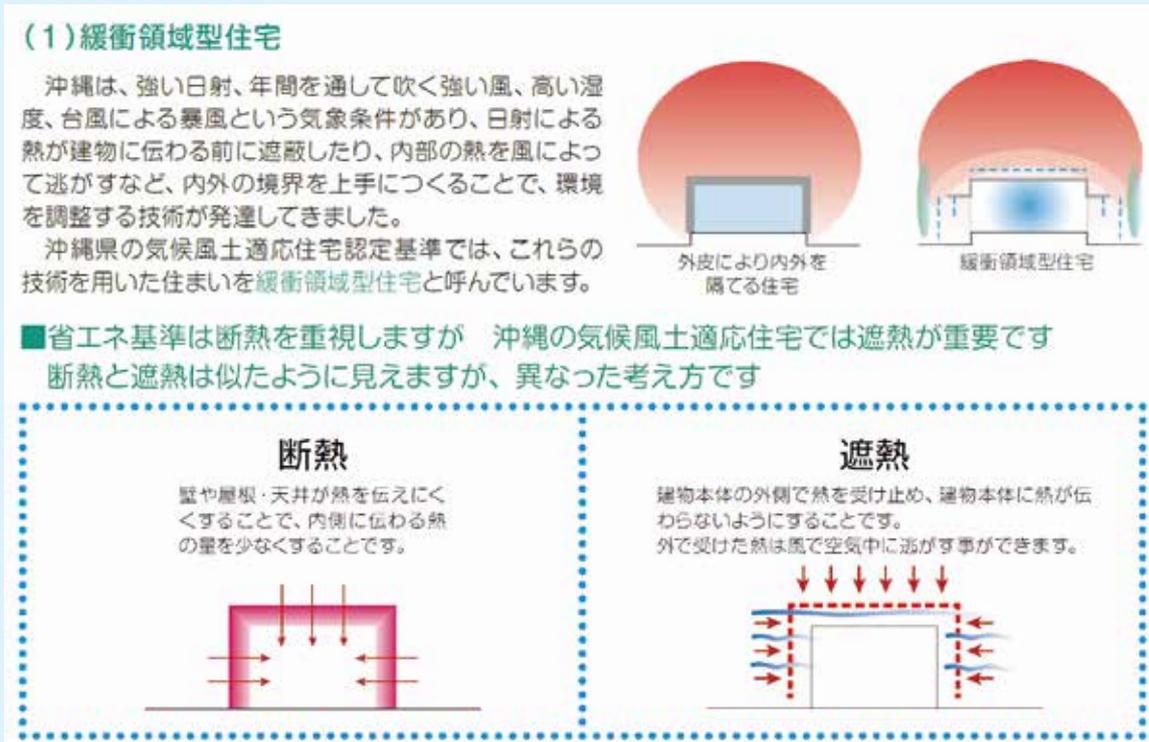


(出所) 国土交通省WEBサイト「建築物省エネ法のページ」より(最終閲覧日:2025年3月10日)

環境に配慮した住宅づくりが今後求められるなか、全国の基準が本県の気候にそぐわないことも多い。本県では、台風による暴風をはじめ、強い日射、年間を通して湿度が高く、温度差が少ないといった気候に合わせて様々な技術が受け継がれてきた。例えば、花ブロックや緑化、遮熱塗料等がある。建築物省エネ法では、省エネ基準を満たすという方法以外に都道府県が定める基準を満たすことで環境に調和した

住宅だと認められる「気候風土適応住宅」があり、これに認められると断熱性能の基準の適用が除外される。沖縄県では2022年4月に気候風土適用住宅認定基準を定めており、「A:日射の熱を内部に侵入させない」「B:熱や湿気を内部にこもらせない」といった技術を組み合わせた住宅を「緩衝領域型住宅」と呼び、本県の気候に適合した住宅として認めることとしている(図表24)。

図表24:沖縄県の気候風土適応住宅



(出所) 沖縄県「風土に根ざした家づくり手引書」(令和4年度版)

今後とも国として建築物のエネルギー消費削減の動きがますます加速するなか、補助金等の施策も講じられている。一方で、全国一律の基準の適用は本県の気候を考慮した際に必ずしも最善とは言えず、県には地域の気候条件に合った住宅を評価する仕組みづくりや制度の見直しが引き続き求められている。また、省エネや気候風土適応住宅に取り組む企業への支援も今後強化していく必要があるだろう。

5. 県内住宅市場の今後の展望

総務省「令和5年度住宅・土地統計調査」によると、沖縄県における2023年10月現在の住宅数は201,100戸と、前回調査時点(2018年10月)の191,800戸を4.8%上回った。その間、本県の住宅取得環境は変化を続けており、特に人件費高騰や建築資材の高止まりによる建築費の上昇、地価の高騰は、住宅着工の動向に大きく影響を及ぼしている。さらに今後は政策金利の見直しによる住宅ローン金利上昇の影響も注視する必要がある。

今回は一戸建て住宅にスポットを当てたが、木造分譲住宅の着工の増加傾向が続いている一方で、増加局面に入ってから約10年となる。各住宅関連企業からは、今後も木造分譲住宅のシェアが増加を続けるか否かの見極め時期に

入っているとの声が聞かれた。木造分譲住宅はその価格の安さから急速に広まったが、築年数がある程度経過した段階で大型台風の襲来に耐え得るか、今後注視していく必要がある。購入者は価格のみならず、安心して長く住み続けられる住宅として適しているかを判断し、選択していく必要がある。

省エネの観点では、冷暖房等の使用エネルギーを抑制していく住宅づくりが求められているなかで、加えて建築時に発生するエネルギーも今後注目されていくと予想される。短期間での建て替えは、特に島嶼県である本県では運搬時等も含めて排出されるCO2は大きく、建物の長寿命化にも着目していく必要があるだろう。住宅を長く使う文化が根付いている本県だからこそ、その特性を上手く使うことで、日本や東南アジア諸国の住宅づくりをリードしていく存在にもなり得る。気候風土に適した住宅の推進が期待される。

ただし、懸念すべきはやはりRC造住宅の着工戸数の減少である。今回の調査によって、各社様々な戦略を打ち出していることがわかったが、木造分譲住宅の着工戸数が高い水準で推移していることは事実である。生コンや鉄筋といった資材関連業者への影響も既にみられており、このままRC造住宅の着工戸数が減少を

続けた場合、県内建設業の景気の後退や経済循環率の低下といった県経済全体への影響が懸念される(図表25)。

図表25:本県の住宅市場は大きな転換期

- ・ 木造分譲住宅の価格優位性は圧倒的で、若年層が支持
- ・ 木造分譲住宅の耐久性には注視が必要
- ・ RC造住宅が生き残るには戦略の工夫が必要
- ・ RC造住宅の減少傾向は県経済にマイナスの影響

県民の生活に欠かせない住宅産業は現在大きな転換期を迎えているが、RC造、木造といった建築構造を問わず、地域に根差した更なる発

展が期待される。住宅市場の変容が県経済、県民生活へもたらす影響について、引き続き長期的な目線で注視していく必要がある。

以上

1. 人が居住している住宅:ふだん人が居住している住宅。一次現在者のみの住宅(昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど)、空き家、建築中の住宅はこれに含まれない
2. 持ち家:そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払いが完了していない場合、親の名義の住宅に住んでいる場合も含む
3. 鉄筋・鉄骨コンクリート造:建物の骨組みが鉄筋コンクリート造(RC造)、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
4. 新設:住宅の新築(旧敷地以外への敷地への移転を含む)、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事
5. 持家:建築主(個人)が自分で居住する目的で建築するもの
分譲:建て売り又は分譲の目的で建築するもの
6. 型式適合認定:同一の型式で量産される建築設備や、標準的な仕様書で建設される住宅などの型式について、一定の建築基準に適合していることをあらかじめ審査し、認定する。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認時の審査が簡素化される(一般財団法人日本建築センターWEBサイトより)
7. ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅(国土交通省より)

特集3

沖縄県内の第三次産業における地元企業優先利用に向けた検討



りゅうぎん総合研究所
研究員

米 須 唯

— 県内企業優先利用に関する 条例化が必要 —

要 旨

- ・沖縄県では、外資や本土企業の立地が進み、県内で生じた利益が地域に落ちず県外へ流出してしまう「ザル経済」と言われる経済構造が積年の課題である。その解決の大きな一助となり得るのが、県民による地元企業の優先的な利用である。それが結果として域内循環率を高め、県民の生活水準向上や経済成長へと繋がるためである。
- ・こうした問題意識を背景に、当社では県内での資金循環率の向上には各産業に応じた取り組みが必要であると考え、これまで製造業、建設業における地元企業優先利用についてそれぞれ調査を実施し、提言を取り纏めた。
- ・本レポートは、沖縄経済の発展をけん引し続けている第三次産業にフォーカスした調査である。本県における第三次産業は観光産業を中核としつつも業種は幅広く、多くの雇用機会を生み出している。また様々な業種が密接に関連し合っており、第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。
- ・これらを踏まえ、マクロ分析により沖縄経済にお

ける第三次産業の位置づけを確認した後、事例分析として県内主要企業3社の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元へ本社を置く企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に検証した。

- ・その結果、3社の事業活動による経済効果(2023年度)の合計は1,733億円と試算され、県内GDP(2022年度)の4%相当を占める結果となり、沖縄経済への貢献度の大きさが確認された。
- ・分析結果を踏まえ、第三次産業における地元企業優先利用の促進に向けた方策として、①沖縄県および主要市町村における県内企業優先利用に関する条例化の検討、②第三次産業における商品・サービスの品質向上の必要性について提言した。
- ・なお、本レポートは第三次産業にフォーカスした調査であるが、沖縄経済を支えるすべての産業で「地元企業(県産品)優先利用」が推進されるべきであり、沖縄県や主要市町村の首長のリーダーシップのもと条例化の検討が進むことに期待したい。

1. はじめに

沖縄県では、外資や本土企業の立地が進み、県内で生じた利益が地域に落ちず県外へ流出してしまう「ザル経済」と言われる経済構造が積年の課題である。ザル経済からの脱却に向けては、経済界を中心に多角的な議論が展開されているが、その解決の大きな一助となり得るのが、県民による地元企業(県産品)の優先的な利用(=地産地消)である。それが結果として地域内での資金循環率を高め、雇用誘発や所得増加など、県民の生活水準向上や経済成長へと繋がるためである。

こうした問題意識を背景に、当社では県内で

の資金循環率の向上には産業ごとの状況や課題に応じた取り組みが必要であると考え、これまで製造業、建設業における地元企業優先利用についてそれぞれ調査を実施し、提言を取り纏めた。¹

本レポートは、県内総生産の約9割を占め、沖縄経済の発展をけん引し続けている第三次産業(サービス業)にフォーカスした調査である。本県における第三次産業は、観光産業を中核としつつも、商業や金融・保険、運輸、通信、医療・福祉など業種は幅広く、またそのほとんどが労働集約型であることから多くの雇用機会を生み出している。加えて、供給するサービス

の種類は生活関連サービスから対事業所サービスまで多岐にわたるため様々な業種と密接に関連し合っており、第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。

これらを踏まえ、本レポートではマクロ分析により沖縄経済における第三次産業の位置づけを確認した後、事例分析として県内主要企業3社の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元を本社を置く企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に分析した。また、これらの分析結果を踏まえ、第三次産業における地元企業優先利用の促進に向けた方策等について検討し、提言を取り纏めた。

2. 第三次産業の概況

本章では、はじめに県内総生産と就業者数の状況から沖縄経済における第三次産業の位置付けについて確認し、次に産業連関表を用いて第三次産業の資金循環構造分析を行う。

(1) 沖縄経済における位置づけ

① 県内総生産

県内総生産とは、県内における各産業の生産活動により、1年間のうちに生み出された財やサービスの付加価値額の総額であり、国のGDPに該当する重要な指標である。

沖縄県「県民経済計算」によると、2022年度の県内総生産は、名目4兆4,615億円(実質4兆3,471億円)となり、前年度比2.1%増(実質2.7%増)とプラス成長なった(図表1)。産業別にみると、第一次産業が441億29百万円(前年度比17.8%減)、第二次産業が5,895億28百万円(同11.6%減)と減少したものの、第三次産業の生産額は3兆8,586億19百万円(同4.7%増)と増加した。

第三次産業は唯一プラス成長で推移しており、コロナ禍での移動制限解除等に伴い社会経済活動が正常化するなか、運輸業や宿泊・飲食サービス業などを中心に持ち直しの動きが強まったことが大きな要因であろう。

図表1 2022年度県内総生産(生産側、名目値)

項目	2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		対前年度比 (%)
	実数 (百万円)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	
第一次産業	53,690	1.2	44,129	1.0	△17.8
1. 農林水産業	53,690	1.2	44,129	1.0	△17.8
第二次産業	666,683	15.3	589,528	13.2	△11.6
2. 鉱業	8,772	0.2	10,741	0.2	22.4
3. 製造業	187,025	4.3	180,051	4.0	△3.7
4. 建設業	470,886	10.8	398,736	8.9	△15.3
第三次産業	3,684,273	84.3	3,858,619	86.5	4.7
5. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	181,403	4.2	88,424	2.0	△51.3
6. 卸売・小売業	403,965	9.2	421,393	9.4	4.3
7. 運輸・郵便業	202,182	4.6	285,382	6.4	41.2
8. 宿泊・飲食サービス業	107,464	2.5	168,075	3.8	56.4
9. 情報通信業	172,332	3.9	168,241	3.8	△2.4
10. 金融・保険業	155,770	3.6	175,765	3.9	12.8
11. 不動産業	553,773	12.7	561,702	12.6	1.4
12. 専門・科学技術・業務支援サービス業	449,294	10.3	483,505	10.8	7.6
13. 公務	426,328	9.8	441,237	9.9	3.5
14. 教育	256,844	5.9	262,517	5.9	2.2
15. 保健衛生・社会事業	549,161	12.6	561,255	12.6	2.2
16. その他のサービス	225,757	5.2	241,123	5.4	6.8
17. 小計	4,404,646	100.8	4,492,276	100.7	2.0
18. 輸入品に課される税・関税	16,265	0.4	29,778	0.7	83.1
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	50,739	1.2	60,524	1.4	19.3
20. 県内総生産 (17+18-19)	4,370,172	100.0	4,461,530	100.0	2.1

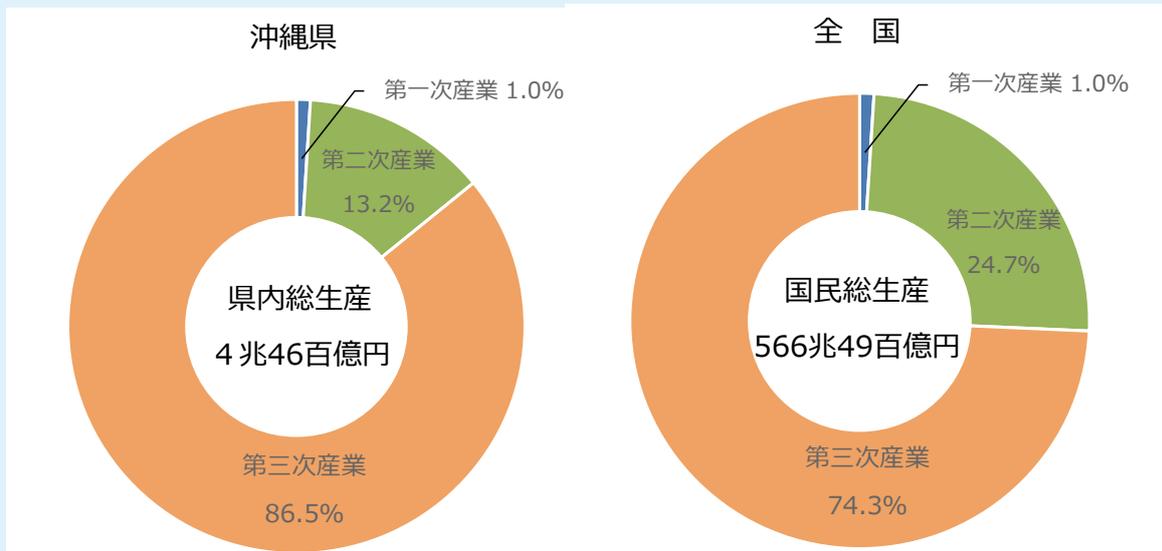
出所: 沖縄県 R4年度(2022年度)県民経済計算よりりゅうぎん総研作成

また、産業別の構成比をみると、第三次産業のウエイトは86.5%（前年度比2.2ポイント増）と規模が拡大しており、全国（74.3%）を上回る（図表2）。

沖縄県の生産額の産業別構成比を全国の構成

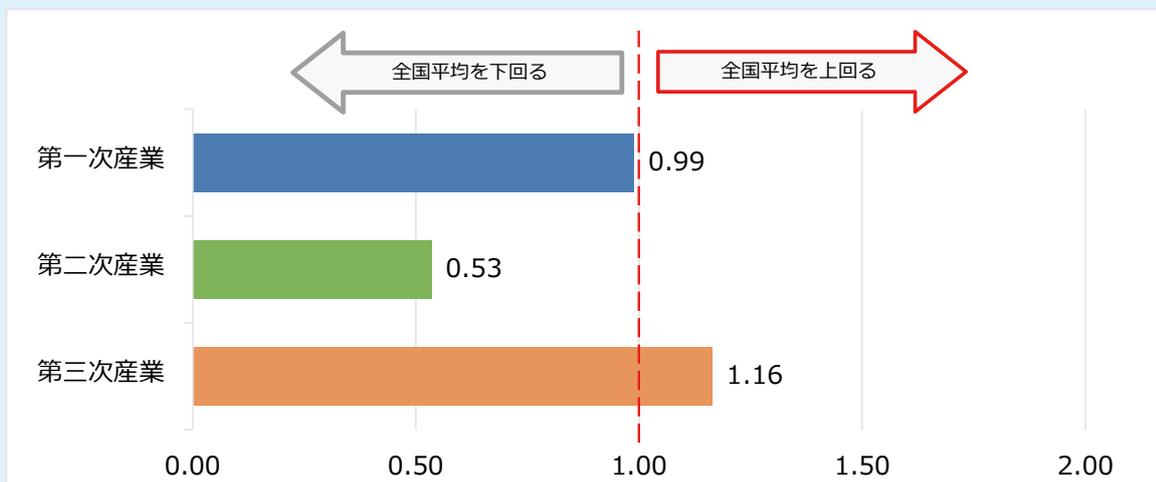
比で除した値である「特化係数」をみると、第一次、第二次産業は1.0を下回るものの、第三次産業は1.16となった（図表3）。特化係数は、全国＝1であることから、1を上回る第三次産業は全国水準より特化した産業であるといえる。

図表2 産業別構成比の全国比較



出所：沖縄県「R4年度（2022年度）県民経済計算」、内閣府「R4年度（2022年度）国民経済計算」よりりゅうぎん総研作成

図表3 沖縄県の産業別特化係数



出所：沖縄県「R4年度（2022年度）県民経済計算」、内閣府「R4年度（2022年度）国民経済計算」よりりゅうぎん総研作成

②就業者数

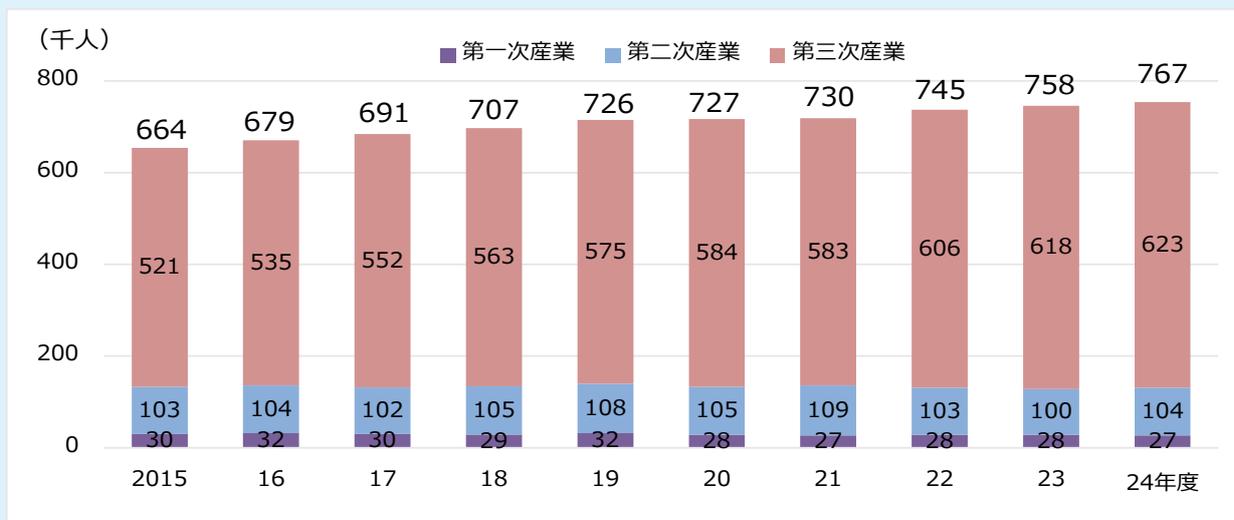
続いて、雇用の状況について確認する。図表4に示した県内就業者数の推移をみると、一貫して増加傾向が続いており、2024年度は76万7千人となった。

産業別にみると、第一次産業が2万7千人、第二次産業が10万4千人、第三次産業が62万3千人となっている。第三次産業は全産業の81.2%を占めており、①県内総生産で確認した本県の

産業構造に比例した結果である。

なお、本県の課題のひとつに“県民所得の低さ”が挙げられる。就業者数の多い産業においてサービス品質の向上（高付加価値化）を図り、需要拡大、賃金上昇という好循環の実現が県民所得の底上につながるという点を考慮したとき、ウエイトの大きい第三次産業の資金循環率向上は極めて重要である。

図表4 就業者数の推移(沖縄県、年平均)



出所: 沖縄県「労働力調査」よりりゅうぎん総研作成

(2) 産業連関分析にみる第三次産業の概況

産業連関表とは、一定期間内(通常1年間)にある特定の地域で行われた各産業間での財・サービスの経常的な取引(生産・販売の実態)を行列形式で表にまとめた統計表である(図表5)。

各産業は他の産業から原材料や燃料などを購入し、これらを加工して新たな財・サービスを生産し、さらにそれを別の産業に対して販売する。

購入した産業は、それらを原材料として再び新たな財・サービスを生産する。産業連関表は、このような財・サービスの「購入→生産→販売」という産業相互間の連鎖的なつながりを一覧にした統計表であり、地域内における経済循環の流れを示している。ここでは、沖縄県産業連関表(2015年)を用いて第三次産業の投入産出構造を確認する。

図表5 (参考) 沖縄県産業連関表 単位: 百万円

需要部門(買い手) 供給部門(売り手)		中間需要				最終需要			県内生産額 A+B+C+D
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	内生部門計 A	消費・投資 B	移輸出 C	(控除) 輸移入 D	
中間投入	第一次産業	28,912	45,656	18,142	92,710	29,516	53,352	-44,005	131,573
	第二次産業	31,602	505,970	574,305	1,111,877	1,533,117	122,732	-1,418,510	1,349,216
	第三次産業	22,023	285,792	1,386,794	1,694,609	3,470,852	959,859	-804,094	5,321,226
	内生部門計	82,537	837,418	1,979,241	2,899,196	5,033,485	1,135,943	-2,266,609	6,802,015
粗付加価値	雇用者所得	32,239	269,176	1,850,726	2,152,141				単位: 百万円
	営業余剰	2,414	81,549	691,221	775,184				
	資本減耗引当	19,468	60,123	458,174	537,765				
	その他	-5,085	100,950	341,864	437,729				
粗付加価値部門計		49,036	511,798	3,341,985	3,902,819				
県内生産額		131,573	1,349,216	5,321,226	6,802,015				

出所: 2015年沖縄県産業連関表 14部門取引基本をりゅうぎん総研が一部簡略化

注1: 縦(列)方向は各産業の投入構造、横(行)方向は各産業が生産した財・サービスの販路構成を示している

注2: 消費・投資とは、家計消費や企業・政府による投資

①自給率

自給率とは、県内で発生した需要に対しどれだけを県内生産で賄うことができるかを示す値である。例えば、ある製品の県内自給率が70%であれば、残りの30%を県外に依存(所得の漏出)していることを意味する。自給率が高くなると県内での生産誘発が増加し、経済波及効果は高くなる。

このように、域内経済循環の把握において自給率は重要な指標であり、これが「県内企業(県産品)優先利用(=地産地消)」が推奨される理由のひとつである。

本県の自給率を産業ごとにみると、第三次産

業は他の産業に比べ全産業の平均値(71.4%)を上回る業種が多い(図表6)。これは、人がサービスの提供主体となる労働集約型の業種が多く、製造業をはじめとする他の産業に比べ原材料等の中間投入割合が小さい(粗付加価値割合が大きい)ことに起因している。

しかしながら、産業連関表には県内に立地する県外企業による生産分が含まれており、県内企業・県外企業の別は考慮されていない。本県において県外企業の立地が進んでいる状況を考慮すると、地域の雇用創出というプラスの面がある一方、県内で発生した利益が県外へ漏出していることは想像に難くない。

図表6 沖縄県の自給率(35部門)

部門名	自給率	部門名	自給率
01 農業	63.3%	19 その他の製造工業製品	18.7%
02 林業	30.7%	20 建築及び補修	99.6%
03 漁業	83.3%	21 土木建設	100.0%
04 鉱業	9.2%	22 電気・ガス・熱供給	99.0%
05 食料品・たばこ・飲料	38.7%	23 水道・廃棄物処理	99.4%
06 繊維製品	0.4%	24 商業	69.3%
07 製材・木製品・家具	8.5%	25 金融・保険	77.5%
08 パルプ・紙・紙加工品	14.5%	26 不動産	98.5%
09 化学製品	2.4%	27 運輸・郵便	58.8%
10 石油製品・石炭製品	20.6%	28 情報通信	70.8%
11 窯業・土石製品	61.4%	29 公務	100.0%
12 鉄鋼	36.8%	30 教育・研究	91.1%
13 非鉄金属	4.7%	31 医療・保健・社会保障・介護	100.0%
14 金属製品	45.9%	32 その他の公共サービス	95.2%
15 一般機械	0.9%	33 対事業所サービス	73.2%
16 電気機械	1.9%	34 対個人サービス	83.4%
17 輸送機械	20.0%	35 その他	99.5%
18 精密機械	8.4%	36 内生部門計	71.4%

出所:2015年沖縄県産業連関表よりりゅうぎん総研作成

②資金循環構造

続いて、産業連関表から第三次産業の資金循環構造(お金の流れ)をみると、総需要および総供給は6兆1,253億円となっており、これが本県第三次産業の経済規模である(図表7)。

需要側をみると、総需要に占める県内需要が5兆1,655億円(84.3%)、県外需要(移輸出)が9,599億円(15.7%)となっている。供給側をみると、県内での生産が5兆3,212億円(86.9%)であり、残りの8,041億円(13.1%)を県外からの移輸入で賄っている。

次に、域外との取引状況を示す移輸出入について確認する。産業連関表の「移輸出」は、県内で生産された財・サービスの出荷額であり、いわゆる県外からの稼ぐ力を示す。第三次産業の域際収支(移輸出9,599億円-移輸入8,041億円=1,558億円)はプラスであることから、県外から所得を稼ぐ力が大きいことが分かる。なお、移輸出には県外居住者(観光客)による県内での宿泊や飲食、土産品購入などの支出も含まれる。

続いて、第三次産業の生産活動における県内資金循環率について確認する(図表7の下部)。原

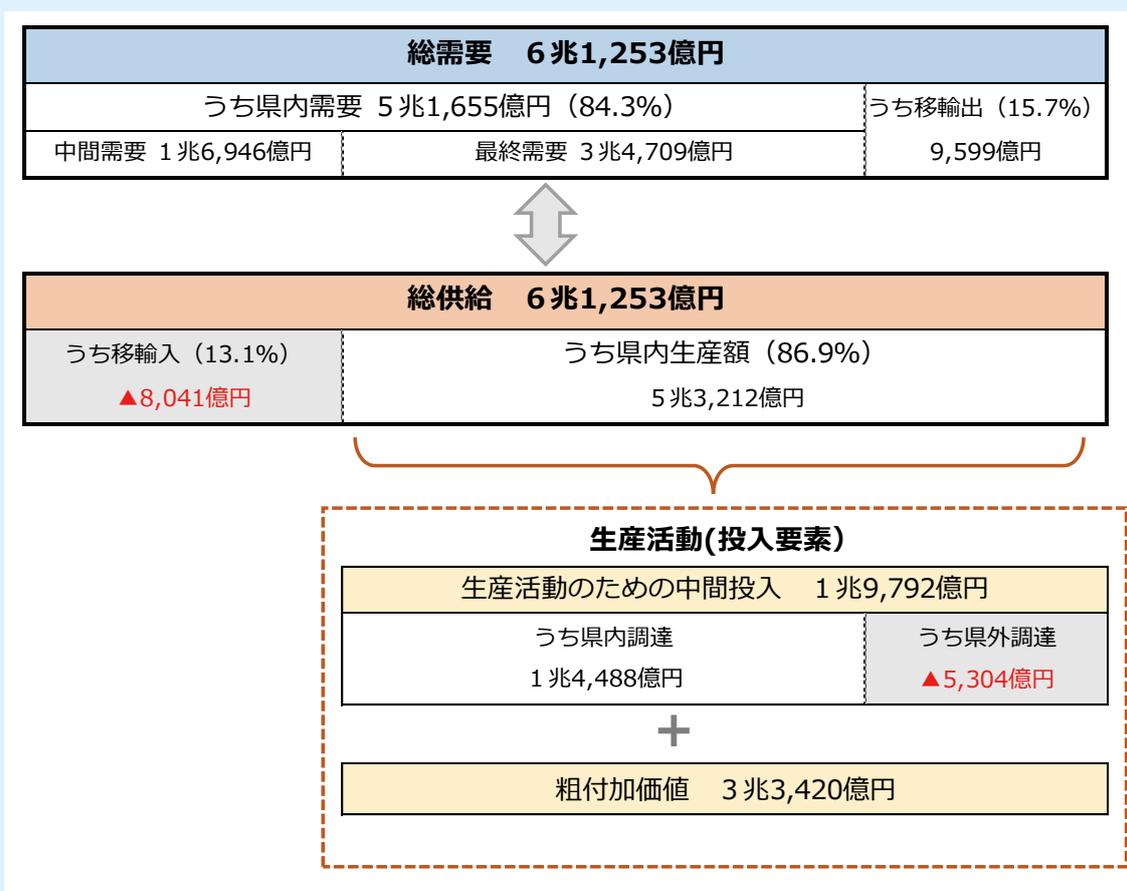
材料等の中間投入(費用)から県外調達分を差し引き、粗付加価値を加えた4兆7,908億円(中間投入－県外調達＋粗付加価値)が県内に落ちる資金であり、県内生産額に対する循環率は90%、県外への漏出率は10%となる。

第三次産業は総供給の約9割を県内供給で賄っており、生産工程における中間投入におい

ても県内調達割合が大きく、他の産業に比べて地域内での資金循環率の向上に寄与している。

なお、先にも述べた通りであるが、“県内に立地する県外企業による生産分”を考慮したとき、実態としての資金循環率は本章で算出した値を下回ると思われる。

図表7 沖縄県産業連関表(2015)からみた第三次産業の資金循環構造のイメージ図



出所：H27年沖縄県産業連関表よりリゅうぎん総研作成

3.ケーススタディー—地元企業の事業活動による経済波及効果検証—

これまで確認した通り、第三次産業は沖縄経済を支える重要な産業である。産業構造に占めるウエイトの大きい第三次産業の更なる発展によりもたらされる地域経済へのインパクトは大きく、ザル経済脱却への近道といえる。

その具体策が、県内で生産されたモノやサービスを優先的に消費すること、つまり県内企業の優先的な利用である。本章では、県内に本社を

おく第三次産業の代表的企業である沖縄セルラー電話(株)、すこやかグループ、大同火災海上保険(株)の3社を事例として取り上げ、3社の事業活動が沖縄経済にもたらす経済波及効果を測定する(図表8)。

なお、試算に用いる各種データや資料は各社に協力を依頼し提供を受けたもの、又は各社の了承を得てホームページより抜粋したものである。

図表8 事例分析の概要

目 的
<ul style="list-style-type: none"> • 地元企業の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元への貢献度を定量的に示すことで県民の地元企業優先利用の意識醸成につなげる
分析対象企業
<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄セルラー電話(株)：通信サービス業 • すこやかグループ (株)薬正堂、(株)すこやかホールディングス)：医療・福祉・宿泊・不動産業等 • 大同火災海上保険(株)：損害保険業

(1) 企業活動による経済波及効果

① 経済効果試算について

経済波及効果分析は、主にスポーツイベントや公共事業などを対象とした分析が一般的であるが、本レポートでは企業の事業活動を分析対象とする。

第三次産業に属する業種であっても、提供するサービスの生産要素として商業や金融・保険業、対事業所サービス業など幅広い産業からの中間投入(費用)を伴うことから、それらの産業の生産を拡大させ経済効果として波及していく(一次間接効果)。また、生産拡大に伴い雇用が生まれ、雇用者所得が家計を通して消費へとまわることで更に生産を誘発する効果(二次間接効果)までを含めると、事業活動による波及効果は直接的な生産額(売上高)や雇用者数の域にとどまらない。

また、経済波及効果分析では付加価値誘発額や雇用誘発効果、税収効果など多角的な分析が可能であることから、地域社会に対する貢献度の大きさを可視化し地元企業としての存在価値を示す一つの材料とすることで、県内企業優先利用に対する全県的な意識醸成を狙いたい。

② 試算にかかる仮定条件・計算手順

経済波及効果の試算にあたっては、3社の

2023年度3月期決算の「売上高」を、当該企業に対する県内での最終需要(直接効果)とする。

計算手順は図表9の通りである。売上高に産業連関表列部門の投入係数を乗じ、生産活動に必要な財・サービスの購入費用である中間投入額を産業ごとに求める。次に、自給率を乗じて県内生産額を求め、これを経済波及効果の算出与件データとする。

続いて、産業連関表の逆行列係数を用いて間接波及効果を求める。間接波及効果は「1次間接波及効果」と「2次間接波及効果」を足し合わせたものである。

「1次間接波及効果」は、直接効果によって生じた需要を賅うために、各産業が生産活動に必要な原材料やサービスなどを関連産業から調達することによって、関連産業の売上増加へと波及していく効果のことである。

「2次間接波及効果」は、直接効果、1次間接波及効果によって県内各家計における雇用者所得が増加し、家計の消費支出を増加させることで、その需要を賅うために新たに各産業の生産(売上)が誘発される効果のことである。

これらの直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果を合わせたものが、経済波及効果となる(経済波及効果=直接効果+1次間接波及効果+2次間接波及効果)。

図表9 経済波及効果の試算について

仮定条件	
・事業活動による産出額（売上高）を当該企業に対する最終需要（＝直接効果）と捉え、沖縄県に与える経済効果を測定する。 ※ 通常、直接支出額に県内自給率を乗じて直接効果を求めるが、本件は県内企業（全ての生産活動が県内で行われたことが前提）が対象であるため、【売上高＝最終需要（直接効果）】とする	
計算手順	
・最終需要に産業連関表の投入係数※を乗じて中間投入（原材料投入額）を求め、経済効果を試算する。	
①	最終需要額 × 投入係数（列部門）＝ 中間投入額（原材料費）
②	中間投入額 × 県内自給率 ＝ 中間投入額県内生産分 … 波及効果の算出与件データ
③	中間投入額県内生産分 × 逆行列係数 ＝ 一次間接波及効果
④	一次間接波及効果 × 雇用者数所得比率 × 家計消費性向 ＝ 家計消費増加額
⑤	家計消費増加額 × 県内自給率 × 逆行列係数 ＝ 二次間接波及効果

※投入係数…商品1単位を生産するために必要な原材料の構成比（組立比率）

(2) 試算結果

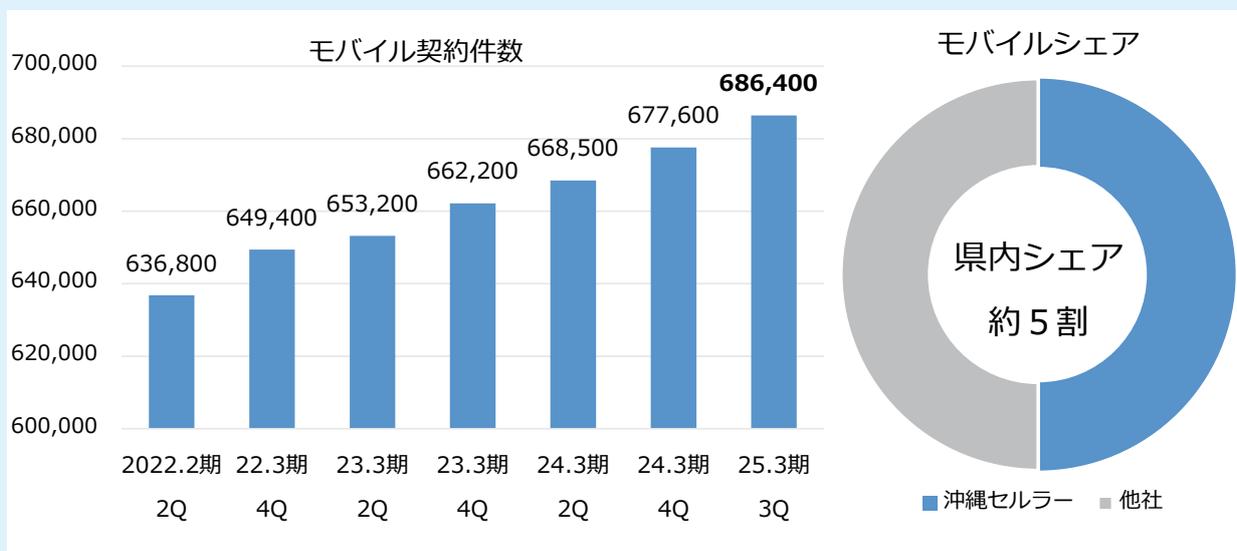
沖縄セルラー電話株式会社

沖縄セルラー電話株式会社は、1991年の設立以来、「事業を通して、沖縄経済の発展に貢献すること」を企業理念に掲げ、地域に根差した事業を展開する本県を代表する通信サービス事業者である。

モバイルサービス「au」を中心に、幅広い高品

質なサービスの提供を通して地域社会の発展に貢献し続けている。同社の中核事業であるモバイル分野の契約件数は68万6,400件(2025年3月期第三四半期)に上り、また県内シェアは約5割と県民の2人に1人が同社のユーザーである(図表10)。

図表10 沖縄セルラー電話株のモバイル契約件数の推移と県内シェア



出所：沖縄セルラー電話株提供 ※モバイル契約件数はハンドセット(フィーチャーフォン+スマートフォンの合計)

同社は、通信事業のほかエネルギー事業やソリューション事業、地元沖縄の社会課題解決などにも積極的に取り組んでいる(図表11)。沖縄電力(株)との連携による「auでんき」サービスの提供や、ICT活用によるヘルスケア事業、またソリューション事業では企業ニーズに応じたサービスの提供等により県内企業のDX化に寄り添い、新たな価値創造支援や業務効率化を推進している。その他、IoT活用によりスマート農業の実現を目指すアグリ事業や沖縄の特産品の販路拡大を支援するマルシェ事業など、通信事業で培った技術やノウハウを活かし、地域課題解決

へ向けたさまざまな取り組みを続けている。

また、地域貢献活動にも積極的である。なかでも、県内の児童生徒を対象とした取り組みは特筆すべきである。高校のない離島から親元を離れて進学する生徒を対象に無償でスマートフォンを提供する「離島ケータイ奨学金」や、子どもの貧困解消を目指す「沖縄セルラー子ども基金」、ITリテラシー向上を目的とした「スマホ・ケータイ安全教室」など、沖縄の未来を支える児童生徒へ向けた取り組みは地元への大きな貢献と言える。

図表11 沖縄セルラー電話株の主な商品や取り組み

独自の商品・サービス	商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ auひかりちゅら ・ auでんき ・ ひかりゆいまーる ・ JOTOホームドクター ・ 心拍見守りサービス by JOTOホームドクター ・ 美ら島ベリー ・ すぐ食べられレタス
	キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ auジョイプロジェクト ・ 学生向けキャンペーン
	キャラクター	<ul style="list-style-type: none"> ・ auシカ!
地域・社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島ケータイ奨学金 ・ 沖縄セルラー子ども基金 ・ スマホ・ケータイ安全教室 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ おきなわ自然保護プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ➡IoT機器によるやんばる希少動物の保護 ➡マングース画像自動判別システムの構築 ➡ネイチャー・ポジティブおきなわ推進に向けた連携協定締結 ➡おきなわサンゴ礁ラボの開催 	

出所・沖縄セルラー電話株提供

—沖縄セルラー電話株の事業活動による経済波及効果—

【前提条件】

沖縄セルラー電話株の事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに試算する。

・ 売上高(2023年度)	779億90百万円
・ 設備投資額(2023年度、県内業者との取引額)	14億円
	合計 793億90百万

【試算結果】

沖縄セルラー電話株の事業活動に伴い生じた最終需要(793億90百万円)を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを1次間接波及効果といい、352億78百万円となる。さらに、直接効果、1次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出(需要)が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産(売上)が誘発される。これを2次間接波及効果といい、56億44百万円となる。

直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果の合計が1,202億37百万円となり、これが沖縄セルラー電話株の2023年度の事業活動によ

る経済波及効果(生産誘発額)である。波及効果倍率は売上高および設備投資額の1.51倍となった(図表12、13)。

経済波及効果のうち粗付加価値額は704億23百万円となり、うち雇用者所得は249億41百万円、営業余剰は249億80百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は延べ6,446人、生産活動から誘発される税収効果は170億86百万円となった。

通信サービス業の投入産出構造は、他業種に比べて中間投入(費用)の比率が大きく、他の産業へもたらす波及効果が大きい(=地域への経済的貢献が大きい)点が特徴である。

図表12 沖縄セルラー電話株事業活動による経済波及効果



出所:リゅうぎん総研

図表13 沖縄セルラー電話株の事業活動による経済波及効果の概要(2023年度)

単位:百万円	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値 誘発額			雇用誘発 効果(人)	税収誘発 効果	
		粗付加価値 誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額			
直接効果	79,315	45,912	14,456	18,017	-	-	
1次間接波及効果	35,278	20,949	9,039	5,898	-	-	
2次間接波及効果	5,644	3,562	1,446	1,065	-	-	
経済波及効果計	120,237	70,423	24,941	24,980	6,446	17,086	
波及効果倍率	1.51倍(総合効果/直接効果)						

(出所)リゅうぎん総合研究所

(注1)端数処理により合計は合わないことがある。

(参考)税収効果の内訳

単位:百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税(法人・個人)	4,072	1,836	3,886	9,794
間接税	3,032	1,367	2,893	7,292
合 計	7,104	3,203	6,779	17,086

(出所)リゅうぎん総合研究所

(注1)法人直接税、個人直接税、間接税は沖縄県「R2年度県民経済計算」を基に実効税率を推計し試算した。

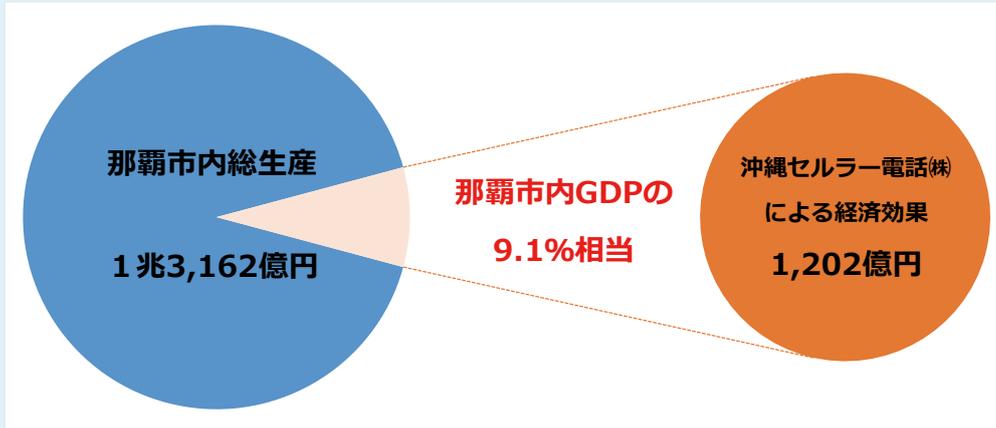
(注2)税の種類については、国税庁「統計情報(R2年度)」、沖縄県「沖縄県税務統計書(R2年度)」「市町村税決算(R2年度)」より沖縄県の税収実績に応じて按分し算出した。

沖縄セルラー電話株の経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である那覇市のGDP(那覇市内総生産額、2021年度)と比較すると、同社の経済波及効果は那覇市内GDPの9.1%相当を占める結果となり、地域への貢献度

の大きさが窺える²(図表14)。

また、経済波及効果のほか、直接的な効果である従業員数は468人(2024年度3月末時点)となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表14 沖縄セルラー電話株の事業活動による経済波及効果と那覇市内総生産との比較



出所：沖縄県「2021年度市町村内総生産」

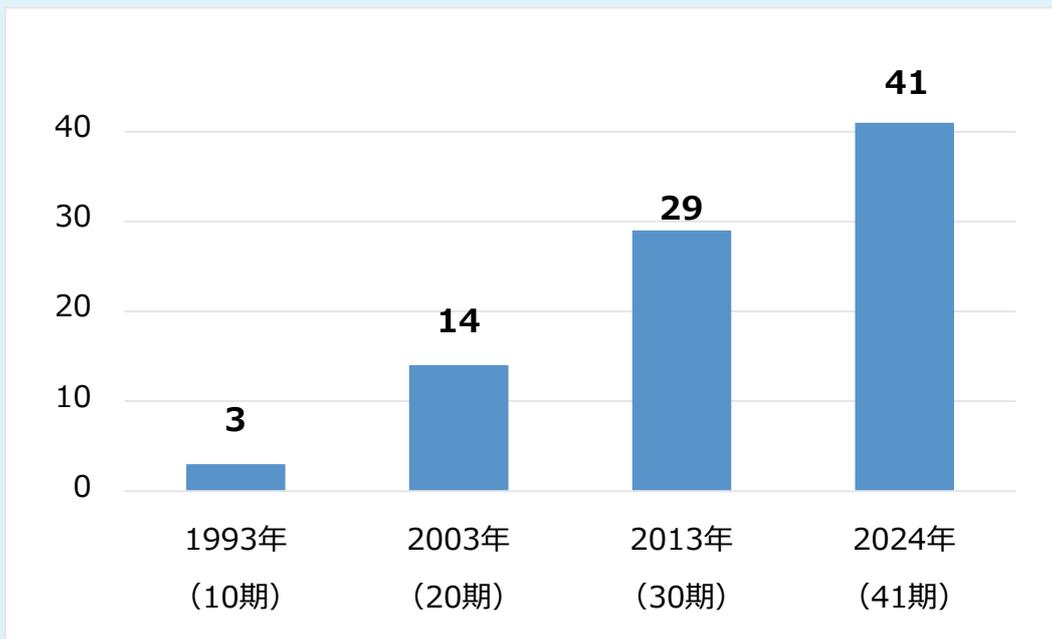
すこやかグループ

すこやかグループは、1984年の創業以来、「創造と奉仕」という経営理念のもと、主力である保険薬局事業を中心に、人々の健康と福祉を支える地域に根差した事業を展開している。

県内一の薬局網を誇る「すこやか薬局」は

1993年の3店舗から2024年には41店舗にまで拡大しており、北は名護から南は宮古島まで、地域医療を支える薬局として存在感を示している(図表15)。

図表15 すこやか薬局店舗数の推移



出所：すこやかグループ40年史

すこやか薬局は、ドライブスルー薬局やフロアコンシェルジュの導入、処方箋コンビニ受取実証事業など県内初の試みを次々に導入し、利用者の利便性向上に取り組んでいるほか、薬剤師による24時間緊急時電話対応や店頭での栄養相談によるトータルヘルスサポートなど、県民の健康に対する不安解消に向け取り組んでいる(図表16)。

中核事業である保険薬局事業のほか、介護福祉事業や保育事業、サロン事業に加え、2023年には沖縄市の地域活性化を目的としたパークPFIの活用によるホテルを開業するなど、グループメリットを活かした多角的な事業を展開して

いる。

地域貢献活動においては、地域住民向けの健康相談会や食育イベント等の開催、地域の児童生徒を対象としたスポーツ教室の開催など様々な活動を通して県民の健康意識の向上に努めているほか、新型コロナウイルス禍での貢献も大きい。すこやか薬局の店舗網を活かし、PCR検査受託事業や行政や企業の職域接種会場への薬剤師派遣、ワクチン職域接種の実施など、未曾有の事態に見舞われたなかにおいても目の前の患者や利用者に真摯に向き合い、地域医療の安定に貢献した点は特筆すべきである。

図表16 すこやかグループの主なサービスや取り組み

独自のサービス・取り組み	2002 県内初となるドライブスルー薬局を開始
	2002 薬剤師による24時間緊急時電話対応開始
	2003 県内薬局初となるフロアコンシェルジュ導入
	2008 薬局店頭での栄養相談によるトータルヘルスサポート開始
	2014 介護付き高齢者住宅開所
	2017 デイサービス事業開始
	2018 沖縄市に認可保育園開所
	2021 県内初の処方箋コンビニ受取実証事業開始
地域・社会貢献活動	2023 パークPFI制度を活用したホテル事業開始
	・新型コロナウイルスへの対応 PCR検査受託事業 行政や企業の職域接種会場への薬剤師派遣 ワクチン職域接種実施
	・お薬・健康相談会
	・子ども薬剤師体験
	・サッカー教室、バスケットボール教室
・すこやかファミリーフェスタ	

出所: すこやかグループ40年史

—すこやかグループの事業活動による経済波及効果—

【前提条件】

すこやかグループの事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに試算した。

・ (株)すこやかホールディングス売上高 (2023年度)	6億78百万円
・ (株)薬正堂売上高 (2023年度)	118億54百万円
	<u>合計 125億32百万円</u>

【試算結果】

すこやかグループの事業活動に伴い生じた最終需要(125億32百万円)を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを1次間接波及効果といい、39億58百万円となる。さらに、直接効果、1次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出(需要)が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産(売上)が誘発される。これを2次間接波及効果といい、6億70百万円となる。

直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果の合計は171億59百万円となり、これがすこ

やかグループの2023年度の事業活動による経済波及効果(生産誘発額)である。波及効果倍率は売上高の1.37倍となった(図表17、18)。

経済波及効果のうち粗付加価値額は103億円となり、うち雇用者所得は69億45百万円、営業余剰は16億69百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は1,853人、生産活動から誘発される税収効果は14億63百万円と推計された。

粗付加価値誘発額に占める雇用者所得誘発額の割合が大きい(69.5%)点が特徴であり、県民所得の増加に寄与していると言える。

図表17 すこやかグループの事業活動による経済波及効果



出所:リゅうぎん総研

図表18 すこやかグループの事業活動による経済波及効果の概要(2023年度)

単位:百万円	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値			雇用誘発 効果 (人)	税収誘発 効果	
		誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額			
直接効果	12,532	7,474	5,590	926	-	-	
1次間接波及効果	3,958	2,402	1,189	612	-	-	
2次間接波及効果	670	424	166	132	-	-	
経済波及効果	17,159	10,300	6,945	1,669	1,853	1,466	
波及効果倍率	1.37倍(総合効果/直接効果)						

(出所)リゅうぎん総合研究所

(注1)端数処理により合計は合わないことがある。

(参考)税収効果の概要

単位:百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税(法人・個人)	469	211	447	1,128
間接税	140	63	134	338
合 計	609	275	582	1,466

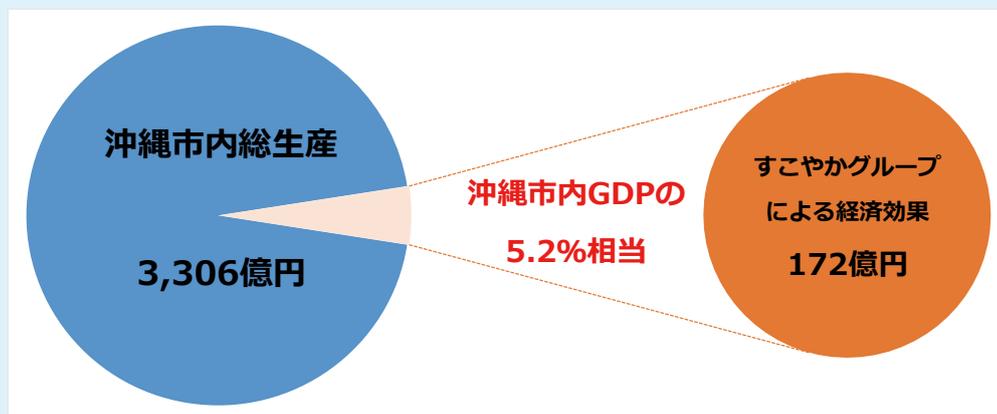
(出所)リゅうぎん総合研究所

すこやかグループの経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である沖縄市のGDP（沖縄市内総生産額、2021年度）と比較すると、同社の経済波及効果は沖縄市内GDPの5.2%相当を占める結果となり、地域への貢献度の大き

さが窺える³(図表19)。

また、経済波及効果のほか直接的な効果である従業員数は578人、扶養親族数は254人（2024年11月末時点）となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表19 すこやかグループの事業活動による産業別経済効果と沖縄市内総生産の比較



出所：沖縄県「2021年度市町村内総生産」

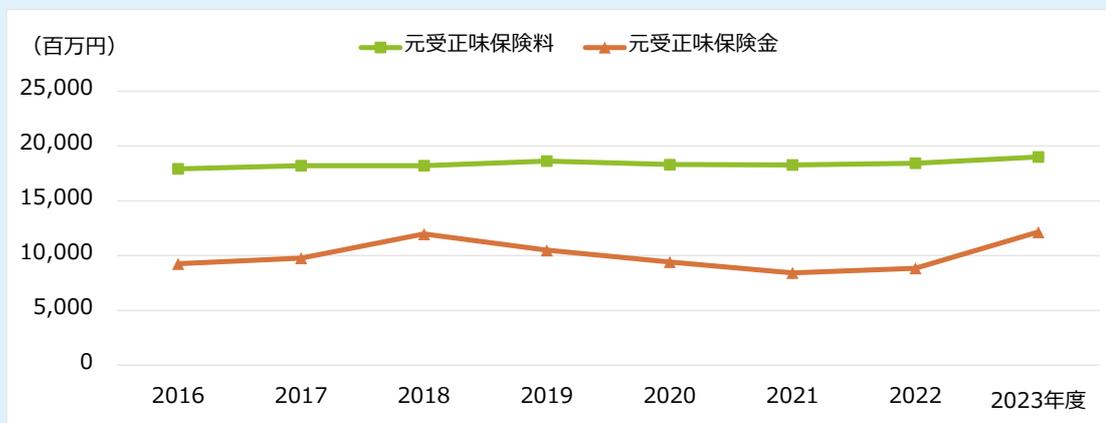
大同火災海上保険株式会社

大同火災海上保険株式会社は、1950年（昭和25年）に米軍施政権下の沖縄県において誕生した「琉球火災」を前身とする損害保険会社である。創業以来、国内唯一のローカル損保として県民生活の安定および沖縄経済の発展に密接に関わっている。

同社が提供するサービスは、自動車保険、火災

保険、傷害保険、賠償責任保険、旅行保険など幅広く、また損保ニーズの高まりなどもあり元受正味保険料、元受正味保険金ともに堅調に推移してきた（図表20）。元受正味保険金が増加している2018、2023年度は大型台風が襲来した年であり、沖縄特有のリスクに対する貢献度が窺える。

図表20 大同火災海上保険(株)の元受正味保険金と元受正味保険料の推移



出所：大同火災海上保険(株)提供

また、沖縄に特化した様々な商品やサービスを提供している(図表21)。例えば、親族が集まり車の運転機会が増える旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する「旧盆期間中の運転者範囲に関する特約」や、本県の社会的慣習である新聞への告別式広告掲載費用を補償する「訃報広告費用補償特約」など、地域のニーズに応じた商品展開はローカル損保ならではの取り組みである。保険商品のみならず、ロードサービスや事故対応、損害調査体制などの付随サービスにおいても県内を拠点とする独自のスキーム構築によ

り、他社との差別化を図り地域に寄り添ったサービスを展開している。

地域貢献活動にも積極的に取り組んでおり、「あんしん・あんぜんの提供」を目的とした交通安全講習会の開催やランドセルカバーの寄贈、「人材育成・人を支える取り組み」を目的とした地域への車椅子寄贈や交通遺児育成会への寄付、「地球環境問題への取り組み」を目的とした自然環境保護活動など数多くの活動を通して県民の安心安全な暮らしに寄与し続けている。

図表21 大同火災海上保険株の主な商品や取り組み

独自の商品・サービス	沖縄に特化した商品	<ul style="list-style-type: none"> 自動車保険 (DAY-GO!くるまの保険、DAP) 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約 人身傷害の生活支援費用補償特約 損害保険 (DAY-GO!けがの保険) 訃報広告費用補償特約 熱中症危険補償特約
	自社スキーム構築による迅速・丁寧な事故対応サービス	<ul style="list-style-type: none"> ロードサービスの提供スキーム内製化 本島における火災新種事故対応 自動車保険における損害調査体制
地域・社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全講習会の開催 飲酒運転根絶啓発活動 新一年生へのランドセルカバーの寄贈 (2006年から継続) 地域へ車椅子および障がい者スポーツ用具の寄贈 (1990年から継続、累計1,007台を寄贈) 交通遺児育成会への寄付 地域の子どもたちへ国際交流機会創出の取り組み 	

出所:大同火災海上保険株提供

—大同火災海上保険株の事業活動による経済波及効果—

【前提条件】

大同火災海上保険株式会社の事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに2項目について試算した。

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 会社運営による効果：売上高 (2023 年度) | 171 億 25 百万円 |
| 支払保険金による効果：正味支払保険金 (2023 年度) | 96 億 57 百万円 |
| | 合計 267 億 82 百万円 |

※支払保険金による効果について:

損保事業における保険金は毀損した財物の復旧や損害賠償、死亡・傷害給付に充てられ、補償内容によって保険金の使途を絞り込むことができるため、各産業における需要の増加を見込むことができる。特に財物保険の場合は毀損した

財物の復旧が目的であることから、支払われた保険金が大きな経済波及効果を生むと想定される。また、自動車への依存が高いことや台風などの自然災害による家屋損壊リスクなど沖縄特有のリスクも多く、こうした被害に対する補償により生まれる需要は大きいと考えられる。

支払保険金による効果の算出にあたっては、損害保険料率算出機構の統計資料より損保の補償内容割合を確認し、保険金の使途を沖縄県産業連関表の産業分類に基づいて仕分けし、それぞれの産業ごとに沖縄県の自給率を乗じて求めた。これによる直接効果(最終需要)は、91億66万円となる。

【試算結果】

大同火災海上保険株の事業活動に伴い新たに生じた最終需要(262億91百万円)を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを1次間接波及効果といい、66億11百万円となる。さらに、直接効果、1次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出(需要)が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産(売上)が誘発される。これを2次間接波及効果といい、30億42百万円となる。

直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果の合計は359億44百万円となり、これが大同火災海上保険株の2023年度の事業活動による経済波及効果(生産誘発額)である。波及効果倍率は売上高および支払保険金の1.36倍となった(図表22、23)。

経済波及効果のうち粗付加価値額は230億5百万円となり、うち雇用者所得は125億45百万円、営業余剰は58億6百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は3,053人、生産活動から誘発される税収効果は52億87百万円となった。

損保事業の投入産出構造は、他の業種に比べ中間投入割合が小さく、粗付加価値額(粗利)が大きい点が特徴である。粗付加価値の内訳をみると、雇用者所得の割合が大きく県民の所得増加に寄与しており、また、支払保険金を通じて幅広い業種へ経済効果をもたらしている。

図表22 大同火災海上保険株の経済波及効果



出所:リゆうぎん総研

図表23 大同火災海上保険株の事業活動による経済効果の概要(2023年度)

	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値			雇用誘発 効果(人)	税収誘発 効果
		誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額		
直接効果	26,291	17,215	9,977	4,262	-	-
1次間接波及効果	6,611	3,870	1,780	965	-	-
2次間接波及効果	3,042	1,920	788	579	-	-
経済波及効果	35,944	23,005	12,545	5,806	3,053	5,287
波及効果倍率	1.36倍(総合効果/直接効果)					

(出所)リゆうぎん総合研究所

(注1)端数処理により合計は合わないことがある。

(参考)税収効果の概要

単位:百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税(法人・個人)	1,199	541	1,145	2,885
間接税	999	450	953	2,402
合 計	2,198	991	2,098	5,287

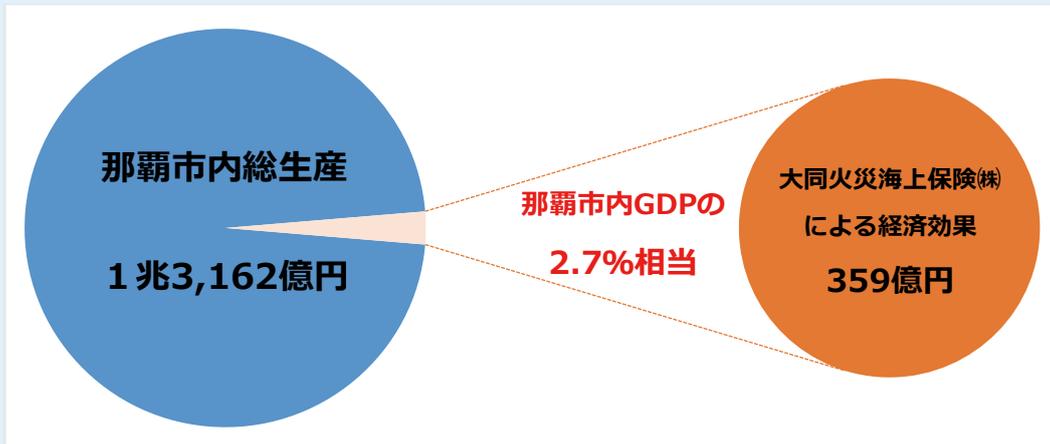
(出所)リゆうぎん総合研究所

大同火災海上保険株の経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である那覇市のGDP(那覇市内総生産額、2021年度)と比較すると、同社の経済波及効果は那覇市内GDPの2.7%相当を占める結果となり、地域への貢献度

の大きさが窺える⁴(図表24)。

また、経済波及効果のほか直接的な効果である従業員数は410人、扶養親族数は449人(2024年4月1日時点)となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表24 大同火災海上保険株の事業活動による産業別経済効果と那覇市内総生産の比較



出所：沖縄県「2021年度市町村内総生産」

— 3社の事業活動による経済効果の総括 —

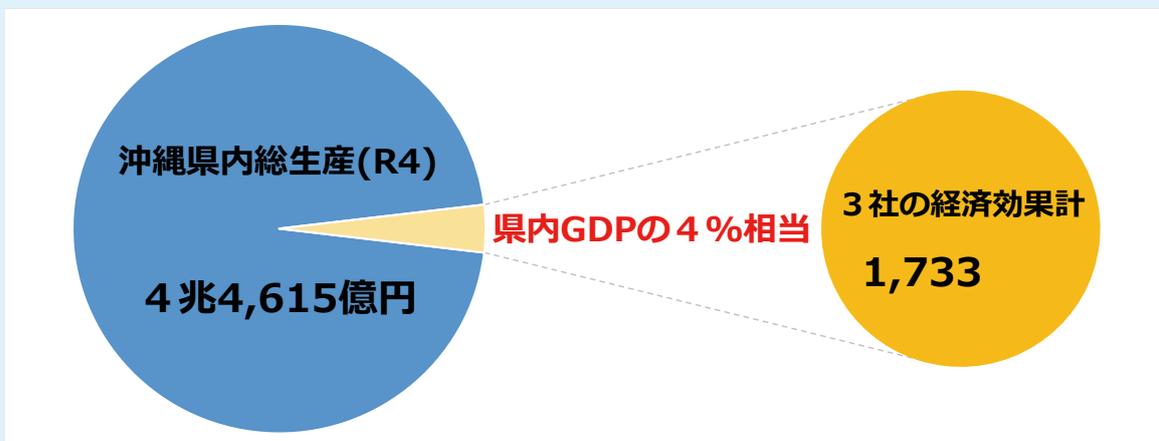
沖縄セルラー電話株、すこやかグループ、大同火災海上保険株の事業活動による経済波及効果の合計は1,733億円となった。規模感を確認するため、沖縄県内総生産(県内GDP)と比較すると、4%相当を占めており、沖縄経済への貢献度の大きさが分かる⁵(図表25)。

なお、本章で算出した経済波及効果は2023年度の1年間に生じたものであり、3社のこれま

での長い歴史や数多くの地域貢献活動等を勘案すると、沖縄経済にもたらされた効果は計り知れない。

また、これまで確認した通り直接的な効果として多くの雇用を生んでいる。県民に安定した職を提供し続け、従業員のみならず、数多くの扶養家族の生活も支えており、県民の生活水準の向上に大きく貢献している。

図表25 県内企業3社の経済効果の合計と県内GDPの比較



出所：沖縄県「2022年度県民経済計算」

4. 提 言

本県の第三次産業に関するこれまでの分析および地元企業がもたらす沖縄経済への波及効果の検証を踏まえ、第三次産業の更なる発展のために取り組むべき事項を整理した(図表26)。

県内での資金循環率向上に向け、沖縄県と主要市町村による県内企業優先利用に関する条例制定および提供する商品・サービスの品質向上による需要の取り込みが必要である。

図表26 第三次産業の更なる発展に向けて取り組むべきこと

- (1) 県内企業優先利用に関する条例制定(沖縄県および主要市町村)
- (2) 商品・サービスの品質向上(県内企業)

(1) 県内企業優先利用に関する条例化の検討(沖縄県および主要市町村)

前述の通り、本県の産業構造に占めるウエイトの大きい第三次産業の更なる発展によりもたらされる沖縄経済へのインパクトは大きく、ザル経済脱却への近道である。その具体策が、県内で生産されたモノやサービスを優先的に選択し消費すること、つまり地元企業の優先的な利用である。

島しょ県である本県においても、気軽に県外・海外の製品やサービスに手が届くようになり、消費者の選択肢は着実に拡大している。ヒアリングでは、市町村における地元企業優先利用に対する意識が希薄であることが分かったほか、事例3社においては県外他社の市場参入による県内シェアの低下が課題視されている。

前章で確認した通り、優先的に地元企業が選ばれることで県内で生まれた利益が地域に留まり、雇用創出や所得増加など経済効果が次々と波及し、域内経済の好循環が生まれる。また、県内企業に対する需要増加により技術やノウハウが蓄積され、品質レベルの向上や新たなサービスの提供が可能となり、地域の競争力向上および地域経済の自立を促進する効果が期待できる。

これらを踏まえ、地元企業を優先的に使用するという全県的な意識の醸成が重要であり、先進事例である「山口県ふるさと産業振興条例」を参考とした条例制定を提言したい。

山口県は全国に先駆けて地元産業の振興による地産地消の推進に取り組んでおり、「山口県ふ

るさと産業振興条例」を平成20年12月に公布・施行している。また、山口県に続き、山口市においても平成24年3月に「山口市ふるさと産業振興条例」を公布・施行している。条例制定の背景には、地域間競争が厳しさを増すなか、山口県の持続的発展には地域に根差した活動を行い地域経済や雇用を支えるすべての産業への着目が必要との認識があり、山口県議員連盟により検討が開始され条例制定まで約2年というスピード感を持って進められた(図表27)。

条例の内容は、山口県の地元企業優先利用についての法的な拘束力は無くあくまで努力義務という位置づけである。しかし、条例制定により地元企業優先利用に対する全県的な意識醸成が期待でき、またその効果は一時的なものに終わることなく、継続的となることが期待される。

沖縄県および主要市町村は山口県の取り組みを参考とし、自ら県産品利用を推進する姿勢をみせる必要があると考え、山口県および山口市の条例全文を本稿末尾に添付した。条例の制定にあたっては、山口県条例のポイントを踏まえるとともに、制定後の効果検証および継続的な周知広報活動の実施に期待したい。

なお、本提言は、すべての商品やサービスの県内自給率を100%にすべきという主張ではない。比較優位のなかで県外企業による供給の方が効率的な場合、または県内企業では対応できないサービスや県内企業のみでは競争性が確保できない場合等を除き、県内で供給可能なものやサービスはできる限り県内で調達すべきという趣旨である。

図表27 山口県「ふるさと産業振興条例」の制定経緯とポイント

■ 制定経緯	■ 内容のポイント
<input type="checkbox"/> H19年10月 議員連盟により条例検討開始	<input type="checkbox"/> 「全産業」を対象としている
<input type="checkbox"/> H20年2月 業界との意見交換	<input type="checkbox"/> 目的・理念、基本的施策の方向性がわかりやすく示されている
<input type="checkbox"/> H20年3月 議長に対し条例提案を申し出	<input type="checkbox"/> 県、事業者、関係団体、県民の役割が明確に示されている
<input type="checkbox"/> H20年7月 検討会(全会派10人で構成)設置	<input type="checkbox"/> 県による自治体および事業者等に対する支援について示されている
<input type="checkbox"/> H20年12月 条例案提案 可決・成立	

出所：出所：山口県議会事務局資料よりりゅうぎん総研作成

(2) 商品・サービスの品質向上

第三次産業の更なる発展のためには、県内需要の拡大を図る必要があり、その前提となるのが提供する商品・サービスの品質向上である。

前章で事例分析の対象とした地元企業3社は、業種や企業規模は異なるものの、共通しているのは地域に寄り添った質の高い独自の商品・サービスを提供し、また様々な地域貢献活動を通じた課題解決等への取り組みにより企業価値を高めている点である。視点を変えると、質の高い商品・サービスの提供には専門的な技術や知識を持つ人材が必要であり、地域の人材育成、雇用機会創出等に対する大きな貢献であるとも言える。

なお、事例3社は主に県民を対象とした業種であるが、観光産業においても質の高いサービスを提供することで、観光消費(県外からの儲け)の拡大および地域の競争力強化へとつながる。

県内第三次産業の商品・サービスの質を高め、また地域に根ざしたアプローチを大切にすることで、競争が激化する中でも県民にとって価値のある存在となり、経済の好循環へとつながっていくものと思われる。

5.おわりに

本県において、自立型経済の実現という大きなビジョンを構想するとき、産業構造に占めるウエイトが大きい第三次産業の更なる発展が鍵を握る。しかしながら、その具体的な方策や取り組みについての検討は、いまだ道半ばである。

本レポートでは、沖縄県の第三次産業についてのマクロ分析および地元企業を対象とした経済効果検証を通して地元企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に分析し、ザル経済脱却に向けた第一歩として地元企業優先利用の促進について検討した。

これまで確認した通り、第三次産業は観光産業を中核としつつも商業や金融・保険、通信、医療・福祉など業種は幅広く、また相互に関連する業種の裾野が広いことから第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。

県外企業の立地が進み消費者の選択肢が広がるなか、県民一人ひとりが沖縄経済のおかれている現状について立ち返り、域内資金循環の重要性やその効果について理解を深めることが望まれる。またそれと同時に、県内企業においては商品・サービスの品質向上をはじめとする継続的な努力により競争力を高めていく必要がある。

なお、本レポートは第三次産業にフォーカスした調査であるが、沖縄経済を支えるすべての産業で「地元企業(県産品)優先利用」が推進されるべきであり、沖縄県や主要市町村の首長のリーダーシップのもと条例化の検討が進むことを願い結びとしたい。

以上

6. 参考資料

山口県ふるさと産業振興条例（全文）

平成20年12月24日公布・施行

山口県条例第51号

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれるとともに、長年にわたり培われてきた歴史と文化が存在していることから、地域の特性を生かした農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方で、瀬戸内海沿岸地域を中心に、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業の事業者は、地域に根ざした経済活動を行うことによって、優れた生産物、製品等を産出し、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化、少子・高齢化の進行等によって地域間の競争が激化しており、地域の活力への影響が懸念されている。

こうした時代にあって、地域の活力を高めて将来にわたり本県が持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスを利用するなどの自発的な取組を進めていくことが重要である。

また、この取組は、安心で安全な県民生活の確保及び食料自給率の向上に資するとともに、生産物及び製品の輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
- 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
- 三 県内で提供されるサービス

3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第五条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。

3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。

5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。

二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。

三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。四産学公の連携(事業者、大学、県等の相互の連携をいう。)並びに農商工等の連携(農林漁業者と中小の事業者等との相互の連携をいう。)による研究開発及び多様な技

術の交流により、県産品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。

五 ブランド化（地域に存在する資源を活用して物品の付加価値を高め、情報発信力及び競争力の面で優位性を持つことをいう。）を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。

六 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。

七 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林水産物の需要の拡大を図ること。

八 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。

九 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び森林バイオマスエネルギー（森林資源から得られるエネルギーをいう。）の利用の促進を図ること。

十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

（市町、事業者等に対する支援）

第八条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（広報活動）

第九条 県は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する県民の理解及び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以 上

山口市ふるさと産業振興条例（全文）

平成 24 年 3 月 21 日

条例第 27 号

山口市は、山口県の中央部に位置し、それぞれ地域特性のある旧 1 市 5 町からなり、南は瀬戸内海から北は島根県境までの広大な市域を有しており、豊富な緑や清澄な水、農林水産資源に恵まれた自然豊かなところである。

また、歴史的には、室町時代に大内氏が繁栄を極め、幕末には維新胎動の舞台となり、様々な歴史・文化に彩られた史跡と山陽路随一の湯量といわれる湯田温泉を有するなど、本市特有の地域資源に囲まれ、これまで歴史文化観光都市として経済発展を遂げてきた。

このようななか、本市の事業所の大多数を占める中小企業をはじめとするふるさと産業は、これまで経済活動全般にわたり重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として本市の発展と市民生活の向上を担ってきたところである。しかし、社会経済環境の変化が著しく、本市の経済情勢は厳しくかつ不透明な状況が続いている。

よって、本市の持続的な発展のためには、ふるさとへの愛着と誇りを胸に、市、事業者及び関係団体並びに市民が協力して、地域資源を活用した様々な取組を行うことにより、地域経済の循環を活性化させ、それにより事業者の発展、所得の向上、雇用の創出及び拡大、若者の定住などにより、活力ある地域経済の形成及び市民生活の向上を創り出す必要がある。

ここに、本市の有する地域資源を活用し、本市のふるさと産業を振興するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地域資源の活用によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、市、事業者及び関係団体の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、ふるさと産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 地域資源の活用によるふるさと産業を振興するための取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済の活性化を図るとともに、事業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市内産品等の需要拡大や事業者の育成などにより、地域経済の循環が促進されなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において「ふるさと産業」とは、市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「地域資源」とは、市内に存在する農林水産物、温泉、工業製品、技術、自然、歴史、文化などをいう。

3 この条例において「市内産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品

(2) 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

(3) 市内で提供されるサービス

4 この条例において「地域経済の循環」とは、地域内循環(消費活動が地域内で行われることにより、その所得が地域内に十分に還元されることをいう。)が活性化することで地域資源を利用した商品及びサービスの価値が高まり、又は新たな価値が創出されることにより、地域外循環(地域資源を活用して新たな価値を創出することにより、地域外の住民の消費活動を取り込むことをいう。)へつながっていくことで、地域経済の発展に結びつくことをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行っている個人又は法人をいう。

6 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又はふるさと産業の振興を目的とする団体をいう。

(基本的施策)

第4条 市は、ふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 生産者と消費者の交流及び地産地消(市内産品等を消費し、又は利用することをいう。)の促進を図ること。

(2) ふるさと産業を支える幅広い人材及び後継者の育成並びに確保を図ること。

(3) 地域資源を活用する事業者の育成及び経営支援を図ること。

(4) 産学公や農商工等との連携等による市内産品等の商品開発の促進及び販路拡大の支援を図るとともに、伝統技術の伝承及び発展を図ること。

(5) 歴史・文化などの多様な地域資源を活用して観光ブランドの創出を図るとともに、付加価値の高い観光産業の形成を図ること。

(6) 地域の特性を生かした企業立地を促進し、新たな起業やサービスの創出とともに、次代を担う産業の集積を図ること。

(7) 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食及び学校給食等への利用を促進すること等により、市内産品等の需要の拡大を図ること。

(8) 市内産品等の需要に応じるための産地の育成及び拡大を図るとともに、資源の維持及び確保を図ること。

(9) 市内で生産された木材の利用及び間伐材その他の未利用の森林資源の利用の促進を図ること。

(10) 建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して市内事業者の受注機会の確保を図るとともに、市内産品等の活用を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、国及び県と連携を図り、事業者及び関係団体並びに市民と協力し、前条に掲げるふるさと産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第6条 事業者及び関係団体は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定等に努めるとともに、市が掲げるふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、ふるさと産業の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、地域資源が有する魅力とその活用について関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、生産者としてのみならず、地域経済の循環を担う消費者として、市内産品等を利用するよう努めるものとする。

(広報活動)

第8条 市は、ふるさと産業の振興に資するため、地域経済の循環に対する事業者及び関係団体並びに市民の理解と関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上

■経済波及効果を求める計算式（投入モデル）

$$\begin{aligned} \Delta X_1 &= \{ I - (I - M) A \}^{-1} (I - M) \Delta F \\ \Delta X_2 &= \{ I - (I - M) A \}^{-1} (I - M) c k w \Delta X_1 \\ \Delta X &= \Delta X_1 + \Delta X_2 \end{aligned}$$

ΔX_1 : 生産誘発額（直接効果+1次間接波及効果）

ΔX_2 : 生産誘発額（2次間接波及効果）

ΔX : 経済波及効果（直接効果+1次間接波及効果+2次間接波及効果）

I : 単位行列

A : 投入行列係数

M : 移輸入係数

ΔF : 最終需要増加額（生産額）

c : 民間消費支出構成比

k : 消費転換係数

w : 雇用者所得率

■税収効果の算出方法

税収効果については、「(1) 会社運営に係る経済波及効果」と「(2) 支払保険金に係る経済波及効果」より算出した値を基に、①法人直接税、②個人直接税、③間接税の別に、実効税率を推計し、税額を算出する。

①法人直接税

(ア) 実効税率＝所得・富等に課される経常税 ÷ 企業所得

(イ) 本件法人直接税＝経済波及効果より求められる営業余剰額 × (ア) の実効税率

法人直接税の算出では、その税収が県民経済計算における営業余剰部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する (ア)。

次に、沖縄県産業連関表より求めた営業余剰率を用い、本件での営業余剰額を算出し、(ア) で求めた実効税率を乗じることで、法人直接税額を算出する (イ)。

②個人直接税

(ウ) 実効税率＝所得・富等に課される経常税 (家計) ÷ (雇用者報酬+混合所得)

(エ) 本件個人直接税＝経済波及効果より求められる雇用者所得額 × (ウ) の実効税率

個人直接税の算出では、その税収が県民経済計算における雇用者所得部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する (ウ)。

次に、沖縄県産業連関表より求めた雇用者所得率を用い、本件での雇用者所得額を算出し、(ウ) で求めた実効税率を乗じることで、個人直接税額を算出する (エ)。

③間接税

(オ) 実効税率＝生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 ÷ 県内総生産 (生産者価格表示)

(カ) 本件間接税＝経済波及効果より求められる粗付加価値額 × (オ) の実効税率

間接税の推計では、その税収が県民経済計算における県内総生産部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する (オ)。

次に、沖縄県産業連関表より求めた粗付加価値率を用い、本件での粗付加価値額を算出し、(オ) で求めた実効税率を乗じることで、間接税額を算出する (カ)。

④「国税」、「県税」、「市町村税」の分類

国税、県税、市町村税の別については、沖縄県税収実績に応じて按分し算出する。

国税庁の統計情報 (2020 年) によると、国税は直接税が約 1,825 億 1,500 万円、間接税が約 1,478 億 8,500 万円となる。県総務部税務課の沖縄県税務統計書 (2020 年度) によると、県税は直接税が約 823 億 300 万円、間接税が約 683 億 1,300 万円となる。県企画部市町村課の市町村行財政概況 (第 64 集) によると、市町村税 (2020 年度) は直接税が約 1,741 億 7,000 万円、間接税が約 106 億 2,100 万円となる。

上記実績より各税金の割合は、直接税部分で国税は 0.4158、県税は 0.1875、市町村税は 0.3968 となり、間接税部分で国税は 0.4962、県税は 0.2262、市町村税は 0.2775 となる。この割合に直接税額、間接税額を乗じ、各税額を算出する。

1. 2024年6月『県産品利用実態アンケート調査にみる製造業振興に向けた課題と提言』、2025年1月『沖縄県における国発注工場の経済効果と建設業振興に向けた提言』
2. 沖縄セルラー電話(株)の経済波及効果は2023年度、那覇市内総生産は2021年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。
3. すこやかグループの経済波及効果は2023年度、沖縄市内総生産は2021年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。
4. 大同火災海上保険(株)の経済波及効果は2023年度、沖縄市内総生産は2021年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。
5. 3社の経済波及効果は2023年度、沖縄市内総生産は2022年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。

※沖縄科学技術大学院大学のHPから許可を得て転載した記事です。

新時代の教育研究を切り拓く

～沖縄科学技術大学院大学の取り組みについて～

1. 産学連携の強化－産学連携の強化－OISTを日本の重要な研究開発拠点・国家戦略的資産として確立するための新たな一歩

第2回経済同友会・OIST 合同シンポジウムが開催されました。



沖縄科学技術大学院大学(OIST)と経済同友会は、2025年3月1日及び2日の2日間に渡って合同シンポジウムを開催しました。本シンポジウムでは、産学連携をさらに強化するための具体的な方策が協議され、OISTが持つ潜在能力を最大限に発揮することの重要性が改めて強調されました。この取り組みは、長年に渡って戦略的な関与を深めてきた一連の活動の一環です。これまでにOISTの研究者や専門スタッフとの定期的なブリーフィングや議論が行われ、さらに、沖縄経済同友会への情報提供やデータ分析が進められてきました。こうした取り組みの成果として、沖縄経済同友会は近くOISTの発展に向けた提言を発表する予定です。

今回のシンポジウムには、経済同友会から34名、沖縄経済同友会から20名、そしてOISTの幹部や研究者19名が参加し、イノベーションの促進と日本の国際的な競争力強化に向けた活発な議論が行われました。

【ヘッダー写真：左から、新浪剛史氏(経済同友会代表幹事、サントリーホールディングス代表取締役社長)、淵辺美紀氏(沖縄経済同友会代表幹事、㈱ジェイシーシー代表取締役会長)、カリン・マルキデス博士(OIST学長兼理事長)、ギル・グラノットマイヤー(OIST首席副学長 イノベーション及びアウトリーチ担当)】

ダイナミックなコラボレーションに向けたシンポジウム

初日は、サントリーホールディングス代表取締役社長で、経済同友会代表幹事の新浪剛史氏による開会の辞から始まりました。新浪氏は、本シンポジウムが、産と官が連携し、OISTを支援していくことで国際

競争力を高めグローバルな課題を解決していくための発端となることを期待していると述べました。

続いて、カリン・マルキデスOIST学長兼理事長が基調講演を行い、現代における大学の役割、OISTの設立背景、多分野の研究者が学際的に研究するための取り組みの紹

介や研究成果事例、そして今後の産学連携のモデルとそれによって起こしていくオープンイノベーションの展望について語りました。特に、検証された知識を基にした信頼性の高いオープンサイエンスを統合することでオープンイノベーションを可能にし、持続可能な社会を作っていく考えを強調しました。



産学連携の未来を探るパネルディスカッション

その後のパネルディスカッションでは、OISTの特徴やそれを支える本質的な要素を参加者が学び、どうしたら産業界がOISTと連携を加速させられるのか、また、OISTの研究活動の持続可能性と拡大について議論が繰り広げられました。経済同友会先端科学技術戦略検討委員会委員長である南部智一氏（経済同友会先端科学技術戦略検討委員会委員長、住友商事取締役副会長）がモデレーターを務め、パネリストには、ギル・グラノットマイヤー氏（OIST首席副学長 イノベーション・アウトリーチ担当）、北野宏明氏（経済同友会先端科学技術戦略検討委員会委員長、ソニーコンピューターサイエンス研究所 取締役社長兼CEO、OIST教授）、鈴木純氏（経済同友会 副代表幹事、帝人 シニア・アドバイザー）が登場。

博士人材の減少など日本全体の課題や、OISTの財源多様化の必要性、それらについて企業が取り組んでいけること、そしてOISTと地元沖縄の関係性の強化などについて具体的な事例を交えながら意見を交わしました。ディスカッションでは、大学において初期段階の技術を開発するためのクリ

イティブで効果的な研究者向けの学内プログラムを開発する重要性が特に強調されました。その一例として、OISTの「概念実証（POC）プログラム」と、研究室から商業化までの体系的なサポートが挙げられました。



最先端研究の現場を訪れるキャンパスツアー

シンポジウム終了後、参加者はOISTの研究施設を訪問。海洋生態物理学ユニット（御手洗哲司教授）、錯体化学・触媒ユニット（ジュリア・クスヌディノワ准教授）、生体分子電子顕微鏡解析ユニット（マティアス・ウォルフ教授）の3つの研究室を訪れてOISTの誇る研究機器や設備を見学するなど、最先端の研究に触れました。



研究発表とテーマ別ラウンドテーブル

2日目は、沖縄固有の強みを持ち今後の促進が期待される分野の研究発表からスタート。河野恵子准教授が「健康長寿」に関する研究成果を、佐藤矩行教授が「サンゴの環境DNA研究プロジェクト」について、パオラ・ラウリーノ准教授がOISTオープンセンター「OIST Energy」の取り組みを紹介しました。



さらに、参加者同士がより深く意見交換を行う場として、3つのテーマ別ラウンドテーブルが設けられました。

- ・ 産学連携の未来と量子技術
 - ・ 研究からスピンアウトへ：挑戦と可能性
 - ・ AIと人間の知能学習と理解の新たな可能性
- 各セッションでは、技術革新と産業応用に向けた具体的な課題や機会が議論され、新たな連携の可能性が模索されました。

今後の展望

シンポジウムの締めくくりとして、カリン・マルキデスOIST学長兼理事長と新浪剛史経済同友会代表幹事が、それぞれ閉会の辞を述べました。マルキデス学長は、OISTの研究が産業界と連携しながら発展していくことの重要性を強調し、「シンポジウムの中でOISTが築き上げてきたモデルが継続・発展・拡散していくに値するものだということを理解していただき、『OISTは沖縄、そして日本の宝だ』というお言葉をいただきましたことを感謝いたします。皆様からのご支援をいただき、多分野の研究が自然発生的にクラスター化してエネルギー・サステナビリティ、One Health・バイオコンバージェンス、神経科学&データサイエンス、量子科学&テクノロジー、そして海洋・陸域生態学といった分野で、OISTならではの強みを発揮する研究を推進してまいります」と述べました。

新浪氏は、「第2回目となる今年のシンポジウムは去年よりさらに熱気のあるものでした。そしてさらにOISTを支援したいと

思いました。参加者には沖縄の明るい未来につながるOISTの価値をご理解いただいたと思います」とした上で、研究発表やラウンドテーブルの中で沢山の学びがあったと語り、来年のシンポジウムで研究や連携の進捗を確認することを約束しました。



2日間にわたる議論を通じて、OISTが科学研究やスタートアップ創出において高い実績を上げていることを認める一方で、OISTが今後さらに成長する必要があること、そのためには、経済界、地元、県、国、そして世界中のステークホルダーと強力で双方向のパートナーシップを結び、またそこから積極的な支援が必要であるという認識を共有しました。

本シンポジウムによって、OISTを沖縄のみならず日本のR&Dハブとして成長させていくための更なる一歩が踏み出されました。OISTと経済同友会の協力関係が深化し、持続可能な成長に向けた実践的な取り組みが展開されることが期待されます。



2. OISTから新たなスタートアップ「Kwahuu Ocean」が誕生

持続可能なイカの養殖を提案



沖縄科学技術大学院大学(OIST)の研究成果を基に、持続可能なイカ養殖システムの事業確立を目指すスタートアップ「Kwahuu Ocean株式会社(カフーオーシャン)」が2024年6月に設立されました。

Kwahuu Oceanは「海と人を繋げ7世代先の人類の安定と幸福を実現するための思想と社会システムを構築する」をミッションに掲げ、沖縄県に密着した事業を進めています。社名の「Kwahuu」は、沖縄の方言「かふー(果報)」に由来し、人々の幸せと海や自然環境の持続可能な未来への願いが込められています。現在、県内の漁業組合の協力を得ながら、世界初となるアオリイカ(沖縄ではシルイチャーとも呼ばれている)の陸上養殖施設の建設に取り組んでいます。

アートから科学へ

Kwahuu Oceanの創業者兼CEOである中島隆太博士は、もともと現代美術の分野でキャリアをスタートさせ、ミネソタ大学ダールズ校美術学部教授を務めているという経歴を持つアーティストでもあります。中島博士は、イカやタコといった頭足類の行動に興味を抱き、アートの分野を超えて、生態学の世界へと探求の領域を広げました。2009年からは、アートと科学を通じて彼らの体色変化やコミュニケーション方法を探求し始めます。たとえば、イカやタコにピカソの絵を見せて反応を観察する実験を行うなど、芸術と科学が交わる新しいアプローチを展開しました。この経験を通じて「視覚、認知と表現する」というアートの本質が、生物学的な視点と共通しているこ

とに注目し始めます。

そんな中、中島博士は、テキサス大学や琉球大学にて研究する機会を得て、2017年にはOISTでジョナサン・ミラー教授が率いる物理生物学ユニットの客員研究員として研究を開始しました。同時期にOISTの臨海実験施設「マリン・サイエンス・ステーション」が設立され、OISTでの実験に必要なイカやタコの飼育が始まりました。しかし、飼育には多くの技術的な挑戦が伴いました。例えば、飼育環境に適した餌を見つけることや、適切な水温や水質の管理といった細やかな調整、感染症、さらに、イカはストレスに非常に敏感であるため、飼育環境を常に最適化することが求められました。中島博士は「これらの課題は容易ではありませんでしたが、OISTの研究者たちの

専門的な知見や、充実した設備や支援が課題解決に大きく貢献しました。ここでの取り組みが、イカの飼育技術を飛躍させました」と話します。

OIST発の養殖技術

2022年8月、OISTマリン・サイエンス・ステーションにおいて、イカの累代飼育10世代を達成するという快挙が成し遂げられました。この成果は、世界的に見ても例のない偉業であり、沖縄内外で大きな注目を集めました。イカは非常にデリケートな生物であり、長期間にわたる安定した飼育が困難とされてきましたが、それを10世代にわたって維持し、成功させたのです。

この成果は研究の枠を超え、社会的にも大きな反響を呼びました。沖縄県のアオリイカの年間漁獲高はその最盛期の98%減と壊滅的危機となっており、そんな中、漁業関係者や企業からも「近年イカの不漁で非常に困っている。この技術に大きな期待を持っている」という切実な声が数多く寄せられました。地域からの期待の大きさを目の当たりにし、中島博士は「この研究成果が、社会にとっても非常に大きな意義を持つことを実感した」と語ります。

そして2024年6月、このプロジェクトに携わっていた中島博士は、OISTで海洋研究の技術員をしていた高宮城大樹さんとともに、Kwahuu Oceanを共同創業しました。同社はライフタイムベンチャーズから資金調達を受け、さらなる技術開発と実用化に向けた取り組みを進めています。

持続可能なイカ養殖システムの構築へ

アオリイカの安定的な累代飼育を可能に

する技術については、OISTが特許を取得しており、Kwahuu Oceanは、この特許技術と飼育管理のノウハウを活用し、持続可能なイカの生産システムの構築を目指しています。Kwahuu Oceanの特徴は、大量生産ではなく、より持続可能な産業を実現するための、自然資源の有限性と生物のライフサイクルに見合った、小型分散型の養殖システムの構築を目指す点にあります。将来的には、単なる養殖事業にとどまらず、生産から消費までを一体的に推進する「6次産業化」することを目指しています。具体的には、人工産卵礁の設置や藻場再生などの海の活性化といった整備や、漁業者に対し、同システムを活用した経営・事業形態を提案すること等、多角的なアプローチを検討しています。そうした取り組みを通して人と文化に寄り添ったものづくりによる自然の活性化とそれに伴う人と社会の成長の促進を目指していると中島博士は話します。また、中島博士は、「沖縄の伝統料理『イカ墨汁』も本物を味わうことが少なくなってきました。養殖イカの生産により、沖縄の限りある自然を大切に、その海の恵みに感謝し、沖縄の伝統料理をいつまでも楽しめるようになってほしいです」と述べ、食文化を長く後世まで残すためにも、この事業には大きな意義があると話します。

Kwahuu Oceanの取り組みは、持続可能な海洋資源利用のモデルとして、世界への発信も視野に入れています。「イカは地域と世界をつなぐ架け橋になれる」と語る中島博士。このプロジェクトには、沖縄発の技術が持つ無限の可能性と未来への期待が込められています。



OISTでは下記のとおり一般見学の受け入れを行っております。

- ・自由見学—予約不要、毎日9時—17時
 - ・ガイド付き見学—要予約・先着順、平日のみ
- 詳しくはHPの見学ページ (<https://www.oist.jp/ja/guided-campus-tour>) をご覧ください。



見学ページ

沖縄総合事務局経済産業部の取り組みについて 中小企業活性化フォーラム ～コロナ禍後の二極化が進む今、 求められる経営改善と事業再生～

沖縄経済は、観光産業の活況を背景にV字回復を遂げる企業と、収益確保に苦しむ企業の二極化が指摘されています。コロナ禍での過剰債務に加え、エネルギー価格・原材料高騰、人手不足に苦しむ中小企業においては、経営改善・事業再生の早期着手と、支援機関連携が一層重要になっています。

沖縄総合事務局では、沖縄県中小企業活性化協議会（以下、「活性協」と言う。）の取組や、経営改善に取り組んだ企業の実例を通じて、企業の実情に応じた経営改善・事業再生支援の手法について学ぶフォーラムを令和7年2月4日に中小企業振興会館で開催し、県内支援機関・金融機関等から約80名が参加しました。



フォーラム会場の様子

最初に、中小企業庁事業環境部金融課の平田係長より中小企業庁の取組について説明を行った後、独立行政法人中小企業基盤整備機構活性化協議会全国本部の松田統括事業再生プロジェクトマネージャーから、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの推進を図る活性協の取組や、再生支援に取り組む上で重要なマインドについて説明を行いました。

続いて、活性協を活用して経営改善に取り組んだ有限会社ニューラッキーランドリー代表取締役社長の名城様に登壇いただき、県内でリネン業を営む中、活性協のサポートを受けるに至った背景や、立て直しの経緯など、経営改善のために行った取り組みについて講演いただきました。



名城社長の講演の様子

後半は、活性協の内閣統括責任者補佐をファシリテーターに、沖縄県信用保証協会経営支援部の山川経営支援課長、沖縄振興開発金融公庫事業環境部の野原上席調査役、沖縄県よろず支援拠点の金城サブチーフコーディネーター、活性協の新崎統括責任者、全国本部の松田プロジェクトマネージャーの5名のパネリストによるトークセッションを行いました。コロナ後のゼロゼロ融資及びコロナ特別貸付の状況や、支援機関・金融機関が連携して事業再生支援に取り組むことの重要性など、様々な意見が出されました。



トークセッションの様子

沖縄総合事務局では、今後も関係機関と連携し、引き続き、経営改善・事業再生の支援に取り組んで参ります。



当局のYoutubeチャンネルで
録画配信をご覧いただけます。

 **内閣府 沖縄総合事務局
経済産業部**

■本記事に関するお問い合わせについて
内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

TEL:098-866-1755

<https://www.ogb.go.jp/keisan>

●りゅうぎん調査● 県内の



景気は、緩やかに拡大している(18カ月連続)

消費関連では、百貨店売上高は前年を上回る
観光関連では、入域観光客数は前年を上回る

消費関連は、底堅い消費マインドと観光需要の継続により、回復の動きが強まっていること、建設関連は、手持ち工事額は高水準で推移しており、回復の動きが強まっていること、観光関連は、プロ野球春季キャンプなどのイベント開催もあり好調に推移し、拡大の動きが強まっていること、総じて県内景気は緩やかに拡大している。

先行きは、底堅い消費マインドと観光需要にけん引され、引き続き緩やかに拡大するとみられる。

消費関連

百貨店売上高は、4カ月連続で前年を上回った。前年のうるう年の反動減はみられたものの、注目度の高い催事企画の実施や、春節に伴う免税売上の増加などが全体を押し上げた。スーパー売上高は、既存店・全店ベースともに33カ月連続で前年を上回った。前年のうるう年の反動減や旧正月のズレなどが影響し、全体として増加幅は縮小した。新車販売台数は、一部自動車メーカーによる生産・出荷停止の影響がみられた前年同月の反動増などにより3カ月連続で前年を上回った。家電大型専門店販売額(1月)は、18カ月連続で前年を上回った。

先行きは、引き続き物価の動向に注視する必要があるものの、消費マインドは底堅い推移が見込まれ、回復の動きが強まるとみられる。

建設関連

公共工事請負金額は、県、独立行政法人等・その他は増加したが、国、市町村は減少したことから4カ月連続で前年を下回った。建築着工床面積(1月)は、居住用、非居住用ともに減少したことから6カ月連続で前年を下回った。新設住宅着工戸数(1月)は、持家、貸家、給与、分譲のすべての項目で減少したことから3カ月連続で前年を下回った。県内主要建設会社の受注額は、公共工事は減少したが、民間工事は増加したことから2カ月連続で前年を上回った。建設資材関連では、セメントは2カ月ぶりに前年を下回り、生コンは3カ月ぶりに前年を下回った。鋼材売上高は7カ月連続で前年を下回り、木材売上高は6カ月連続で前年を下回った。

先行きは、建設資材の動向を注視する必要があるものの、手持ち工事額は引き続き高水準での推移が見込まれることなどから回復の動きが強まるとみられる。

観光関連

入域観光客数は、39カ月連続で前年を上回った。国内客は8カ月連続で増加し、外国客は29カ月連続で増加した。県内主要ホテルは、稼働率は11カ月連続で前年を上回り、売上高、宿泊収入ともに9カ月連続で前年を上回った。主要観光施設入場者数は36カ月連続で前年を上回った。ゴルフ場は、入場者数は2カ月連続で減少し、売上高は3カ月連続で前年を上回った。プロ野球春季キャンプなどのイベント開催もあり、引き続き好調に推移した。

先行きは、外国からの訪日意欲が高く外国客の増加が見込まれること、春休みや大型連休により国内客の旅行需要の高まりが予想されることから、拡大の動きが強まるとみられる。

雇用関連・その他

新規求人数(1月)は、前年同月比3.3%減と5カ月連続で前年を下回った。産業別では、宿泊業・飲食サービス業、サービス業(他に分類されないもの)などで減少した。有効求人倍率(1月、季調値)は1.09倍で、前月から0.2ポイント低下した。完全失業率(1月、季調値)は2.7%と、前月から0.3ポイント低下した。

消費者物価指数は、前年同月比4.5%の上昇となり、42カ月連続で前年を上回った。生鮮食品を除く総合は同4.0%の上昇となり、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は同3.6%の上昇となった。

倒産件数は2件で前年同月から4件減少した。負債総額9,800万円で、前年同月比37.6%減となった。

2025.2

りゅうぎん調査

増減率(%)

	前年同月比	前年同期比 (2024.12 - 2025.2)
 消費関連		
(1) 百貨店(金額)	3.4	7.4
(2) スーパー(既存店)(金額)	0.2	3.2
(3) スーパー(全店)(金額)	1.0	4.5
(4) 新車販売(台数)	43.1	27.1
(5) 家電大型専門店販売額(金額)	(1月) 8.9	(11-1月) 8.3
 建設関連		
(1) 公共工事請負金額(金額)	▲ 51.7	▲ 49.9
(2) 建築着工床面積(m ²)	(1月) ▲ 7.2	(11-1月) ▲ 16.5
(3) 新設住宅着工戸数(戸)	(1月) ▲ 32.0	(11-1月) ▲ 19.1
(4) 建設受注額(金額)	10.2	▲ 9.9
(5) セメント(トン数)	▲ 3.1	▲ 0.3
(6) 生コン(m ³)	▲ 6.2	0.9
(7) 鋼材(金額)	▲ 1.8	▲ 3.7
(8) 木材(金額)	▲ 13.1	▲ 8.9
 観光関連		
(1) 入域観光客数(人数)	8.6	18.2
うち外国客数(人数)	20.9	65.3
(2) 県内主要ホテル稼働率	(前年同月差)P 3.8 (実数) P 66.9	(前年同期差)P 6.3 (実数) P 61.2
(3) " 売上高(金額)	P 7.9	P 16.1
(4) 観光施設入場者数(人数)	P 14.5	P 19.9
(5) ゴルフ場入場者数(人数)	▲ 4.4	▲ 1.4
(6) " 売上高(金額)	2.9	5.8
 その他		
(1) 県内新規求人数(人数)	(1月) ▲ 3.3	(11-1月) ▲ 4.0
(2) 有効求人倍率(季調値)	(1月) 1.09	(11-1月) 1.11
(3) 消費者物価指数(総合)	4.5	4.6
(4) 企業倒産件数(件数)	(前年同月差) ▲ 4	(前年同期差) ▲ 12
(5) 広告収入(県内マスコミ)(金額)	(1月) 0.7	(11-1月) ▲ 0.3

(注1) 公共工事請負金額は西日本建設業保証株式会社沖縄支店調べ。建築着工床面積、新設住宅着工戸数は国土交通省調べ。県内新規求人数、有効求人倍率は沖縄労働局調べ。入域観光客数、消費者物価指数は沖縄県調べ。

企業倒産件数は東京商工リサーチ沖縄支店調べ。Pは速報値。

(注2) 有効求人倍率(季調値)と県内新規求人数(人数)は、就業地ベース。

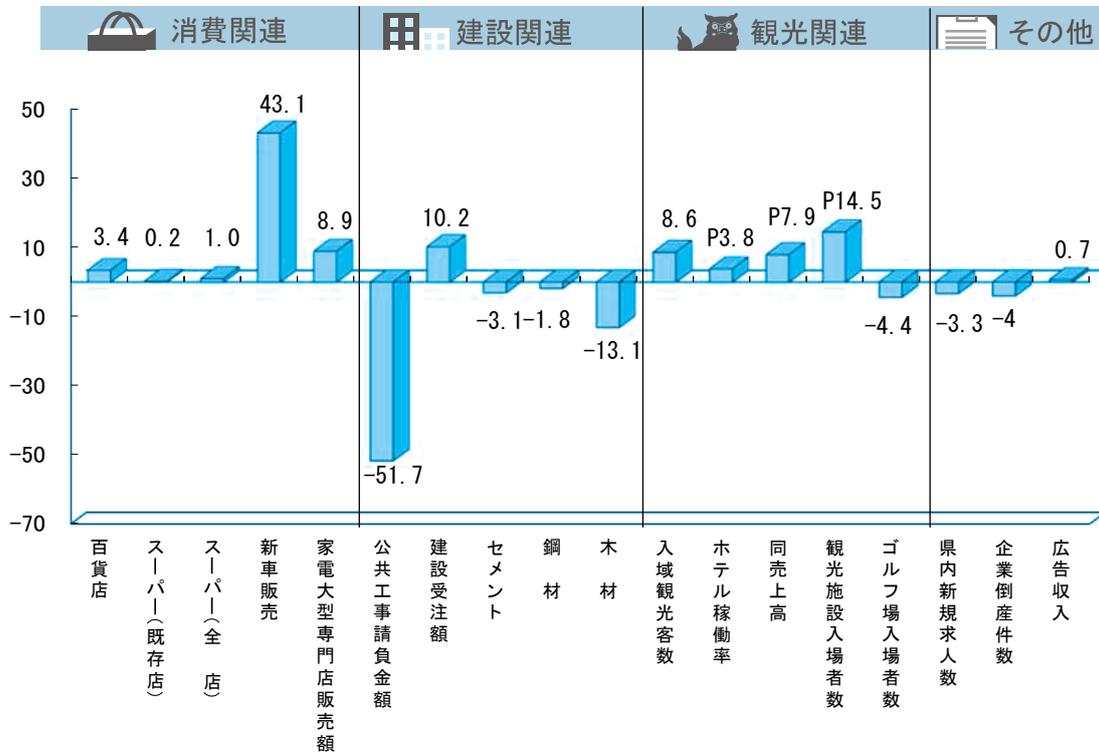
消費
関連

建設
関連

観光
関連

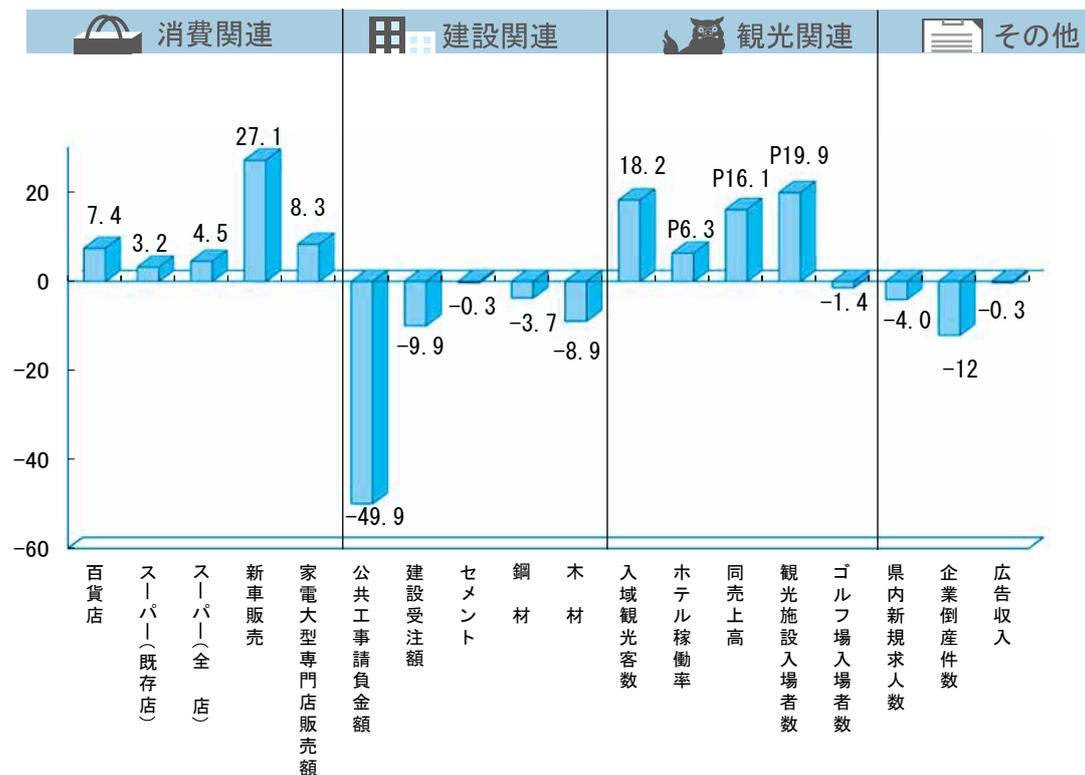
そ
の
他

項目別グラフ 単月 2025.2



(注)家電大型専門店販売額、県内新規求人数、広告収入は25年1月分。数値は前年比(%)。ホテル稼働率(%ポイント)、企業倒産件数(件)は前年差。Pは速報値。

項目別グラフ 3カ月 2024.12~2025.2



(注)家電大型専門店販売額、県内新規求人数、広告収入は24年11月~25年1月分。数値は前年比(%)。ホテル稼働率(%ポイント)は前年差。企業倒産件数(件)は3カ月の累計件数の前年差。Pは速報値。

消費関連

建設関連

観光関連

その他



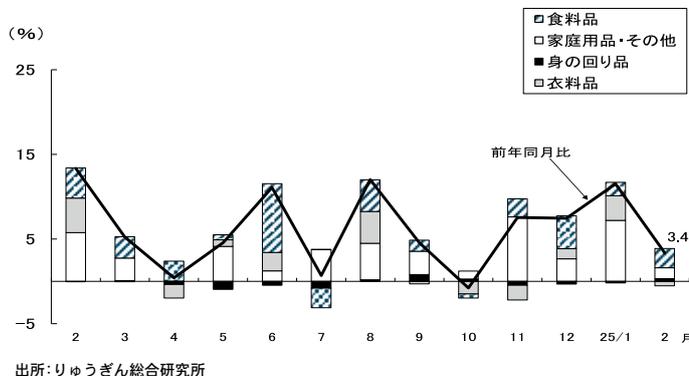
消費関連

① 百貨店売上高 (前年同月比)

※棒グラフは品目別寄与度

4カ月連続で増加

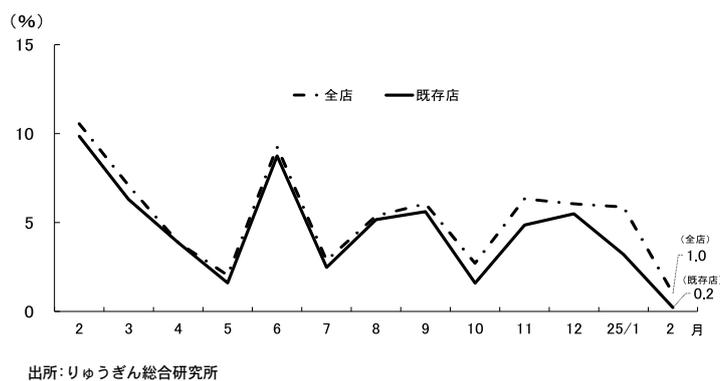
- 百貨店売上高は、前年同月比3.4%増と4カ月連続で前年を上回った。
- 前年のうるう年の反動(営業日数1日減)で来店客数、買上点数ともに前年を下回ったものの、注目度の高い催事企画の実施や、春節に伴う免税売上の増加が全体を押し上げた。
- 品目別にみると、食料品が同6.3%増、家庭用品・その他が同4.4%増、身の回り品が同5.7%増、衣料品が同1.7%減となった。



② スーパー売上高 (前年同月比)

既存店・全店ともに33カ月連続で増加

- スーパー売上高は、既存店ベースは前年同月比0.2%増と33カ月連続で前年を上回った。
- 平均気温が低く冬物衣料や寝具など季節商材を中心に好調に推移したものの、前年のうるう年の反動減や旧正月のズレ(2024年: 2/10、2025年: 1/29)などにより食料品が減少したことなどから増加幅は縮小した。
- 品目別にみると、食料品が同0.4%減、衣料品が同3.5%増、住居関連が同2.5%増となった。
- 全店ベースは同1.0%増と33カ月連続で前年を上回った。

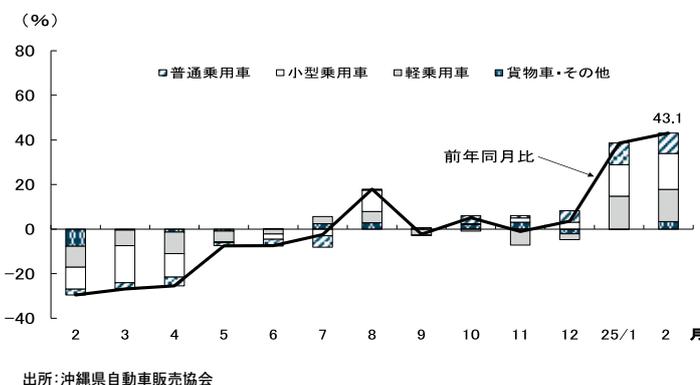


③ 新車販売台数 (前年同月比)

※棒グラフは車種別寄与度

3カ月連続で増加

- 新車販売台数は4,168台で前年同月比43.1%増と、3カ月連続で前年を上回った。
- 一部自動車メーカーによる生産・出荷停止の影響が色濃くみられた前年同月の反動増に加え、レンタカー登録台数が増加したことなどから前年を上回った。
- 車種別にみると、普通自動車(登録車)は2,304台(前年同月比48.5%増)、うち普通乗用車は1,055台(同33.9%増)、小型乗用車は1,067台(同78.4%増)であった。軽自動車(届出車)は1,864台(同36.9%増)で、うち軽乗用車は1,561台(同36.9%増)であった。



消費関連

建設関連

観光関連

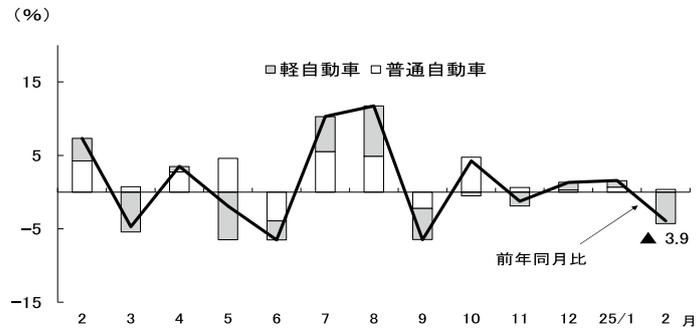
その他

④ 中古自動車販売台数【登録ベース】（前年同月比）

※棒グラフは車種別寄与度

3カ月ぶりに減少

- ・中古自動車販売台数（普通自動車及び軽自動車の合計、登録ベース）は、1万8,357台で前年同月比3.9%減と3カ月ぶりに前年を下回った。
- ・内訳では、普通自動車が7,423台（前年同月比0.9%増）、軽自動車が1万934台（同7.0%減）となった。

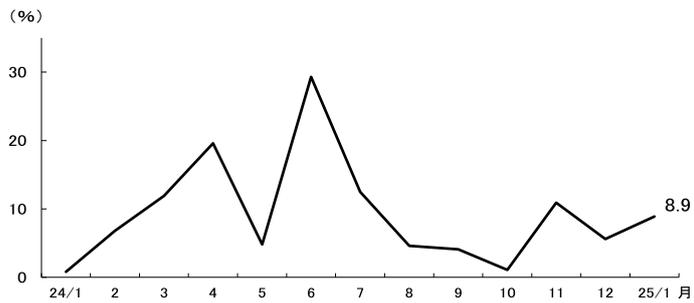


出所：沖縄県中古自動車販売協会 ※登録ベース

⑤ 家電大型専門店販売額（前年同月比）

18カ月連続で増加

- ・家電大型専門店販売額（1月）は、前年同月比8.9%増と18カ月連続で前年を上回った。
- ・値上げによる単価上昇に加え、1月末で終了となった県の補助事業「おきなわ省エネ家電買換応援キャンペーン」により、省エネ性能の高い高付加価値商材を中心に好調となった。



出所：経済産業省商業動態統計調査

消費
費
関
連

建
設
関
連

観
光
関
連

そ
の
他

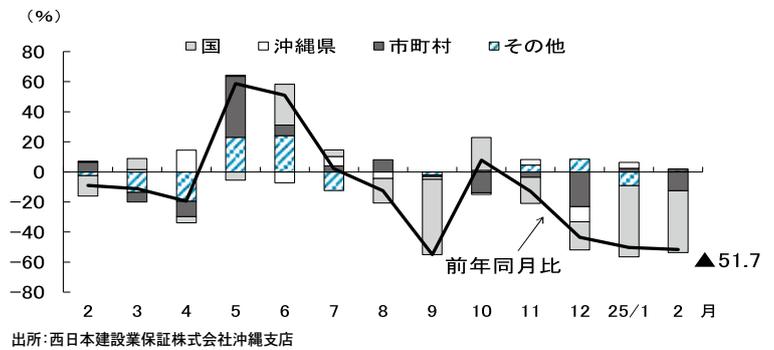
建設関連

① 公共工事請負金額 (前年同月比)

※棒グラフは発注者別寄与度

4カ月連続で減少

- 公共工事請負金額は、260億62百万円で前年同月比51.7%減となり、4カ月連続で前年を下回った。
- 発注者別では、県は同17.6%増、独立行政法人等・その他は同165.1%増となり、国は同54.2%減、市町村は同68.3%減となった。

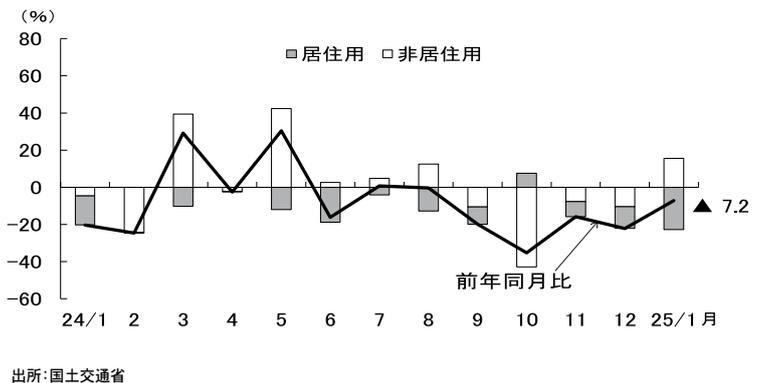


② 建築着工床面積 (前年同月比)

※棒グラフは用途別寄与度

6カ月連続で減少

- 建築着工床面積(1月)は7万2,109㎡で前年同月比7.2%減と6カ月連続で前年を下回った。居住用は同29.3%減となり、非居住用は同69.6%増となった。
- 建築着工床面積を用途別(大分類)にみると、居住用では居住専用は減少し、居住産業併用は増加した。非居住用では、飲食店・宿泊業用、その他のサービス業用などが増加し、卸売・小売業用などが減少した。

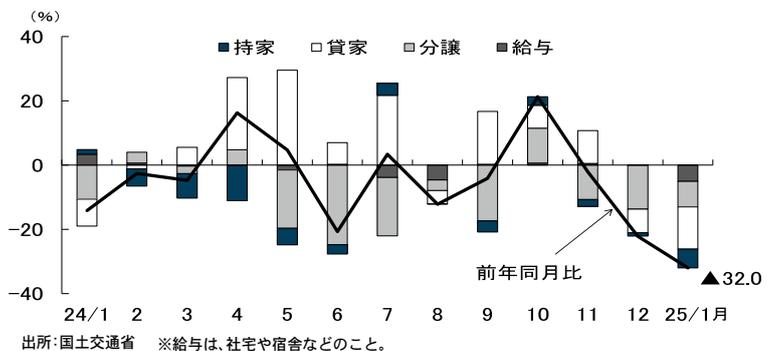


③ 新設住宅着工戸数 (前年同月比)

※棒グラフは利用関係別寄与度

3カ月連続で減少

- 新設住宅着工戸数(1月)は522戸で前年同月比32.0%減と3カ月連続で前年を下回った。
- 利用関係別では、持家(142戸)が同24.1%減、貸家(268戸)が同27.4%減、給与(2戸)が95.1%減、分譲(110戸)が同35.7%減となった。

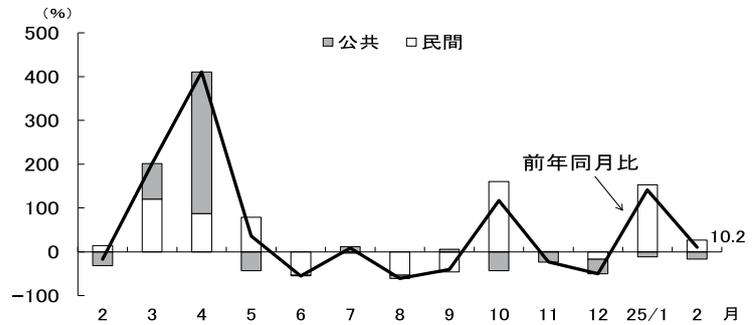


④ 建設受注額 (前年同月比)

※棒グラフは発注者別寄与度

2カ月連続で増加

- ・建設受注額(調査先建設会社:17社)は前年同月比10.2%増と2カ月連続で前年を上回った。
- ・発注者別では、公共工事は同24.0%減と5カ月連続で減少し、民間工事は同85.9%増と2カ月連続で増加した。

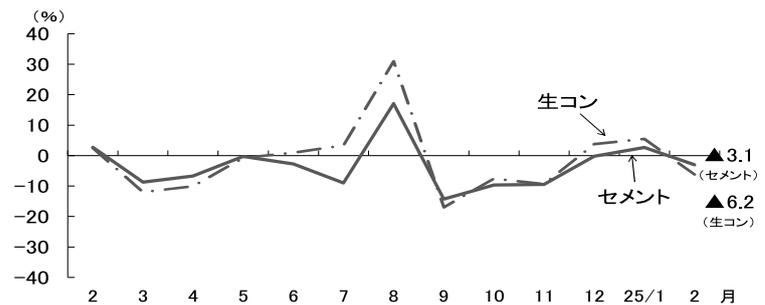


出所:リゅうぎん総合研究所

⑤ セメント・生コン(前年同月比)

セメントは2カ月ぶりに減少、 生コンは3カ月ぶりに減少

- ・セメント出荷量は6万355トンとなり、前年同月比3.1%減と2カ月ぶりに前年を下回った。
- ・生コン出荷量は9万6,624m³で6.2%減と3カ月ぶりに前年を下回った。生コン出荷量を出荷先別にみると、公共工事では、海事工事向けなどが増加し、学校関連向け、防衛省向けなどが減少した。民間工事では、ホテル向けなどが増加し、マンション向け、個人住宅向けなどが減少した。

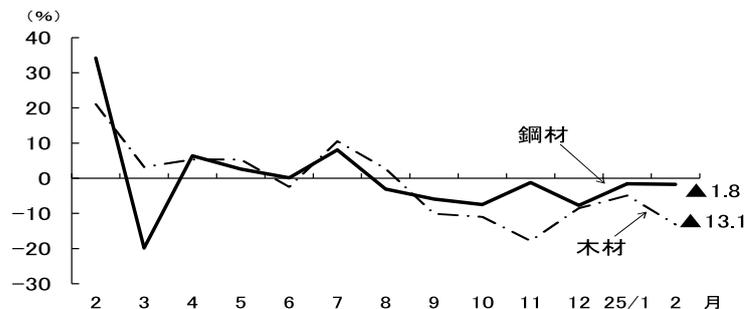


出所:リゅうぎん総合研究所

⑥ 鋼材・木材 (前年同月比)

鋼材は7カ月連続で減少、 木材は6カ月連続で減少

- ・鋼材売上高は、出荷量が減少したこと、鋼材価格が下落したことなどから前年同月比1.8%減と7カ月連続で前年を下回った。
- ・木材売上高は、出荷量が減少したこと、木材価格が下落したことなどから同13.1%減と6カ月連続で前年を下回った。



出所:リゅうぎん総合研究所

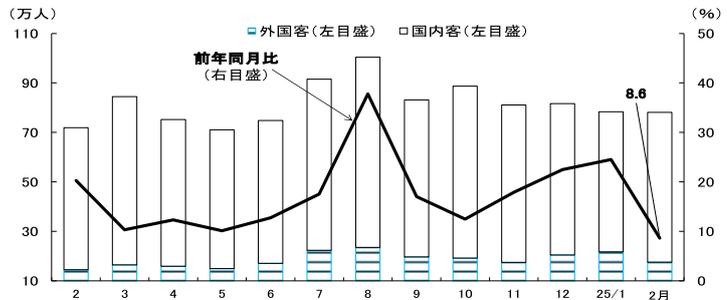


観光関連

① 入域観光客数(実数、前年同月比)

39カ月連続で増加

- ・入域観光客数は、78万1,300人(前年同月比8.6%増)となり、39カ月連続で前年を上回った。
- ・路線別では、空路は73万4,800人(同10.1%増)となり39カ月連続で前年を上回った。海路は4万6,500人(同10.6%減)となり40カ月ぶりに前年を下回った。

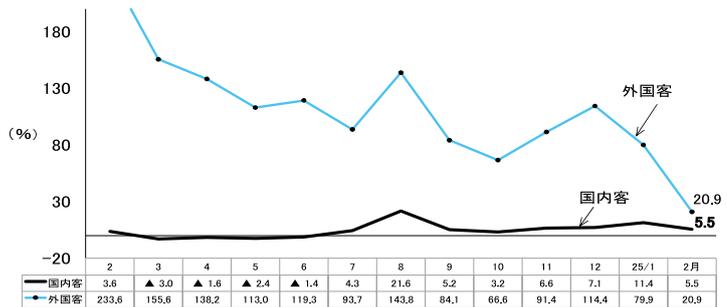


出所: 沖縄県観光政策課

② 入域観光客数【国内客、外国客】(前年同月比)

国内客は8カ月連続で増加、 外国客は29カ月連続で増加

- ・国内客は、60万6,200人(前年同月比5.5%増)となり、8カ月連続で前年を上回った。外国客は17万5,100人(同20.9%増)となり、29カ月連続で増加した。
- ・プロ野球キャンプなどのイベントの開催や、地方発着チャーター便の運航や募集型団体旅行があり、好調な推移となった。

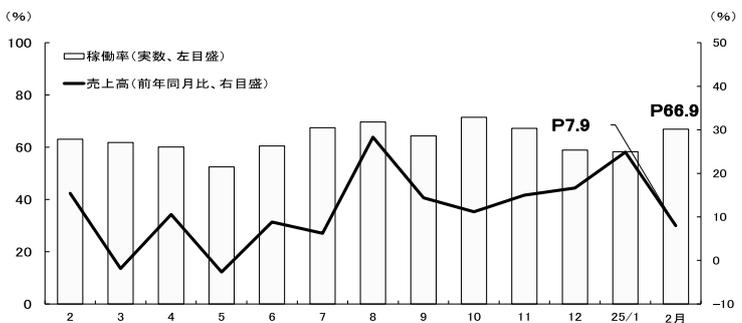


出所: 沖縄県観光政策課

③ 主要ホテル稼働率・売上高(実数、前年同月比)

稼働率は11カ月連続で上昇、 売上高は9カ月連続で増加

- ・主要ホテルの客室稼働率(速報値)は66.9%と前年同月差3.8%ポイント上昇し11カ月連続で前年を上回り、売上高は前年同月比7.9%増となり、9カ月連続で前年を上回った。
- ・那覇市内ホテルの客室稼働率は78.9%と同6.9%ポイント上昇し、14カ月連続で前年を上回り、売上高は同15.8%増と15カ月連続で前年を上回った。
- ・リゾート型ホテルの客室稼働率(速報値)は62.4%と同2.7%ポイント上昇し10カ月連続で前年を上回り、売上高は同5.8%増と8カ月連続で前年を上回った。



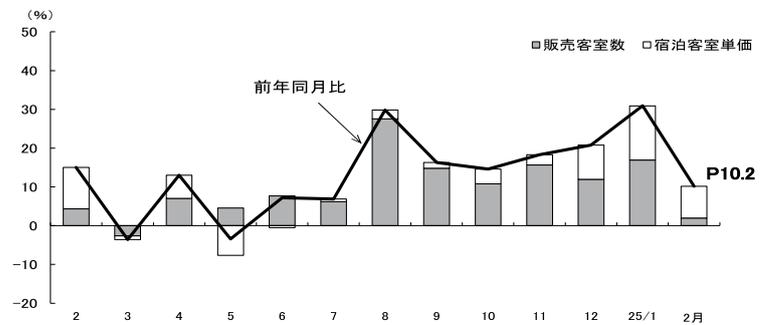
出所: リゅうぎん総合研究所

④ 主要ホテル宿泊収入 (前年同月比)

※棒グラフは客室数・単価別寄与度

9カ月連続で増加

- ・主要ホテルの売上高のうち宿泊収入(速報値)は、販売客室数(数量要因)が増加、宿泊客室単価(価格要因)も上昇し、前年同月比10.2%増と9カ月連続で前年を上回った。
- ・那覇市内ホテルは、販売客室数が増加、宿泊客室単価も上昇し、同21.4%増となり15カ月連続で前年を上回った。
- ・リゾート型ホテル(速報値)は、販売客室数が増加、宿泊単価も上昇し、同7.0%増となり9カ月連続で前年を上回った。

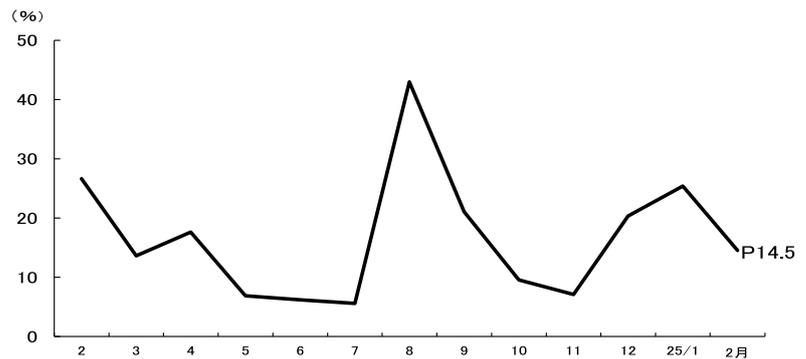


出所: りゅうぎん総合研究所

⑤ 主要観光施設の入場者数 (前年同月比)

36カ月連続で増加

- ・主要観光施設の入場者数(速報値)は、前年同月比14.5%増と36カ月連続で前年を上回った。
- ・個人・グループ旅行、一般団体客や修学旅行、クルーズ客等の来訪が増え、好調に推移した。

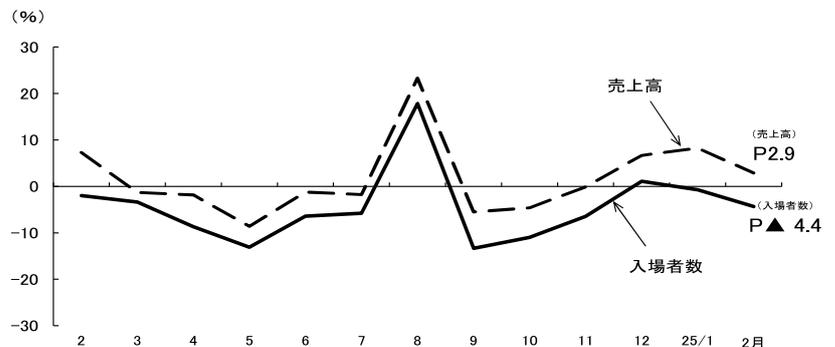


出所: りゅうぎん総合研究所

⑥ 主要ゴルフ場入場者数・売上高 (前年同月比)

入場者数は2カ月連続で減少、売上高は3カ月連続増加

- ・主要ゴルフ場の入場者数は、前年同月比4.4%減と2カ月連続で前年を下回った。県内客は6カ月連続で前年を下回り、県外客は4カ月ぶりに前年を下回った。売上高は同2.9%増と3カ月連続で前年を上回った。
- ・入場者は前年のうるう年の反動減があったが、ゴルフシーズンにより単価の高い県外客と外国客の増加が顕著となり、売上向上に寄与した。



出所: りゅうぎん総合研究所 (注) 調査先は6施設(うち県外客については4施設)からなる。

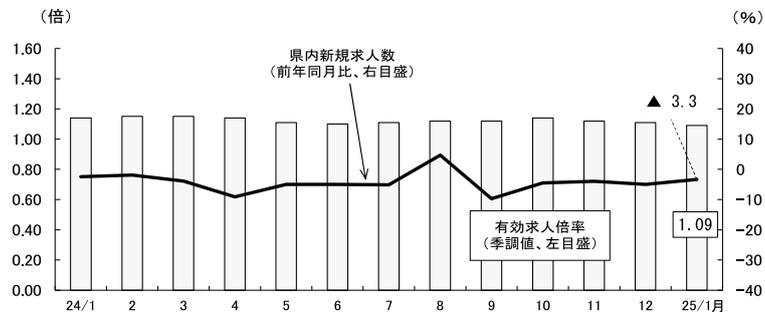


雇用関連・その他

① 雇用関連（新規求人数と有効求人倍率）（再掲）

新規求人数は減少、 有効求人倍率(季調値)は低下

- ・新規求人数(1月)は、前年同月比3.3%減と5カ月連続で前年を下回った。産業別では、宿泊業・飲食サービス業、サービス業(他に分類されないもの)などで減少した。有効求人倍率(1月、季調値)は1.09倍で、前月から0.2ポイント低下した。
- ・労働力人口(1月)は、80万人で前年同月比0.5%増となり、就業者数は、78万人で同0.6%増となった。完全失業者数は2万人で同9.1%減となり、完全失業率(1月、季調値)は2.7%と、前月から0.3ポイント低下した。



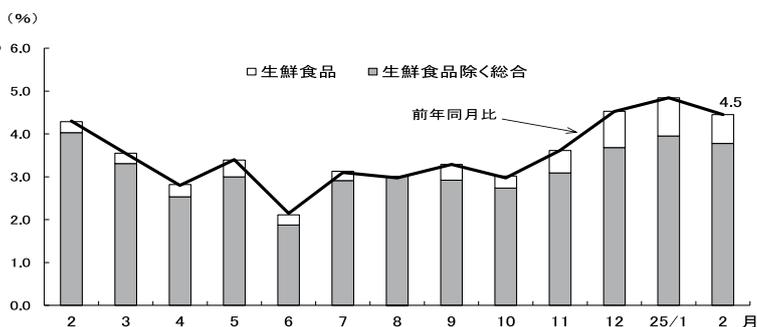
出所:沖縄労働局(就業地別)
(注)有効求人倍率は、2023年12月以前の数値について新季節指数へ遡って改訂した。

② 消費者物価指数【総合】

※棒グラフは品目別寄与度

42カ月連続で上昇

- ・消費者物価指数は、前年同月比4.5%の上昇となり、42カ月連続で前年を上回った。生鮮食品を除く総合は同4.0%の上昇となり、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は同3.6%の上昇となった。
- ・費目別の動きをみると、食料、光熱・水道などすべての費目で上昇した。

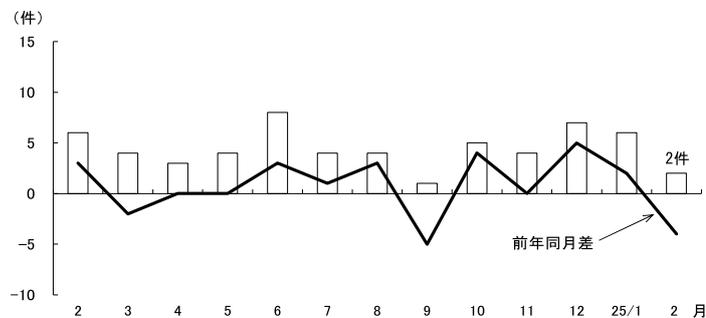


(出所)沖縄県
(注1)端数処理の関係で寄与度の合計は前年比と一致しないことがある。
(注2)2020年=100。

③ 企業倒産

件数、負債総額ともに減少

- ・倒産件数は2件で前年同月から4件減少した。業種別では、農・林・漁・鉱業が1件、サービス業他が1件となった。
- ・負債総額は9,800万円で、前年同月比37.6%減となった。



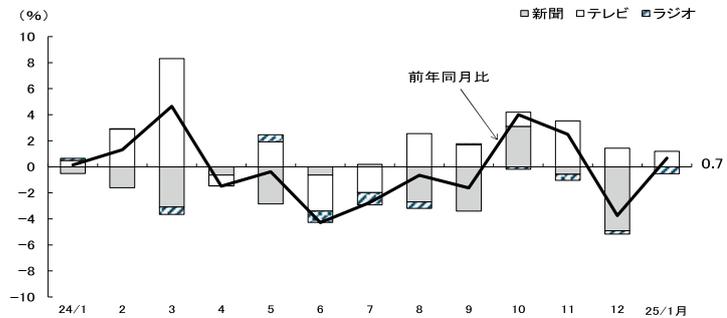
出所:東京商工リサーチ沖縄支店
(注)負債総額1,000万円以上

④ 広告収入【マスコミ】(前年同月比)

※棒グラフはメディア別寄与度

2カ月ぶりに増加

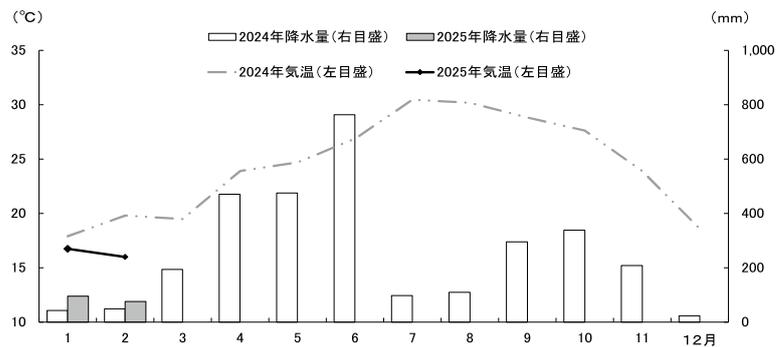
- ・広告収入(マスコミ:1月)は、前年同月比0.7%増と2カ月ぶりに前年を上回った。
- ・正月広告のほか、イベント・旅行関連の広告需要の高まりがみられた。



出所:リゅうぎん総合研究所

参考 気象:平均気温・降水量【那覇】

- ・平均気温は16.0℃で前年同月(19.8℃)より低く、降水量は76.0mmで前年同月(49.0mm)より多かった。
- ・沖縄地方は、中・下旬を中心に高気圧に覆われて晴れる日もあったが、気圧の谷や前線、大陸の高気圧の張り出しに伴う寒気の影響で曇りや雨の日が多く、大雨や荒れた天気となった所もあった。
- ・平均気温は平年よりかなり低く、日照時間、降水量は平年より少なかった。



(出所)沖縄気象台

消費
関連

建設
関連

観光
関連

その他



トレッキング

～本島北部 気軽に山歩き～

琉球銀行 本部支店長
上地 安彦

皆さま、トレッキングをご存じですか。移動や旅行といった意味を持つ「Trek（トレック）」が語源で山歩きのことを指しますが、山頂を目指す登山に対し、トレッキングは山の中を歩き、ゆっくりと景色を楽しむことが目的なので老若男女、気軽にできるアウトドアの一つです。

トレッキングの服装は登山ほどの装備はいりませんが、平地と比べ天候により気温差が出るため、暑さや寒さで体力を消耗しないよう手軽に脱着できるものがあれば良いでしょう。

沖縄では海のアウトドアは経験されたことが多いかと思います。一方で沖縄は海だけではなく、本島北部に目を向けると山々の自然に囲まれた地域でもあります。2月初旬まで開催されていた「もとぶ八重岳桜まつり」の会場である八重岳も、沖縄本島で2番目に高い山で、頂上までの道のりには約7千本の寒緋桜の並木が続き、祭り開催期間は多くの地元客や観光客の目を楽しませてくれます。

ちなみに、八重岳北口入り口から展望台まで約4環あり、歩いて約1時間半で着くことができます。勾配のきつい場所もありますが、自然を楽しみながら自分のペースで歩くことが望ましいです。展望台からは本部町の街並みや伊江島、海洋博記念公園も一望でき、素晴らしい景色と、たどり着いた達成感を味わうことができます。

山の空気を吸いながらのトレッキングはストレス解消にもつながります。ウェルビーイングの手段として皆さまも試してみたいはいかがでしょうか。



フィッシング詐欺

～報告最多 防止策確認を～

琉球銀行 事務統括部
金城 亜里紗

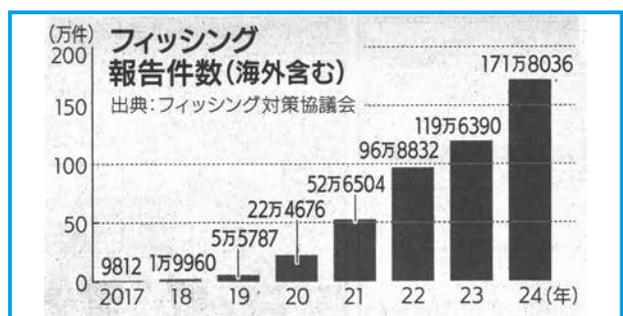
インターネットの普及とオンラインサービスの多様化で、私たちの生活は大変便利になりました。その一方で、利用者の個人情報や経済的価値のある情報を盗むフィッシング詐欺は年々増加傾向にあります。フィッシング対策協議会によると、2024年のフィッシングの報告件数は171万8,036件に上り、過去最多を更新しています。

代表的な手口として、実在する企業やサービスを騙ってメールやSMSを使い「不正なアクセスを検知」や「カードの利用を停止」といった緊急性を煽る内容で偽サイトへ誘導し、IDやパスワード、クレジットカード情報などを入力させるものがあります。

攻撃者に盗み取られ、インターネットバンキングの不正送金やクレジットカードの不正利用といった金銭的被害に遭うほか、個人情報を盗まれる恐れがあります。近年は生成AI技術を悪用し、高度なフィッシング詐欺を仕掛けることも可能になっており、一層注意が必要です。

対策には迷惑メールフィルタ機能を有効にすることや、セキュリティソフトを導入するといった技術的なものがあります。身に覚えがないメールを安易に開かない、普段利用しているサービスはブックマークに登録し、メール内のURLからはアクセスしないよう注意を払うことも十分効果があります。

「自分は大丈夫」と過信せず、警察庁などが公開している被害防止策を定期的に確認し、インターネットを楽しく便利に活用しましょう。





ジョブ型雇用

～能動的にキャリア選択～

琉球銀行 那覇市役所内出張所長
東恩納 厚

日本企業で長らく採用されてきた雇用形態に「メンバーシップ型雇用」があります。この形態は、新卒者を一括採用し、会社主導でいろいろな職務を経験させながら長期的に雇用し、定年まで働いてもらう、いわゆる終身雇用が主流でした。しかし、近年の社会構造の変化や働き方改革、コロナ禍によるリモートワークの普及等の様々な要因により「ジョブ型雇用」と呼ばれる雇用形態への関心が高まってきています。

ジョブ型雇用とは企業と個人が合意したジョブ（職務）内容に基づく雇用関係を指します。企業が経営戦略に合わせてジョブを設定し、それにふさわしいスキルや経験を持った人材を採用することで、企業は望んだ成果や生産性を高める効果が期待できます。個人においては、業務範囲が明確で専門的な知識・経験を生かし成果を上げることで報酬が得られ、能動的なキャリアアップにつながります。

欧米などでは主流の雇用形態ですが、日本においても2024年8月28日に政府から「ジョブ型人事指針」が公表され、経団連もジョブ型人事説明会を開催するなど後押ししたことで、実際に「メンバーシップ型雇用」から「ジョブ型雇用」へ切り替える企業も増えてきています。

キャリアは会社から与えられるものから、一人一人が自ら選択する時代になりつつあります。労働人口の減少など人手不足が進む中、特に専門職の人材不足がますます顕著になっており「ジョブ型雇用」が課題解決の一手として期待されます。



賃金のデジタル払い

～キャッシュレスを促進～

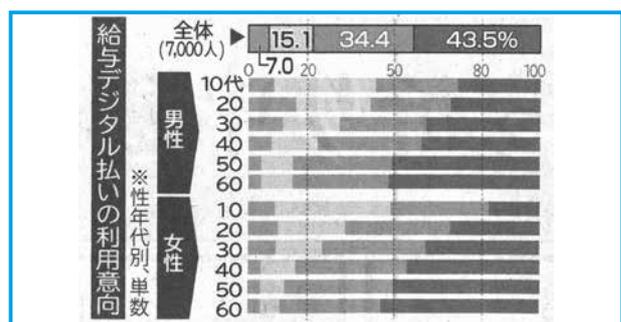
琉球銀行 人事部 調査役
新垣 尚

労働の対価として得られる賃金について、デジタル払いが利用できることをご存じでしょうか。労働基準法において賃金は通貨払いが原則とされており、労働者が同意した場合には、その例外として銀行口座や証券総合口座への支払いが認められていましたが、2023年4月から新たに「賃金移動業者の口座」が認められました。賃金移動業者とは、銀行などの金融機関以外で為替取引を業として営むキャッシュレス決済サービスの事業者などのことです。

現在、3社の資金移動者が厚生労働相の指定を受けており、審査中の業者もあります。賃金のデジタル払いが解禁された背景にはキャッシュレス決済の利用促進があり、賃金の一部を直接資金移動業者口座で受け取ることで、チャージの手間が省けるなど利便性向上が期待できます。

MMD研究所による給与デジタル払いに関する調査（24年9月）によると、その認知度は63.9%でした。また、利用意向（「利用したい」と「やや利用したい」を合算）は全体で22.1%となり、若年層ほど高い傾向が見られます。利用したい理由は「キャッシュレス化が進んでいる」「現金を引き出す必要が無い」などがあり、利用したくない理由は「セキュリティが不安」「すぐに現金を下ろせるようにしたい」などがあります。

雇用者においては、システム導入費用や運用工数が増大するなど一定のコストが発生します。これらの課題にどの様に対処していくかが今後の普及のカギとなりそうです。





ふるさと

～連帯感育み地域活性化～

琉球銀行 金城支店長
平安名 育子

「ふるさと」という言葉は「自分の生まれ育った土地」「特別な思い出がある場所」などの意味があります。当店（琉球銀行金城支店）の所在する小禄地域は1673年、尚貞王時代に琉球国の「小禄間切」として誕生し、「小禄村」、「那覇市小禄」へ変化していきました。

小禄地域は「ウルク・クンジー」とよばれる琉球絣の有名な産地でもあり、儀間真常が小禄、豊見城、垣花の3村に織物を普及させたと伝えられています。これは「三村節」という島唄にも表現されています。

このような歴史ある小禄地域では、毎年秋に「小禄地区市民大運動会」が金城中学校で開催されます。この運動会は20以上の自治会や数多くの団体によって運営され、小禄地域に在住する市民が交流を深め、地域社会の活性化を目的として開催されるイベントです。

老若男女、住民だけでなく地域の企業や団体が参加できるように考えられており、多彩なプログラムで見守る人を楽しませる競技が盛りだくさんです。また、各自治会の旗頭が伝統的な衣装「むむぬちはんたー」をまとい披露する演舞、その勇壮な姿は躍動感があり圧巻です。

インターネットやAIが普及し便利になることで、人とのコミュニケーションが希薄になりつつある現代ですが、こどもから大人までの幅広い世代が、地域行事に参加することで生まれる「ふるさと」を誇りに思い、慈しみ、育む連帯感は地域活性化にもつながるのではないのでしょうか。



経営情報

提供：太陽 Grant Thornton 税理士法人

経理部門の基本有用情報
太陽 Grant Thornton
今月の経営情報 2025年3月

今回のテーマ

インセンティブ報酬

2025年2月10日経済産業省は「スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイダンスー人材獲得のためのストックオプション活用術ー（以下「ガイダンス」）」を公表しました。

出典：経済産業省「インセンティブ報酬ガイダンスを公開しました」、
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250210002/20250210002.html>, 2025年2月18日取得

上場前のインセンティブ報酬

上場前のインセンティブ報酬の代表格はストックオプション（以下「SO」）になりますが、これは資金が潤沢ではないスタートアップ企業において人材獲得手段として必要不可欠なものであります。ただその付与対象者や導入時期などについて、実務上の正解はなく企業ごとに様々な工夫がされています。

ガイダンスではグロービス・キャピタル・パートナーズ 高宮慎一氏のコラムにおいて SO 設計のバランスとして、「個人のパフォーマンスとの連動を強め数字達成への意識を高めたいのか、はたまた成長の果実を全員で分かち合うことでチームプレイを促進したいのか。さらには、自社の価値観として何をもって「フェアネス」とするのか。参画した「時期」で考えるのか、貢献した「価値」で考えるのか。SO 制度は、その根底にある事業で成功するための要件や、自分たちが目指している組織・文化と整合し、それをさらに強化するように設計されるべきなのだ。」と記載され大変印象的であります。SO 設計に唯一の答えがないことを物語っています。

上場後のインセンティブ報酬

一方で上場企業の場合は、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」があり、「インセンティブ報酬を適切に組み合わせた役員報酬制度を整備すること」、「客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計すること」が求められています。

ガイダンスではシニフィアン株式会社 村上誠典氏のコラムにおいて、「なぜ、上場企業が指名委員会や報酬委員会を設定するのか。それは、経営トップを孤立させないためでもあります。自らで自らの報酬を客観的に判断できない、経営チームの報酬を合理的に判断しきれないというジレンマに陥ります。客観的に報酬額を決められる仕組みを用意しておくことで、報酬額を決めるという重要な意思決定に、透明性と合理性をもたらすことが可能になります。」として、経営トップの報酬決定にはステークホルダー間のジレンマが生じ、SO やリストラクテッド・ストック (RS)、リストラクテッド・ストック・ユニット (RSU) などのインセンティブ報酬の導入も大事だが、それ以上に報酬額を決めるという重要な意思決定に透明性と合理性をもたらす報酬制度や評価する仕組みの導入こそが重要であるとしています。

お見逃しなく！

スタートアップ5か年計画では、SOの環境整備が記載され、ここ数年の税制改正において税制適格SOの改正が行われています。具体的には、令和6年度税制改正において、適格要件の緩和として「1年あたりの権利行使価額の限度額」の引き上げが行われ、また、新たに示された通達では付与契約時の「1株あたりの権利行使価額」の明確化が行われ、黒字化していないスタートアップ企業では、権利行使価額の水準を純資産価額等を参酌した価額にできることとなり、極めて低い価額で税制適格SOの権利行使価額の設定が可能となっています。

沖縄県内の主要金融経済指標

暦年	百貨店 売上高	スーパー 売上高 (既存店)	スーパー 売上高 (全店)	家電大型 専門店 販売額	新車販売 台数	中古自動 車販売台 数	公共工事請負額		建築着工床面積	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	百万円	前年比	千平米	前年比
2022	5.2	2.0	2.5	1.3	▲ 1.2	▲ 7.9	340,357	▲ 1.2	1,519	▲ 3.3
2023	8.4	5.5	6.1	▲ 0.8	19.2	3.6	425,816	25.1	1,337	▲ 12.0
2024	6.0	4.9	5.4	10.2	▲ 9.3	1.5	405,602	▲ 4.7	1,206	▲ 9.8
2024 1	7.1	3.5	4.0	0.8	▲ 19.7	5.4	42,164	279.4	78	▲ 20.3
2	13.3	9.9	10.6	6.8	▲ 29.5	7.3	53,986	▲ 9.1	75	▲ 24.6
3	5.2	6.3	7.2	11.9	▲ 26.8	▲ 4.7	75,459	▲ 11.1	104	29.2
4	0.4	3.9	3.9	19.6	▲ 25.4	3.5	14,227	▲ 19.5	108	▲ 2.5
5	4.5	1.6	2.0	4.8	▲ 7.5	▲ 1.9	22,412	58.7	150	30.4
6	11.1	8.7	9.3	29.3	▲ 7.4	▲ 6.5	34,088	51.0	134	▲ 16.2
7	0.7	2.5	2.9	12.5	▲ 2.5	10.3	45,309	2.2	99	0.7
8	12.0	5.2	5.4	4.6	17.9	11.7	23,591	▲ 12.5	96	▲ 0.3
9	4.6	5.6	6.1	4.1	▲ 2.2	▲ 6.5	33,001	▲ 55.1	86	▲ 19.9
10	▲ 0.8	1.6	2.7	1.1	5.1	4.2	24,622	7.7	94	▲ 35.3
11	7.5	4.9	6.3	10.9	▲ 1.0	▲ 1.2	26,680	▲ 12.9	75	▲ 15.8
12	7.4	5.5	6.1	5.6	3.5	1.3	10,062	▲ 43.5	108	▲ 22.1
2025 1	11.5	5.3	6.1	8.9	38.5	1.6	20,977	▲ 50.2	72	▲ 7.2
2	3.4	0.2	1.0	-	43.1	▲ 3.9	26,062	▲ 51.7	-	-
出所	りゅうぎん総合研究所調べ				自販協	中古 自販協	西日本建設業保証 沖縄支店		国土交通省	

注) 新車販売台数の出所は沖縄県自動車販売協会、中古自動車販売台数は沖縄県中古自動車販売協会。

暦年	新設住宅着工戸数		建設 受注額	セメント 出荷数量	生コン 出荷数量	鋼材 売上高	木材 売上高	手持ち 工事額	建設関連 DI (単月)	建設関連 DI (3カ月移 動平均)
	戸	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	指数	指数	指数
2022	9,179	▲ 5.1	21.0	▲ 1.3	0.5	10.3	9.0	-	-	-
2023	10,183	10.9	32.4	0.6	▲ 0.1	14.6	▲ 2.5	-	-	-
2024	9,703	▲ 4.7	▲ 10.4	▲ 4.1	▲ 2.4	0.7	▲ 0.1	-	-	-
2024 1	768	▲ 14.2	▲ 73.8	0.4	▲ 1.5	25.2	7.6	263.7	▲ 7.1	▲ 3.6
2	640	▲ 2.6	▲ 17.0	2.7	2.5	34.2	21.1	261.1	0.0	0.0
3	638	▲ 4.8	201.5	▲ 8.7	▲ 12.0	▲ 19.8	3.2	290.1	▲ 10.7	▲ 6.0
4	852	16.2	410.7	▲ 6.7	▲ 10.1	6.4	5.3	288.0	▲ 3.6	▲ 4.8
5	804	4.7	36.0	▲ 0.3	▲ 0.8	2.6	5.3	290.6	0.0	▲ 4.8
6	962	▲ 20.7	▲ 55.1	▲ 2.7	1.0	0.1	▲ 2.5	281.5	0.0	▲ 1.2
7	955	3.4	8.6	▲ 9.0	3.3	8.1	10.5	277.0	▲ 14.3	▲ 4.8
8	744	▲ 12.2	▲ 61.0	17.0	31.0	▲ 3.1	2.7	300.1	▲ 3.7	▲ 6.0
9	810	▲ 4.1	▲ 40.4	▲ 14.2	▲ 17.0	▲ 5.9	▲ 10.1	305.2	▲ 3.4	▲ 7.1
10	906	21.3	117.1	▲ 9.7	▲ 7.6	▲ 7.5	▲ 11.0	299.2	▲ 3.4	▲ 3.5
11	766	▲ 2.0	▲ 23.2	▲ 9.5	▲ 9.3	▲ 1.3	▲ 17.8	299.9	0.0	▲ 2.3
12	858	▲ 22.1	▲ 50.2	▲ 0.2	3.8	▲ 7.7	▲ 8.5	288.7	0.0	▲ 1.1
2025 1	522	▲ 32.0	141.4	2.6	5.5	▲ 1.6	▲ 4.9	290.5	0.0	0.0
2	-	-	10.2	▲ 3.1	▲ 6.2	▲ 1.8	▲ 13.1	289.7	0.0	0.0
出所	国土交通省		りゅうぎん総合研究所調べ							

注) 手持ち工事額は、2015年平均=100とする。

暦年	入域観光客数		入域観光客数のうち外国客		ホテル稼働率(実数)		ホテル売上高(前年比)		観光施設入場者数	ゴルフ場入場者数
	千人	前年比	千人	前年比	市内	リゾート	市内	リゾート	前年比	前年比
2022	5,697.8	88.9	47.7	100.0	46.9	43.4	92.9	104.3	134.1	4.7
2023	8,235.1	44.5	986.3	1,967.7	57.4	56.0	40.8	33.3	63.0	3.3
2024	9,661.5	17.3	2,125.5	115.4	68.7	59.8	24.5	9.3	16.0	▲ 4.9
2024 1	629.1	18.2	120.3	168.5	58.9	46.4	15.9	6.4	25.9	▲ 2.3
2	719.2	20.3	144.8	233.6	72.0	59.8	18.8	14.5	26.6	▲ 2.0
3	845.1	10.3	164.1	155.6	69.7	58.8	10.1	▲ 4.1	13.6	▲ 3.4
4	749.3	11.9	158.9	138.2	63.5	58.4	26.6	8.0	17.6	▲ 8.7
5	707.5	9.7	148.5	91.1	55.5	51.3	17.6	▲ 5.6	6.9	▲ 13.1
6	744.5	12.2	166.9	44.9	64.4	59.0	19.5	7.0	6.2	▲ 6.4
7	912.0	17.1	219.7	90.7	70.5	65.9	26.6	4.0	5.6	▲ 5.8
8	1,003.8	37.8	235.0	143.8	72.7	62.6	39.5	9.6	43.0	17.8
9	831.0	17.0	196.2	84.1	70.3	62.1	35.4	11.4	21.0	▲ 13.3
10	886.7	12.5	192.3	66.6	76.2	69.7	30.2	8.1	9.6	▲ 11.0
11	810.8	17.8	174.0	91.0	77.5	63.4	33.2	11.0	7.1	▲ 6.5
12	809.5	21.4	197.2	107.1	73.0	53.7	20.9	15.5	20.3	1.1
2025 1	783.4	24.5	216.6	79.9	71.3	P52.9	28.4	P23.4	25.4	▲ 0.7
2	781.3	8.6	175.1	20.9	78.9	P62.4	15.8	P5.8	P14.5	▲ 4.4
出所	県文化観光スポーツ部 観光政策課				りゅうぎん総合研究所調べ					

暦年	企業倒産件数	負債総額		消費者物価指数	失業率(季調値)	就業者数	有効求人倍率(季調値)	新規求人数(県内)	広告収入
	件	百万円	前年比	前年比	%	前年比	倍	前年比	前年比
2022	34	6,120	▲ 44.3	2.8	3.3	2.1	0.98	22.5	▲ 2.9
2023	40	3,398	▲ 44.5	3.7	3.3	1.7	1.16	7.5	▲ 2.6
2024	54	5,479	61.2	3.3	3.2	1.2	1.13	▲ 4.2	▲ 0.2
2024 1	4	416	225.0	3.2	2.9	1.2	1.14	▲ 2.4	0.1
2	6	157	▲ 63.5	4.3	2.8	1.7	1.15	▲ 1.8	1.3
3	4	113	▲ 22.1	3.5	3.2	1.1	1.15	▲ 3.9	4.6
4	3	188	▲ 36.1	2.8	3.7	0.8	1.14	▲ 9.1	▲ 2.2
5	4	55	▲ 92.0	3.4	3.3	1.9	1.11	▲ 5.0	▲ 0.4
6	8	1,879	735.1	2.1	3.1	0.1	1.10	▲ 5.0	▲ 4.3
7	4	1,099	647.6	3.1	3.2	2.0	1.11	▲ 5.1	▲ 2.9
8	4	201	905.0	3.0	2.8	3.7	1.12	4.7	▲ 0.7
9	1	56	▲ 92.7	3.3	3.4	1.4	1.12	▲ 9.7	▲ 1.6
10	5	537	168.5	3.0	3.4	▲ 1.3	1.14	▲ 4.5	4.0
11	4	287	20.1	3.6	3.2	1.0	1.12	▲ 4.0	2.5
12	7	491	346.4	4.5	3.1	1.9	1.11	▲ 5.0	▲ 3.7
2025 1	6	336	▲ 19.2	4.8	2.7	0.6	1.09	▲ 3.3	0.7
2	2	98	▲ 37.6	4.5	-	-	-	-	-
出所	東京商工リサーチ沖縄支店		県企画部統計課			沖縄労働局		りゅうぎん総研調べ	

注) 消費者物価指数は、2021年7月より2020年＝100に改定された。

注) 失業率と有効求人倍率は、2024年12月以前の数値について新季節指数へ遡って改訂した。

注) 有効求人倍率(季調値)と新規求人数は、就業地ベース。

年度	銀行券 発行額	銀行券 還収額	銀行券 増減 (▲還収超)	貸出 金利 (地銀3行)	県内金融機関 の預金残高 (末残)		地銀3行預金量 (信託勘定含む末残)		地銀3行融資量 (信託勘定含む末残)	
	億円	億円	億円	%	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比
2022FY	2,581	3,453	▲ 873	1.332	60,834	3.6	60,065	3.5	41,959	2.3
2023FY	2,533	3,903	▲ 1,492	1.318	62,838	3.3	62,058	3.3	43,558	3.8
2024FY	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024 1	148	500	▲ 352	1.320	61,654	2.5	60,873	2.4	42,248	1.9
2	161	178	▲ 139	1.317	61,590	2.3	60,821	2.1	42,428	1.9
3	183	362	▲ 179	1.297	62,838	3.3	62,058	3.3	43,558	3.8
4	246	307	▲ 61	1.317	63,353	2.4	62,633	2.4	42,615	2.7
5	166	489	▲ 323	1.321	63,137	2.1	62,331	2.0	42,700	2.8
6	152	316	▲ 164	1.317	63,609	2.5	62,838	2.6	42,858	3.1
7	659	527	132	1.314	63,442	1.8	62,633	1.7	43,166	3.7
8	279	584	▲ 305	1.311	63,652	2.2	62,812	2.1	43,433	4.5
9	201	381	▲ 179	1.316	63,344	1.8	62,606	1.8	43,566	4.2
10	242	492	▲ 250	1.373	62,937	1.7	62,115	1.5	43,558	4.6
11	208	362	▲ 154	1.374	63,526	2.4	62,719	2.4	43,885	5.1
12	476	211	265	1.420	63,599	2.6	62,829	2.7	43,933	4.0
2025 1	161	589	▲ 427	1.423	62,709	1.7	61,867	1.6	44,059	4.3
2	-	-	-	-	-	-	61,886	1.8	44,573	5.1
出所	日本銀行那覇支店				日本銀行本店		沖縄県銀行協会			

注) 銀行券増減は、端数調整により一致しない場合がある。
注) 貸出金利は、暦年ベース。

年度	沖縄振興開発 金融公庫融資量 (末残)		沖縄県信用保証協会 債務残高(末残)		鉱工業生産指数 (季調値)		通関 輸出	通関 輸入
	億円	前年比	億円	前年比	2015年=100	前年比	百万円	百万円
2022FY	10,667	2.3	3,006	0.0	-	-	75,417	302,815
2023FY	10,197	▲ 4.4	2,919	▲ 2.9	-	-	52,671	288,310
2024FY	-	-	-	-	-	-	-	-
2024 1	10,203	▲ 4.9	2,936	▲ 2.2	83.7	11.6	2,138	14,788
2	10,211	▲ 4.8	2,924	▲ 2.4	84.2	11.3	1,691	16,725
3	10,197	▲ 4.4	2,919	▲ 2.9	80.7	4.4	16,581	10,902
4	10,144	▲ 4.5	2,885	▲ 3.4	76.5	6.2	4,260	20,379
5	10,079	▲ 4.6	2,856	▲ 4.1	74.4	2.2	2,123	19,958
6	10,018	▲ 4.6	2,841	▲ 4.4	72.5	▲ 0.6	7,384	25,091
7	9,905	▲ 5.4	2,831	▲ 4.7	75.5	7.2	3,042	55,228
8	9,877	▲ 4.0	2,810	▲ 5.2	70.9	3.1	2,076	38,014
9	9,811	▲ 4.2	2,792	▲ 5.7	71.3	▲ 9.4	1,810	12,758
10	9,678	▲ 6.2	2,788	▲ 5.6	74.0	1.5	2,062	14,711
11	9,631	▲ 6.4	2,778	▲ 6.0	69.8	▲ 9.4	1,968	24,723
12	9,600	▲ 6.3	2,761	▲ 6.3	92.8	▲ 0.9	2,040	45,032
2025 1	9,567	▲ 6.2	2,747	▲ 6.4	92.7	▲ 12.7	1,915	22,405
2	-	-	2,717	▲ 7.1	-	-	11,433	22,700
出所	沖縄振興開発金融 公庫		沖縄県信用保証協会		県企画部統計課		沖縄地区税関	

注) 県内金融機関の預金残高は、19年2月分より日本銀行(本店)ホームページ上で公表している県内預金合計に遡及改訂した。
注) 鉱工業生産指数は暦年ベース。暦年値、前年比は原指数の増減率。 2019年4月より2015年=100に改定された。
注) 貿易概況は、暦年ベース。

りゅうぎんポイントサービス



ポイント数に応じて
サービスいろいろ!

とくとく特典!

ポイントサービスのお申し込みがまだの方は、店頭
のポイントサービス申込み用紙にご記入のうえ、窓
口または郵便にてお申し込みください。



特典
1

ATM時間外手数料が
無料! ※当行ATM
利用時のみ

特典
2

当行本支店間の振込手数料が
無料! ※キャッシュカード
使用時のみ

ポイントサービスとは

日頃お世話になっているお客さまに対し、毎月のお取引内容をポイント化し、その合計ポイントに応じて手数料割引または金利優遇等の特典が受けられるサービスのことをいいます。

シルバーコース **50point** 以上 ゴールドコース **100point** 以上 エクセレントコース **200point** 以上

お問い合わせは右記のフリーコールまで



0120-19-8689

受付/9:00-17:00
(銀行休業日は除きます)

特集レポートバックナンバー

■令和5年

- 9月 No.647 (RRI no.206) 経営トップに聞く 株式会社すこやかホールディングス
特集1 県内の観光目的税導入を巡る動向と導入に向けた提言
特集2 沖縄県内における2023年プロ野球春季キャンプの経済効果
- 10月 No.648 (RRI no.207) 経営トップに聞く 株式会社琉球光和
特集 okinawa society5
- 11月 No.649 (RRI no.208) 経営トップに聞く 株式会社仲本工業
特集 防衛省関連予算の推移と経済効果について
- 12月 No.650 (RRI no.209) 経営トップに聞く 社会医療法人仁愛会
特集1 県内の一般廃棄物処理の状況と資源循環(リサイクル)推進に向けた提言
特集2 沖縄県と全国の所得格差についての分析

■令和6年

- 1月 No.651 (RRI no.210) 経営トップに聞く 医療法人HSR
特集1 県内在留外国人の動向と多文化共生社会の実現に向けた提言
特集2 沖縄県経済2023年の回顧と2024年の展望
- 2月 No.652 (RRI no.211) 経営トップに聞く 琉球フットボールクラブ株式会社
特集1 沖縄県の労働需給問題について
特集2 高齢化による沖縄の社会経済の構造変化
- 3月 No.653 (RRI no.212) 経営トップに聞く 株式会社レイメイコンピュータ
企業探訪 株式会社立神鐵工所
特集1 沖縄県内におけるカーシェアリング市場の動向
特集2 労働基準法改正が県内企業に及ぼす影響(2024年問題)
- 4月 No.654 (RRI no.213) 経営トップに聞く ニッシン株式会社
特集 台湾における自転車利用促進に向けた取組み
- 5月 No.655 (RRI no.214) 経営トップに聞く 琉球スポーツアカデミー株式会社
特集1 宮古島の観光と水問題について
特集2 沖縄県のデジタルツイン実現に向けた3D都市モデル整備と活用促進
特集3 2023年度の沖縄県経済の動向
- 6月 No.656 (RRI no.215) 経営トップに聞く 学校法人興南学園
企業探訪 株式会社琉佐美
特集1 沖縄県の主要経済指標

- 7月 No.657 (RRI no.216) 経営トップに聞く 株式会社日進商会
特集1 ダイキンオーキッドレディスゴルフトーナメント開催が沖縄にもたらす効果
特集2 県産品利用実態アンケート調査にみる製造業振興に向けた課題と提言

- 8月 No.658 (RRI no.217) 経営トップに聞く 株式会社フードリボン
特集1 沖縄県におけるスポーツツーリズムの実態調査
特集2 沖縄県内における2024年プロ野球春季キャンプの経済効果

- 9月 No.659 (RRI no.218) 経営トップに聞く 株式会社ライフコーポレーション
特集1 沖縄県内における台湾からの入域客の動向
特集2 沖縄県内におけるバス・タクシー運転手不足の現状と課題解決に向けた検討

- 10月 No.660 (RRI no.219) 経営トップに聞く 一般社団法人光の子グループ
特集 沖縄県内のマリンレジャー業界の現状と課題

- 11月12月合併 No.661 (RRI no.220) 経営トップに聞く 株式会社日本バイオテック
特集1 医師の働き方改革と沖縄県が抱える医療の課題
特集2 沖縄県内におけるジャパンウィンターリーグ開催による経済効果
特集3 コロナ後の沖縄県の景気動向

- 1月 No.662 (RRI no.221) 経営トップに聞く 株式会社あしびかんぱにー
企業探訪 有限会社首里琉染
特集 沖縄県内のホテル施設調査と需給バランスからみた課題と持続可能な観光へ向けた取り組み

- 2月 No.663 (RRI no.222) 経営トップに聞く 株式会社西自動車商会
特集1 沖縄県の労働市場の構造変化と今後の課題と展望
特集2 沖縄県経済2024年の回顧と2025年の展望

- 3月 No.664 (RRI no.223) 経営トップに聞く 株式会社昭和制作
特集 沖縄県における国発注公共工事の経済効果と建設業振興に向けた提言

- 4月 No.665 (RRI no.224) 経営トップに聞く 株式会社丸中商会
特集 沖縄県のスマート防災ネットワークの構築に向けた提言

バックオフィスから働き方改革はじめませんか？

あなたの会社は大丈夫ですか。

バックオフィスは利益に直結する業務がないため、後回しにされがちです。そのため、いまだにタイムレコーダーのデータ集計や給与計算を手で行っていたり、年末には従業員に年末調整の用紙を配付したりと負担が大きいです。



バックオフィスのIT化ができるシステムを多数取り扱っています。

勤怠管理

給与計算

人事・労務

販売管理

会計

その他



その他取り扱いしておりますのでお気軽にご相談ください

電子帳簿保存法の対応はお済みでしょうか。

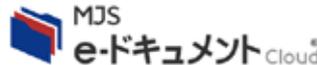
2024年1月1日から適用

電子データで授受した請求書・領収書・注文書等は一定の要件を満たした上で電子データによる保存が求められます。



月額4,980円～ コスパの高いクラウドサービス・各種プランをご用意しております。

電子取引は無いけど、文書を電子保管したいだけの方にもおすすめです。



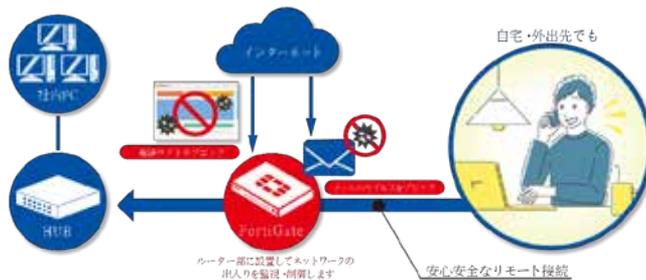
「FortiGate」で安心・安全なテレワークを始めませんか。

「FortiGateシリーズ」は、企業のインターネットゲートウェイに必要な9つのセキュリティ機能を一台で実現するUTMとして、世界シェア首位、日本市場でもシェアは70%を超えています。

UTM (統合脅威管理機能) 対応
次世代ファイアウォールを導入することで



会社のセキュリティ強化と
安全なテレワーク環境構築を実現!



お客様のニーズに合わせた提案をはじめとし、導入からその後の運用までしっかりサポートいたします！
お気軽にお問い合わせください。



沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
琉球リースビル総合ビル11階

お問い合わせはこちらから
システムソリューション部

☎ 098-869-5003

平日9時～17時受付

WEBサイトからも
お問い合わせ頂けます

りゅうぎん

検索



りゅうぎん調査

No.666

令和7年5月1日発行

発行所：株式会社りゅうぎん総合研究所
〒900-0025 那覇市壺川1丁目1番地9
りゅうぎん健保会館3階
TEL 835-4650 FAX 833-3732
印刷：沖縄高速印刷株式会社

